

福祉教育常任委員会・予算常任委員会（第二分科会）
及び決算審査特別委員会（第二分科会）

平成29年9月11日（月曜日）午前10時開会

出席委員（9名）

委員 長	佐藤 一 則	副委員 長	星 宏 子
委員	山形 紀 弘	委員	相馬 剛
委員	平山 武	委員	大野 恭 男
委員	金子 哲 也	委員	山本 はるひ
委員	中村 芳 隆		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

教育部 長	稲 見 一 志	教育総務課長	富 山 芳 男
教育総務課長 補 佐	平 井 克 巳	総 務 係 長	菊 地 直 路
給 食 係 長	小 高 久 美	学 校 整 備 推 進 室 長	鈴 木 幸 浩
学 校 整 備 推 進 室 主 査 (係長級)	中 山 和 成	黒磯学校給食 共同調理場長 兼業務係長	松 本 仁 志
共英学校給食 共同調理場長 兼業務係長	小 林 一 惠	西那須野 学 校 給 食 共同調理場長 兼業務係長	人 見 博 志
学 校 教 育 課 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	小 泉 秀 夫	学 校 教 育 課 副参事兼英語 教育推進室長	荒 井 毅
学 校 教 育 課 長 補佐兼学校支 援教職員係長	藤 田 健 司	学 校 指 導 係 長	相 樂 尚 志
児 童 生 徒 サ ポ ー ト セ ン タ ー 所 長	薄 井 拓	児 童 生 徒 サ ポ ー ト セ ン タ ー 児 童 生 徒 係 長	大 森 美 香
生 涯 学 習 課 長	室 井 勉	生 涯 学 習 課 長 補 佐 兼 文 化 振 興 係 長	小 池 久 史

生涯学習課 主 幹	吉 村 敏 昭	生涯学習係長	吉 田 和 則
文化振興係主 査 (係長級)	石 川 敦 史	青少年係長	添 谷 弘 美
那須野が原 博物館長	金 井 忠 夫	那須野が原 博物館長補佐	松 本 裕 之
黒磯公民館長	君 島 紀 夫	スポーツ振興 課 係長	後 藤 修
スポーツ振興 課長補佐兼 管理係長	織 田 康	スポーツ振興 係 係長	東 泉 秀 幸

出席議会議務局職員

書 記 磯 昭 弘

議事日程

1. 開 会
2. 教育部長挨拶
3. 審査事項

[教育総務課]

予算常任委員会 (第二分科会)

- ・議案第 7 1 号 平成 2 9 年度那須塩原市一般会計補正予算 (第 3 号)

決算審査特別委員会 (第二分科会)

- ・認定第 1 号 平成 2 8 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[学校教育課]

予算常任委員会 (第二分科会)

- ・議案第 7 1 号 平成 2 9 年度那須塩原市一般会計補正予算 (第 3 号)

決算審査特別委員会 (第二分科会)

- ・認定第 1 号 平成 2 8 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[生涯学習課]

予算常任委員会 (第二分科会)

- ・議案第 7 1 号 平成 2 9 年度那須塩原市一般会計補正予算 (第 3 号)

決算審査特別委員会 (第二分科会)

- ・認定第 1 号 平成 2 8 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[スポーツ振興課]

予算常任委員会 (第二分科会)

- ・議案第 7 1 号 平成 2 9 年度那須塩原市一般会計補正予算 (第 3 号)

決算審査特別委員会 (第二分科会)

- ・ 認定第 1 号 平成 2 8 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

開会 午前10時00分

◇

◎開会及び開議の宣告

○佐藤委員長 皆さん、おはようございます。

本日は、9月定例会の常任委員会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本定例会で当常任委員会が審査すべき案件は、福祉教育常任委員会としてはございませんが、予算常任委員会付託案件のうち当分科会で審査すべき補正予算案件4件及び決算審査特別委員会付託案件のうち当分科会で審査すべき決算認定案件4件につきまして、関係所管課のところでも随時、予算常任委員会（第二分科会）及び決算審査特別委員会（第二分科会）へ切りかえて審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査をお願いいたしますとともに、円滑な進行にご協力くださいますようお願いを申し上げまして、挨拶いたします。

○磯書記 ありがとうございます。

それでは、3の審査事項のほうに入ります。

ここからの議事進行は委員長のほうでお願いいたします。

◇

◎教育部の審査

○佐藤委員長 それでは、ただいまから審査に入ります。

次第により順次進めてまいります。

これより教育部の審査を始めます。

審査に先立ちまして、稲見教育部長からご挨拶をよろしくお願いいたします。

○稲見教育部長 （挨拶。）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

◇

◎教育総務課の審査

○佐藤委員長 それでは、教育総務課の審査に入ります。

これより予算常任委員会（第二分科会）に切りかえて審査をいたします。

◇

◎議案第71号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。課長。

○富山教育総務課長 （議案第71号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。委員の方、質疑はございませんか。山本委員。

○山本委員 今の債務負担行為のことなんですけれども、分けてある事情はよくわかったんですけども、黒磯調理場は、そういたしますと、今の3,800が1,600になって、この5年間の予定、その先はどんなような形でやっていくということでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 新共英調理場ができたときに1,600食になる予定です。その後は当面その食数で黒磯調理場は進むものというふうに思っております。

○佐藤委員長 そのほか質疑はございませんか。相馬委員。

○相馬委員 予算執行計画書の9ページ、西那須野学校給食共同調理場の管理運営費の蓄熱槽、先ほど10基のうち1基の修理ということだったんですが、この10基は同時期に設置したものなんですか。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 同時期に設置したものでございます。また、一部につきましては去年修繕をかけているものもございますが、今回のものについては、設立時からずっと使っているものでございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、昨年は何台修理したのでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 3台でございます。

○佐藤委員長 そのほか質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討議はないようですので、それでは、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決をいたします。

議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第71号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 続きまして、決算審査特別委員会（第二分科会）へ切りかえて審査を行います。

ここで中村監査委員の退室を許します。

〔中村監査委員退室〕

○佐藤委員長 議会基本条例第7条により、議会の会議は公開を原則としております。当委員会の傍聴希望がありましたので、委員会条例第17条及び先例に基づき、これを許可いたします。

それでは、認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○富山教育総務課長 （認定第1号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 小学校の管理費の301ページと中学校の管理費の311ページ、同じことなので一括でお聞きしたいと思います。

先ほど学校別配当予算の説明の中で、需用費を、今まで電気料とか水道料を教育委員会で持っていたものを各学校に配置がえをしたということで、予算説明のときにしていたかもしれないんですが、予算のときには委員会が違ったので、すみません、決算で聞かせてほしいんですが、これ需用費をそ

のように各学校に分けた理由を聞かせてください。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 こちらの学校に担当した理由でございますけれども、いわゆる学校そのものが、自分たちの学校に対しての運営とか、あとは経費がどうなっているか、そういうものを学校が自分たちのものは自分たちが管理しなければならないというふうなところから、自分たちで支払いをしながら経費削減、そういうものをしていただきたいということから、学校担当にしたものでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そういたしますと、学校運営というんですか、経営というんですか、そういうものの考え方そのものが、那須塩原市自体が各学校にできるだけ任せようというふうの方針をそちらに持っていった結果というふうに考えればいいんですか。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 そうです。自分たちの学校の経営は自分たちがするというのが基本的な考えでございますので、その中で、電気水道料につきましても自分らで差し引きをしながら経費節減、そういうものをしてもらいたいということからやったものでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 28年度からエアコンの設置が始まって、今年度、先ほどのご説明によると7校が動き出したということなんですが、多分多量の電気代がかかるようになってくるんだと思うんです。そういうことも関係しているのかなと感じたんですが、それは全く関係ないということよろしいんでしょうか。

○佐藤委員長 課長、どうぞ。

○富山教育総務課長 今回の学校担当につきましては、エアコンとはまた別の考えでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そのところはわかりました。

これは推移を見ていけば、どこの学校がどのくらい使っているというのはこれからわかっていくんだと思うんですけれども、ほかのことで、学校はそれぞれ使い道が決まっているものと、それぞれの学校の校舎の経年数が違うとか、あるいは小さな学校、大きな学校によって、お金のかかってくるものというのは、同じものもあるし、違うものもあると思うんですが、この需用費以外にも、学校に任せて、今後はそれぞれで運営をしていくという方向なのか、あるいは、今までは一括で払っていたものを学校に任せて、これから担当を多くしようとするものがあるのかどうか。

○佐藤委員長 課長、どうぞ。

○富山教育総務課長 今現在、学校担当にしているものはコピー機の保守料とか、あとは通信運搬費とか切手代とか、そういうものをお願いしておりますけれども、これ以降、また学校にお願いしようと思っているものは、今のところ持ち合わせていないです。今までどおり学校担当の中でやっていくという考えです。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 これ28年度決算ですので、ことしも同じように多分需用費についてもやっていると思うんですが、学校のほうの、こういうやり方になって、反応というんですか、その辺について、もしおわかりでしたら教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 こちらの支払いにつきましては、いわゆる水道料金などを支払うのは期間が短いところがございます。電気代ですと、支払うまでの期間が2週間、3週間という期間があるんですが、水道のほうは支払いまでにちょっと期間が短いところがあって、事務員さんがちょっと忙しい

いときになかなか間に合わないというような部分もございました。

なので、うちのほうから、水道課が皆さんに通知する前に、まず教育委員会において情報を得て、それを各学校さんに流して、この金額で証書を切ってくださいとか、そういうふうなもので対応してやっているところがございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そういたしますと、学校の光熱水費、まあ電気代と水道が大きいんだと思うんですが、そういうものというのは、学校の、何ですか、引き落とすのではなくて、支払いの請求が来てから学校が支払いに行くという方法なんですか。すみません、ちょっとわからなかったもので、その辺教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 こちら、支払いにつきましては、市役所の支払いと同じで、財務会計で証書を切りまして会計課のほうへ提出するというやり方になっております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 今聞いていて思ったんですけれども、先ほど関谷小学校が電気代延滞したという、料金としては非常に少ないものではあるんですが、8日間おくれたというようなことからしても、学校は学校の車も持っていませんし、人手がたくさんあるとも思えませんし、仕事がどんどんふえて、先生方も仕事が多分ふえていて、まあ用務員さんがいらっしゃるんでしょうけれども、事務員さんもいらっしゃるんでしょうけれども、日々多分ご自分の仕事をたくさん持っていらっしゃる中で、余り小さくない金額を毎月、水道は二月に1度なんでしょうけれども、決まった日に払いに行かなければならないというのは結構大変なことだと思うんですが、そういうやり方で何かもっと合理的

な方法というのはいないんですか。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 学校配当予算、今の支払い分ですと、我々市役所なんかは電気代、水道代の支払いはやっぱり会計課へ証書を持っていくというやり方になるかと思うんですが、ですから、今回学校さんでも、やっぱり公会計でやっている以上は、今の流れの中でやってもらうしかないのかなというふうには思っております。

ただ、学校さんが持っている私会計のPTA会費とか、そういうものについては、いわゆる今研究しているのはネットバンクは使えないとか、そんなものを各学校さんではちょっと検討、研究しているみたいですので、私会計の部分につきましてはそういうふうなやり方もあるかと思うんですが、ちょっと公会計の部分につきましては、この市役所の流れと同等なものでちょっとやらせてもらっているところがございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 需用費が3倍ぐらいにふえていて、何なんだろうなと思いながら、私自身は多分エアコンをつけて電気代がふえたので、それを学校ごとではっきりわかるように分けたのかなと思っていたんですが、それだけではないようなんですが、聞いておまして非常に、何といいますか、つまり子どもの教育をすることと直接ではないこういう仕事が合理的にはなっているのかとは思いますが、それでもって学校の先生方の負担、事務員の負担、校長の責任というような部分がふえるというのは少し問題だと思いますので、その辺は何か工夫をしていただけたらいいなというふうに思いますが。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 こちらにつきましては、先ほど申しましたそれぞれの学校さんで学校運営、経

営、そういうものを作ってもらうというところでちょっとお願いしているところがございます。学校事務員さんの負担軽減というものにつきましては、今我々のほうでちょっと検討しているのが、学校給食費の収納システムといたしますか、そういうものをうちのほうで入れられないかということでちょっと研究しているところがございます。そういうものがあれば、多分、学校事務員さんの給食に係る時間といたしますか、そういう部分が大幅に削減できると思いますので、そういうふうなものを別のほうで学校事務員さんの負担軽減を図っていききたいというふうに思っております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 別なところなんです、すみません、ちょっとページを忘れたんですが、先ほど教材がおくられて延滞金を支払っていただいたというのが歳入であったんですけども、金額は大きくはなかったんですが、学校の子どもたち、こういうことが起きて、教育そのものに、あるいは授業に問題はなかったんでしょうか、すごく大きな問題だと思って聞いていたんですが。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 こちらの納入のおくれた器材が、骨と筋肉の動きをかたどる実験機といたしますか、そういうふうなものでございます。こちら、納入業者が落とした後、製造会社のほうに問い合わせしたところ、ちょっと製造が間に合っていないということから54日ほどちょっとおくれたものでございますが、そのかわり、ほか、これが古くて交換でございますので、その間はその古いやつをちょっと使ってやっていたということで、授業そのものには影響はないというふうに聞いています。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 その点はわかりました。

こういうことってよくあることなんですか。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 こういうものにつきましては初めてでございます、教育委員会としては。

○山本委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。山形委員。

○山形委員 296ページの各小学校にスクールバスということで、鍋掛小、高林小、関谷小、塩原小ということで、どれぐらいの方々がスクールバスを今現在利用しているのか、その辺をお聞かせください。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 利用者数につきまして、合計で271名、これは名簿上でございます。271名でございます。

細かく言ったほうがよろしいですか。

○山形委員 何人ぐらいでバスが1台、鍋掛小のスクールバスでしたら何人利用しているとか。

○富山教育総務課長 はい。

じゃ、東原小学校からいきます。東原小学校が7人でございます。これは、バスではなくてワゴン車を使っているところでございます。

大原間小学校が29人。

高林小学校ですけれども、3つのルートがございます。鳴内から来るルートに26人、穴沢から来るルートに34人、戸田から来るルートに32人でございます。

塩原小中学校でございます。新湯のほうから来るのが19人でございます。

あと、鍋掛小学校。望田のほうから来るのが18人、寺子が13人。

あとは、関谷小学校が29人。

あと、すみません、飛ばしてしまいました。塩原小中学校で福渡のほうから来るのが、名簿上は

64人ということになってはいますが、実際にはこれは中学生も入っております、ちょっと乗っていないという部分がございます。大変申し訳ございません、実態としてはちょっと64まではいないということです。

○山形委員 わかりました。

あともう一つよろしいですか。

○佐藤委員長 はい。

○山本委員 学校給食のノロウイルスの定期検査でございますが、定期というのは年何回ぐらい定期でやられているかお聞かせください。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 こちら、ノロウイルスの繁殖しやすい時期ということで、10月から3月におきまして毎月1回やっております。

○山形委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 学校給食費の滞納の件なのですが、教育委員会の点検調査の報告書の中で、やはり早期対応が大切であるということでマニュアルを早急に作成するというので自己評価のほうには書いてあったのですが、それと今回もおくれて、遅延のほうが出ているんですけれども、マニュアル作成はいつごろまでにつくるとかというお考えはあるのでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 マニュアルにつきましては、ことし中にはつくっていききたいというふうに思っております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 すみません。じゃ、幾つかございますが、まず283ページの1款2項、すみません、10款の1項2目事務局費の中の委託料で、黒磯中

学校校用地地図訂正業務、これは業務内容をちょっとお知らせいただいてもよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 こちらにつきましては、黒磯中学校の公図をとったところ、ちょっと公図が違っていたという部分がございます、その公図の修正をかけたところでございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 続きまして、284ページ、奨学金給付費でございますが、奨学金給付9名ということだったんですが、これは申請も9名だったのでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 一般枠の応募は7名で、医療系・福祉系・保育系の応募が5人でございますので、合計12名でございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 平成27年度決算額が180万、平成28年度決算が180万ということになっているんですが、奨学金で毎年毎年申請があつて、例えば大学で4年間ということになっていますと、27年度よりも28年度とふえるというイメージがあったんですが、そういうことはないのでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 こちらにつきましては、給付型でございます。1人1回20万円を払うだけでございますので、1年に1回だけでございます。だから、次の年もまたもらえるというものではない。こちらにつきましては貸与型になってきますので、毎月5万とかもらうというのが貸与型のほうで、給付型は1人1回ということです。

○相馬委員 了解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

大野委員、どうぞ。

○大野委員 すみません、185ページの衛生費で、

放射能対策事業の中で丸ごと検査等やっているわけなんですけれども、基準値を超えちゃったというケースがあったのかどうか。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 基準値を超えたことはございません。検出そのものがございません。

○大野委員 了解です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
相馬委員。

○相馬委員 すみません。295ページのスクールバス運行費で、賃金のところで臨時運転手4名というのがございますが、「臨時」というのはその日1日だけということなんでしょうか。それとも、1カ月間だけというか、それともどういうことで臨時を……。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 運転手につきましても、いわゆる正職員を必ずしも配置できていないという部分がございますので、運転手として臨時さんを1年間雇ったところでございます。雇っているところとしましては、東原小学校、大原間小学校、高林小学校の3校なんですが、大原間小学校で途中でやめた方がいたものですから、その後も1人というふうに数えて合計で4人になってございます。

○相馬委員 わかりました。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 歳入です。

41ページの給食費の99.88%のその残りの未納の25人の理由がわかれば教えてください。払えなくて払わなかったのか、悪質なのかという。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 その理由ということでございますが、明らかな理由というのはございませんけれども、把握はしていませんが、ただ経済的に苦しいとか、そういった場合には、就学支援援助が

ありますよとか、そういうものを学校さんからその保護者の方に伝えさせてもらっています。ですから、もし本当にもう収入がない場合には、そういうふうなものを活用してもらっているところなので、この25人につきましては、ある程度の収入はあるものというふうに思っております。ですから、収入がなくて払えないよりも、払う意思といいますか、そういうものが大きいのかなというふうに推定しているところでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。

25人と、人数だけなんですけれども、この方たちは28年度だけだったのか、あるいは長く未納しているのか、その辺をちょっと。

○富山教育総務課長 じゃ、給食係長からいいですか。

○佐藤委員長 係長、どうぞ。

○小高給食係長 一人一人、細かくはチェックしていませんが、ほぼ現年度、28年度のみ滞納者です。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 先ほど星委員ができるだけ滞納しないように早く払っていただけるようなことがというようにお話をされていましたが、今、もう29年度に入ってしまったんですが、28年度だけだということであれば、何らかの対応によって払える能力ありということであれば、払っていただくことができるのではないかとというふうに思うんですが、その辺はどのように対応しているのか教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 こちらにつきましては、督促状の発送と、あと夜間徴収ですかを年に三回ほどやっております。29年度においては5月に……。夜間徴収は。

〔「4月ですね」と言う人あり〕

○富山教育総務課長 夜間徴収につきましては、4月と、あと9月、12月というふうなものでやって対応しているところです。

その中で、やはり先ほどもありました、経済的な理由で払えないとか、そういうことがあるのであれば、それは分割納付とか、そういうふうな相談にも乗りますし、今後の給食費につきましては、そういう就学支援の援助とか、そういう制度がありますよというようなところで対応をさせてもらっているというところでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、この時点で払って来ていなかった25人というのは、本当に悪質で、いろいろな手だてを差し出しても払う気がない人で、もしかすると、法的措置をとる可能性がある人だというふうに考えていいんですか。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 これにつきましては、29年度の、学校さんで28年度は集めているという状況でございますので、29年度になって教育委員会のほうが引き継ぐという形になっております。そういう中で、そういう督促状、そういうものを送っていますし、また夜間徴収なんかもやっていきます。最後の最後には裁判というか、そういうふうなものも、どうしても納めていただければそういうものも考えていかなければならないというふうには思っております。

○山本委員 以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 296ページの外国語教育推進事業、70事業の一番下に、賃借料で外国語補助教諭のパート代……

〔発言する人あり〕

○相馬委員 失礼しました。

〔発言する人あり〕

○相馬委員 じゃ、すみません。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 307ページの小学校教材整備、30事業のプラスバンド楽器というふうにあります、小学校で、プラスバンドがある小学校とない小学校があると思うんですが、これはどちらの小学校なんでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 プラスバンド楽器でございますけれども、南小学校、大山小学校と横林小学校でございます。

○佐藤委員長 どうぞ。

○相馬委員 これは、各学校でプラスバンド部が設立された場合は、学校からの要請があればこういう器具は用意しているということでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 そうですね。今回、修繕等につきましても計画的に各学校さん割り振りしながらやっておりますので、各学校から要望があればそういうふうに配置していくという考えでございます。

○相馬委員 了解しました。

○佐藤委員長 じゃ、ほかに質疑はございませんか。

○相馬委員 ありました。すみません。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 304ページの下から9行目、大原間小学校の扇風機取り付け工事なんですが、先ほど大原間小学校はエアコンを取りつけているということだったんですけれども、ここでまた扇風機を取りつけているんですが、どういう内容でしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 こちら、大原間小学校の扇風

機の取り付けでございますけれども、平成28年度、学級数が2クラスふえました。2クラスふえたために、設置されていなかったのを扇風機を設置したということですので、エアコンの設置につきましては、今年度、29年度に設置でございます。

○相馬委員 了解いたしました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 同じ306ページの小学校エアコン整備事業なんですけど、これ、小も中もまだ設置の途上ということで始めて、3校、7校でしょうか、今終わったということで、29年度にもかかっている話ではあるんですけども、最初に予定していた金額設定と、それから工事、およそこの予算の中で思ったような金額でできているんでしょうか、そのところを教えてください。

○佐藤委員長 室長。

○鈴木学校整備推進室長 当初エアコンの事業費としまして想定していたのが、エアコン、1教室におおむね1台ということでございますので、1教室といいますが、1台という中で250万程度を予定していたところなんですけれども、実際のところ、今おおむね200万程度で1台設置できているという状況でございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 それは、入札で安くなっているということなんですか。それとも、当初の設計を少し多く見積もり過ぎていたということなんですか。

○佐藤委員長 室長。

○鈴木学校整備推進室長 これにつきましては、エアコンの整備に必要なものとして、エアコン本体と、それからそれを動かすための電気の部分でございまして、電気の部分につきましては、既存の受変電設備で賄える学校はおおむねなくて、どうしても既存の受変電設備をそのまま外側は使

いながら中の容量をアップするという対応できている学校と、それから基本的にそれでは大きさが間に合わないというところで、全て受変電設備を入れかえなければいけないという学校がございまして、その辺の詳細な調査が当初の計画の中では当然できておりませんので、その中で、実際に設計してみた際に、思ったより既存の受変電設備を、おおむね箱をそのまま採用できて、中身の入れかえ、容量アップだけで対応できたというところで当初の見込みよりも大幅に下がっているということでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、今年、29年度、30年度と、ほかの学校をやっていくに当たりましては、古い学校もあるでしょうしということで、このまま、じゃ、200万円ぐらいで一つがつくというわけではなく、それぞれやっていくことによって学校によって違うというふうに理解してよろしいわけですね。

○佐藤委員長 室長。

○鈴木学校整備推進室長 現在、30年度に設置します小学校につきましては、現在設計中でございますので、それをもとに新年度の予算を要求していきたいというふうに、考えておりますので、その中で、1台当たり20万で済むのか25万に近づくのかということにつきましては、現在のところ、ちょっとまだ不明でございます。

○山本委員 25万。

○鈴木学校整備推進室長 すみません。失礼しました。

200万で済むのか250万円に近づくのかということにつきましては、現在のところ不明でございます。

○山本委員 了解です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 307ページの2項2目の備品購入費で、庁用器具費の難聴学級用補聴器になっているんですが、この補聴器の詳しい内容を教えていただきたいんですけども。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 こちらにつきましては、大山小学校ですね、耳の不自由な方が入ってきていると。そのときに、ワイヤレスマイクと、あと受信機、そういうものをその子どもに貸して授業をしているというところで、それを購入したものでございます。

○星副委員長 わかりました。
すみません。1人ですか。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 1人でございます。
〔「関連して」という人あり〕

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 今のことなんですけれども、たまたま難聴の方なので、補聴器16万6,095円になっていますが、例えばほかの障害を持っていらっしゃる方が普通学級に入りたいということはあると思うんですね。今までエレベーターをつけたりということもしていたんですが、例えば呼吸器をつけているような子どもが入ってきたときには、その子に付き添うための看護師などが必要だと、その費用も市は出すことができるようになっているんですか。

○佐藤委員長 課長。

○富山教育総務課長 申しわけございません。

そちらにつきましては、市採用職員ということになるかと思えます。いわゆる生活支援での先生を配置するかという部分になってくるかと思えますので、大変申しわけないんですが、ちょっと学校教育課さんのときに聞いてもらってもよろしい

でしょうか。

○山本委員 すみません。わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。
〔「異議なし」という人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。
それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」という人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、それではこれより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「ありません」という人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで中村監査委員の入室を許します。

〔中村監査委員入室〕

◇

◎その他

○佐藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

星副委員長。

○星副委員長 (奨学金を受けている学生の地元へ

の就職について)

○佐藤委員長 委員の皆様からそのほかございますか。

山本委員。

○山本委員 (学校でのエアコンの使用状況等について)

○佐藤委員長 そのほか、委員の皆さんから何かございますか。

[「すみません、1点だけ」と言う人あり]

○佐藤委員長 どうぞ。

○相馬委員 (学校給食の量等について)

○佐藤委員長 そのほか皆さんのほうから、委員の皆さんから何かございますか。

[発言する人なし]

○佐藤委員長 なければ、教育総務課の皆さんのほうから何かございませんか。

[「特にございません」と言う人あり]

○佐藤委員長 それでは、教育総務課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで10分休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時22分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎学校教育課の審査

○佐藤委員長 それでは、学校教育課の審査に入ります。

これより予算常任委員会(第二分科会)に切り

かえて審査をいたします。

◎議案第71号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。
課長。

○小泉学校教育課長 (議案第71号について説明)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 単価見直しはわかったんですけども、予定人数がふえていることによる、今後、どのくらいの人数を見込んでいるんですか。

○小泉学校教育課長 当初の予算で言いますと、小学校の要保護が14、準要保護が489、それから、中学校の要保護が15、準要保護が344を見込んでいたんですが、既に現時点で小学校のほうは要保護、準要保護合わせまして556、それから、中学校が要保護、準要保護合わせまして380という状況にあります。このままふえていった場合を見込んだときに、今年度末におきましては、小学校のほうで要保護が17、準要保護が609になるであろうと。それから、中学校のほうは要保護が12、準要保護が400になるであろうというふうに見込んでおります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 人数の多いのはちょっとびっくりしたんですが、わかりました。これは年度途中からの希望というんですか、要望というのは、支払うお金については、当初ではないので、最初に用意す

る文房具とかというものは除くと思うんですが、
どんな計算をして渡すんですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○藤田学校教育課長補佐 交付種目によって異なりますけれども、例えば給食費でしたら、その認定月から。学用品費、これは年間限度額というものが定まっておりますので、その認定月から月割り計算で交付をするようにしております。限度額までは途中では支給は全額はしていない……。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 先ほど、単価見直し等の限度額という言葉が出たんですが、那須塩原市は限度額いっぱいいっぱい払っているんですか。

〔「国の基準だと」と言う人あり〕

○佐藤委員長 課長補佐。

○藤田学校教育課長補佐 学用品費関係につきましては、限度額いっぱい支払っております。そのほかの実績において支払っているものが、給食費、修学旅行費、あとは校外活動費というものございまして、遠足とかでバスを使用していく場合につきましては、それは実績額をもとに支給をしております。

以上です。

○山本委員 了解です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 先ほど、国のほうで単価見直しということだったんですが、これについて補助金とかはないんでしょうか。歳入の補助金は特別なんでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 この就学援助費につきましては、要保護者については国から2分の1の補助があるんですけれども、準要保護者については補助はありません。

○相馬委員 了解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
星副委員長。

○星副委員長 この要保護、準要保護の児童生徒数が年々ふえてはきているんですが、最初に当初予算を組むときに、ある程度多目には予算を組んでいるのかなとは、前年の実績も踏まえて、多目に予算どりをしているのかなと思うんですが、今の経済状況で、それを上回る勢いで、この要保護、準要保護がふえてきているのかどうかをお伺いしたいんですが。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 確かにふえております。ここ数年、特にふえておまして、準要保護、要保護合わせて、小中学校全部合わせた数で申し上げますと、24年のときに763であったのが、28年には981になっております。今年度、29年度も現時点というか、8月14日時点なんですけれども、936という数字になっておりますので、明らかにふえてきているという状態にあります。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 そうしますと、今度、来年度の予算を組むときには、1,000名を超えるぐらいの部分で予算編成とかを今後、考えていくような形になるんですか。

○佐藤委員長 部長。

○稲見教育部長 予算につきましては、財政との協議がございまして、満額つくかどうかは、今のところ未定でございまして。満額つかないというか、予算の関係があるので、途中で今回みたく新入学用品が倍ぐらいに単価が上がったので、あと人数がふえてきたので補正ということですが、基本的には予算総計主義で、当初に上げるべきですが、それは財政との絡みもありますので、扶助費も結構金額を要していますので、予算は1,000

名でありますが、実際は800名かもしれませんので、
そういう状況はあります。

○星副委員長 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑はないようですので、質疑を終
了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了
いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はござ
いますか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 ないようですので、これより討論を
行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終
了し、採決いたします。

議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補
正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきも
のとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第71号については原案のとおり可
決すべきものと決しました。

続きまして、決算審査特別委員会（第二分科
会）に切りかえて審査を行います。

ここで中村監査委員の退室を許します。

〔中村監査委員退室〕

〔「傍聴を希望します」と言う人あり〕

○佐藤委員長 議会基本条例第7条により、議会の
会議は公開を原則としております。当委員会の傍
聴希望がありましたので、委員会条例第17条及び
先例に基づき、これを許可いたします。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 それでは、認定第1号 平成28年度
那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを
議題といたします。

執行部から説明をよろしくお願いをいたします。
課長。

○小泉学校教育課長 （認定第1号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたが、ここで昼食
のため休憩といたします。

午後1時再開をいたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時00分

○佐藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を
再開いたします。

先ほど説明が終わりましたので、質疑を許しま
す。

相馬委員。

○相馬委員 小学校活動支援費、それから中学校活
動支援費、これは両方にあるんですが、学校活性
化創造事業、これの各小学校、中学校で代表的な、
何というんですか、成果というか、どういうもの
だったのか、お聞かせいただきたいと思います。

〔「何ページですか」と言う人あり〕

○相馬委員 ごめんなさい。小学校だと309ページ、
中学校だと316ページ。

まず小学校活動費、2項2目小学校活動支援事
業、60事業の補助金。学校活性化創造事業。

○佐藤委員長 課長補佐。

○藤田学校教育課長補佐 こちらの学校活性化創造事業補助金につきましては、各学校で特色ある教育活動を進めるために交付している補助金でございまして、例えば学校独自で伸ばしたい教科、この学校では国語ということを重視して伸ばしたいといった場合に、朝の授業ですか、そういったところとか、放課後の授業に特化して、例えばドリル学習ですとか、そういったものを学校独自で伸ばすための施策として行っているものでございます。

また、ほかに学習だけではなく、体力を伸ばしたいという学校につきましては、例えば放課後とか朝の学習のときに、例えば縄跳びを取り入れた授業ですか、そういったものを取り入れて子どもの体力を伸ばすといった取り組みに対して補助金を交付しているものでございまして、各学校の取り組みの状況によりまして交付する、何ていうんですか、できているものは違ってきております。

以上です。

○相馬委員 了解しました。

すみません、もう1件いいでしょうか。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 315ページ、中学校教育指導事業の中で委託料、学級満足度アンケート実施事業というふうにあります、この実施した内容とその結果、ありましたらお伺いできればと思うんですが。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 これは、ハイパーQ Uというふうな呼び方をしているものでありまして、それぞれの学校、全ての学級について、今、どういう状態であるかというのを客観的なデータをもって判断するものなんです、年に2回行っております。1回目が年度の早い時期に、2回目は遅い時期に行っているんですけども、今、その学級がどういう状態にあるか、つまり子どもたち一人一

人が満足しているのか、そうではないのか、またはちょっと孤立ぎみなのか、そういったものが把握できます。したがって、その孤立ぎみであったり、何か悩みを抱えているかなという子どもが見えてきますので、その子に対してその後の期間で支援をするということで、2回目に行ったときには満足している子どもたちがふえているという状況にあります。

やはり、いじめ、不登校等を防止する上でも、学級の状態を客観的なデータで把握するというのは重要なデータとなっております。

以上でございます。

○相馬委員 了解しました。

○佐藤委員長 そのほか質疑ございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 すみません、309ページの2項2目、ただいまの相馬委員のほうから言われた学校活性化の下、一番下の小規模特認校支援事業なんです、この小規模特認校の支援事業の内容を教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 これは、市内にあります小規模校に対しまして、特認校制度を利用して、子どもたちをふやすための、ためのというような言い方はおかしいかもしれませんが、それぞれの学校で特色ある教育活動、取り組み、それを発信して、少しでも児童がふえるように、学区外からの子どもが入ってくるようにということで、各学校さまざまな取り組みを行っております。中には、英語教育に特化して頑張っていたりとか、それから地域の人たちと一緒に、総合的な学習の時間なんかを通じて自然観察とかそういったものを行ったりとか、それぞれが特色ある取り組みで、少しでも、小規模ではあるんですけども、人数をふやしていこうという取り組みを行ってお

ります。

以上です。

○佐藤委員長 副委員長。

○星副委員長 そうした取り組みも、もう結構数年たつかと思うんですけども、実際のところ、そこでふえたという事例はありますか。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 例えば波立小学校でありますけれども、25年度あたりから29年度を比較しますと、徐々にふえてきております。

やはり、その取り組みが功を奏してふえている学校もありますけれども、もちろんなかなか苦しいところもあるのが現実であります。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 波立小学校のそのふえた取り組みというのは、具体的にどういった取り組みなんですか。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 波立小学校におきましては、グローバルタイムという時間を設けまして、外国人とのさまざまな交流活動を通して他国の言語や異文化を理解するなんていうことを中心にやると。例えばアジア学院を訪問したりとか、そういった活動を通して、そんなことをやったりしております。

それから、放課後学習室ということで、個々に応じた個別指導ですね、それを放課後の時間を使ってやっていると。

あとは、ほかのところもそうなんですけれども、小規模特認校におきましては、学校独自のパンフレットをつくりまして、それを掲示したり、またはホームページに載せたりとかということもやっております。

以上でございます。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 波立小学校の放課後学習室というのは、すごくいい取り組みだなと思うんですが、そういったやはり大きな学校ではなかなか、例えば手が回らない、そういったお子さんに対して、やはりこの小規模校だったらば放課後の学習室というのがあるからということのうたい込みの一つになってくる取り組みじゃないのかなと思うんですが、波立小学校以外でもそういった放課後学習室をやっている特認校ってあるんですか。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 横林小学校におきましては、放課後寺子屋塾なんていう形で、部活動がない1年生から3年生の希望者を対象としまして、放課後の学習指導を行ったりもしております。

あとは、1年生、3年生に限らず、放課後を利用したイングリッシュ寺子屋なんていうのも開設したりしております。

代表的なところだと、そんなところになります。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 そういった取り組みをやっている、今、パンフレットを作成している、アピールしているというお話でしたが、それを具体的に教えているのは、やはり全小学校、中学校に配付するわけではないと思うんですけども、どういったところを対象にそれをやはり目の届く場所に広報するというか、お知らせするような形でとっていらっしゃるんですか。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 最近では、那須塩原駅なんかを利用して広報活動用のポスターを張っている学校もあります。全てがそこを使っているというわけではありませんけれども、あとは各学校のホームページを使っただけの広報というのもあります。

○星副委員長 ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 296ページ、外国語教育推進事業についてです。

ALTを雇うためのお金がほとんどなんですが、2番目の賃金の中に、英語教育専門員1人と英語教育推進教師5人というふうにあるんですけども、この6人の方は実際に何をされている方なんでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 まず、英語教育専門員のほうですけれども、我が学校教育課の中に英語教育推進室がありまして、その中にアンディーというふうに元ALTを経験している者がいるんですけども、この者が直接ALTとかかわって、指導等についてアドバイスをしたりということも行っておりますし、時には相談に応じたりということも行っておりますけれども、それがまず1人です。

それから、英語教育推進教師、これは小学校で英語活動を行っていく上で、やはり小学校の先生方は英語が得意な人ばかりではありませんので、苦手な人もいる、そういった人たちがALTとチームティーチングを持って指導するわけですから、いろいろと難しいところが出てくるわけですね。その補助をするということで、5人の方々がいるんな学校をかけ持ちで回って、その援助に当たっているということになります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 専門員のほうはわかりました。

推進教師5人のことなんですけれども、実際のところ、この方は英語の教員の免許を持っていらっしゃる方なんでしょうか。

○佐藤委員長 荒井室長。

○荒井英語教育推進室長 今、5名のうち3名は、教員免許を持ってまして、2名は持っていない

んですが、基本的には英語が堪能で、一応面接をしてきちんと本市の教育を理解してくれているということで、仕事をお願いしているということになります。

以上です。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 3人は免許を持っている、2人は持っていないということなんです、実際に、先ほどのお話だとチームティーチングをやっている中で、そのお手伝いをしているということのかなというふうに思ったんですが、実際ALTの先生方は、日本語がほとんどできなくていらっしゃる方もいらっしゃるし、担任の先生のほうには英語が余りお得意ではない方がいるとすると、この推進教師が間に入って、例えば日本語を英語に訳すとか、英語を日本語に訳すとかということ、そういう役割を担っているということですか。少しイメージがつかめないんですが。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 おっしゃるとおりでして、先ほど申し上げた業務の以外に、担任と、それからALTとの間をつなぐという役割も、この推進教師は果たしております。

それ以外には、やはり本市が独自につくっております英語教育のカリキュラムですね、小学校1年生から中学校3年生までのカリキュラムをつくっているわけですけれども、それがしっかり利用されているかどうかということ把握したり、それからALTとの活動がうまくいっているかどうかの情報収集なんかも行って、場合によっては英語教育推進室のほうと連携をとりながら、さらによくするように連携していくということも担っていただいております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 いずれにしても、小学校、中学校で直

接子どもに物を教えるというか授業をするには、何であれ、やはり学校の教員の免状がなければいけないものだというふうに私は理解をしているんですが、ここで持っていらっしやらない方もいらっしやる、英語に関しては堪能だと、それはそういう方はいっぱいいると思うんですけども、5人多分同じような条件でとっていらっしやると思うんですけども、それで教室で子どもに、実際授業で教えているというようなことまではしていないから、それで資格要件がないということなんでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 おっしゃるとおりで、直接教えるのは担任と、それからALTというのがほとんどになると思います。場合によっては、子どもたちがわからないと苦しんでいるときには手助けなんていうのもあるかもしれませんが、基本的には担任等で教えるという形になっております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そういたしますと、この463万3,500円は、単純に5で割ると、お1人92万何がしになるんですけども、時給で雇っているのか日給で雇っているのか、あるいはどんな条件でお金を出しているのか教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 実際には、時給1,500円という形になっております。単純に5で割れないところもありまして、1人で持っている学校の数が違ったりもしますので、ただざっくり言えば5で割ったということにもなると思うんですが。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 5人の方、ちょっと今、計算してないのでわからないんですが、5人の方で小学校も中学校もなんですかね、回っていらっしやる、小学校、中学校回っているとすれば、これで足りて

いるんですか。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 実際に、この方たちは小学校だけになります。

それで、足りているかと言われますと、正直苦しいところもありますけれども、今後学習指導要領が全面改訂になりますと、英語に関する教科の授業数がふえますので、まあどうだろうなという心配はしているところであります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 次に、少し戻りまして、294ページの教職員ネットワークシステムの管理事業の中で、委託料が真ん中辺にあるんですけども、この委託の中で小中学校ICT支援業務2,896万5,600円というのがあるんですが、これ実際にどんな支援を、どんな形で委託をしているのか教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 どんな形とおっしゃいますと……

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 つまり、ICTの支援っていろいろあると思うんですが、現実的に、だから人が中学校に張りついて、ずっと何か機械を保守したりしているのか、あるいはソフトのほうで使い方を何か指導していらっしやるのか、何人ぐらい雇ってこういう値段になっているのかということなんです。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 実際には、このICT支援員に関しましては、小学校、中学校両方に何人か分かっているわけなんですけれども、時には授業でICTを使うときに、その機器に関するところで使い方がわからなかったりとか、うまく使えなかったりというところの支援をしたり、それから学校の校務システムもありますので、その運用上の問

題でうまく動かなかつたりとか使い方がわからなかつたりといったときにも支援をいたします。

あとは、そうですね、特に中学校ですと成績処理の時期なんかになりますと、校務システムはフル活用されるわけなんですけれども、そんなときにうまく動かないなんていうときには、もう電話1本で来てくれるという状況で、それを修正してくれたり使い方を教えてくれたり、そんなこともしてくれている、そういった支援をしていただいております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そういたしますと、授業に入ることもあるというように今、感じ取ったんですが、多分先生ではなかった、先生の資格ではなくて、企業に勤めていた方を雇っていると、前に多分説明いただいたことがあったと思うんですが、実際のところはどんな経歴の方が入っているんですか。

○佐藤委員長 どうぞ。

○相楽学校指導係長 実際は業務委託で、とある業者をお願いをしまして、そこに5人ぐらい、実際学校を回る担当の支援員という方がいまして、その学校に応じた支援をしていくわけなんですけれども、特に先生ということではないんですけれども、教育に関するようなシステムであったり、ICTを使ったというところはいろいろと勉強はされていて、それとプラスICTの基本的なことはわかっているという方をお願いをしているということなんです。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そういたしますと、この場合も子どもたちが実際に教室の中で、機器の使い方がわからない子どもにサポートをするという点で、教員の資格は持っていないなくても問題はないというふうに理解をすればよろしいのでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 そのとおりでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 314ページになります。306ページと両方、小学校、中学校同じなのでお尋ねするんですが、教育活動費の中で、先ほど特に生活支援員の希望が多くなっているというふうに説明をいただいたと思うんですね、学校のほうの市採用職員についてなんですが、この市採の教員については、多分基本的に学校のほうの要望を出してもらって配置をしているものなんだろうと思うんですけれども、この生徒支援員に対しての希望が出ているという要因を教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 まず、小学校のほうに関しましては、小学校1年生がここ一、二年といいましょうか、非常に小学校1年生の中でじっとしていられない、教室を飛び出してしまう、または教室の中にもほかの子の邪魔になってしまったり授業が進まなくなってしまう、そういった状況がありまして、担任だけではどうにもならない状況というのも出ております。そんなことから、各学校からの要望もあります。

それから、あとは1年生に限らず、当然、特に低学年のほうに関しましては、やはりそのような状況が出ておりますので、各学校としては何とか小学校の早い時期にそういった子どもたちがうまく授業にのっていきけるような支援をしていくということで入れている部分があります。

中学校に関しましても、やはり問題行動等、そんなに大きなものは多くはないんですけれども、家庭的にちょっと苦しい部分があって、生活が乱れている、そのために支援が必要だという子どもも出ておりますので、そんな子どもたちの支援のために生徒支援員というものを配置して入れております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そういたしますと、今のお話だと、実際に授業に入っているようではないのですが、資格要件はじゃないわけなんですね、学校の教員の免状を持っていないといけないというような、そういうものがない方たちを生活支援員として雇っているという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 実際に授業に入ることありますので、授業の中で、例えばそのクラスの中で1人だけ苦しい子がいれば、その子に張りついて支援するということがありますので、市採用教師の中にはいろんな種類がありますけれども、その種類によっては教員の免許を持っている者というのもありますし、例えば市採用教師の中には介護支援員というのがありますので、そういった人に関しては教員の免許は必要がなく、むしろ看護師の免許を持っている人というふうな形で、種類によって変わっております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 ごめんなさい、ちょっと理解ができなかったんですが、生活支援員の中にいろいろな種類の方がいらっしゃるということでよろしいんですか。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 失礼しました。

生活支援員は生活支援員で、それ以外にもいろいろいるということで、生活支援員に関しましては、これは教員の免許はどうだったでしょうか……要らないということでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そういたしますと、全体なんです、市採用教師、この年だと小学校が118人で、中学校が48人というふうになっているんですが、この人数は学校の希望した人数を満たした人数なんですか。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 学校はというか、校長はと言ったほうがいいかもしれませんが、やはりできるだけ、少しでも多く欲しいという気持ちを持っております。子どもたちの状況に応じて、うちの学校ではこういう支援の人が何人、こういう支援の人は何人欲しいというふうに言ってきているので、それを全てかなえるというのは厳しい状況です。ですので、要求が全て通っているわけではなくて、要望していたよりは少ない数の配置にはなっております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 ざくっとどのくらい、例えば要望は10人あって8人となっているのか、10人で5人なのかというの、全体でざくっと、わかれば教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 本当にざくっとで申しわけないんですけども、小学校でいいますと、そうですね、3つにだけ絞らせてください。学習支援、それから学級支援、生活支援、これに関しましては約100名、小学校だけでの要望があります。実際についているのは80弱になります。

それから、中学校に関しましては、やはり同じく3種類にだけ絞りますと、約40名の要望があります。それに対して、ついているのは30弱というところになります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、ここのところの最後になります。

両方とも、一番下に心の教室相談員という名前の方がいらっしゃるんですけども、学校には、297ページのところで決算出ているんですが、カウンセラーとかサポートの体制がとられてありますよね。こちらの発達支援のカウンセラーはそれ

なりの資格を持っている方だと思うんですが、この方たちとこの心の教室相談員の方たちとの関係とか、何か私がちょっと理解していないのかもしれないんですが、どんなふうに分けて支援しているのか、学校とかかわっているのか教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 心の教室相談員につきましては、学校によってさまざまありますけれども、大体相談室というのが学校の中にあるので、そこにいつもいて、例えば不登校傾向で学校におくられて登校する子たちに対して面倒を見たりとか、それから時にはサポートのほうですね、ふれあいとかあすなろとか、そちらに行ったり来たりしている子たちなんかもおりますので、そういった子たちの面倒を学校の中に見たりしております。

スクールカウンセラーというのは、そういった子たちの中でも、またそういった子たち以外にも、特別に本人、または保護者が例えば大きな悩み事を抱えていて、相談したい人がいるんだけれどもというような状態のときに、本当に相談できる専門家がスクールカウンセラーというふうと考えていただければと思うんです。

ですから、そうですね、常に学校にいるわけではなくて、定期的に学校のほうに来て、そのときにカウンセリングの予約をとっておいて、そのときにまた保護者、または生徒がカウンセリングを受けるといったふうな体制になっております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、実際のところ、学校で常に問題があるとか悩みを持っているなどというのは心の相談員の方のほうでわかっていて、それをつなぐ役目をしている、カウンセラーにつなぐ役目をしているというような理解でよろしいんですか。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 そのとおりでございます。

ただ、心の教室相談員に関しましては、時には不登校の生徒たちに関しまして、家まで行って様子を見たりとか、そういったこともしております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そういたしますと、この心の教室相談員の方は教員の免許を持っていらっしゃる方を配置しているということによろしいですか。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 教員の免許は持っているとは限りません。そうですね。

○山本委員 とめておきます、ここで。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
金子委員。

○金子委員 今回の質問の306ページなんですけれども、小学校教育活動費の中の日本語支援員というのが1人いるわけなんですけれども、これはどういう形で、どの学校をケアしているのでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 最近ふえてきてはいるんですけれども、外国から入ってきている子どもたち、日本語が不自由な子たちというのがいるんですけれども、当然学校には、全ての学校にはもちろんないんですけれども、中には日本語教室というものを設置している学校もあります。そのところにおきまして、担当の教員はいるんですけれども、その担当教員だけでは手が回らない場合も出てきますので、そういったときにそのサポートをするものが日本語支援員というふうになっております。

日本語教室がある学校は、三島小学校、それから共英小学校になっております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 ここで日本語支援員というのは1人だけなんですけれども、この1人はあちこち行って

いるということなんですかね。三島と共英だけ行っている今、聞いたんですが。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 基本的にはその2つではあると思いますけれども、時にはほかの学校で苦しんでいる学校があれば。ただ、多くの場合には、そのどちらかの学校に、例えば別の学校に支援を必要とする子がいれば、その学校に行って何時間か指導を受けるということを継続的に続けております。

○金子委員 大体わかりました。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 それから、296ページなんですけれども、外国語教育推進事業の中で、報酬で7人というのは、これはどういうことなのでしょう。この7人という、非常勤というのは、これは別枠になっているわけですか。非常勤職員報酬7人というのは。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 この7人というのは、これは直接雇用のALTですね、7人から3人になったというものでございます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 そうすると、この下のほうで外国語指導助手派遣業務で、直接雇用退職者補充というのがこれ2,700万というのがついているんですけれども、これとはまた違うんですね。下の委託料のところですか。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 直接雇用が途中でやめてしまった者がいると、そのかわりに委託してお願いしたということになります。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 わかりました。

それから、今ここで聞いていいのかわか

らないんですが、小学校は英語を教えているのはALTだけですかね。そして、中学校の場合は、従来日本人の英語の先生と、それからALTの授業と、大体どのぐらいの割合でやることになっているのでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 小学校におきましては、全ての授業を学級担任とALTが2人体制で教えております。

中学校につきましては、全ての授業をそれで教えると人が足りないので、少なくともどのクラスも週1時間はALTと英語の教員と一緒に教えるという形をとっております。

○金子委員 週1時間。

○小泉学校教育課長 いや、実際にはもっと多いんですけれども、少なくともということですね。

○金子委員 わかりました。

○小泉学校教育課長 学校規模等によって。失礼しました。申しわけありません。

○金子委員 了解です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 309ページと、すみません、中学校も同じのが316ページにあるんですけれども、小学校教育振興費の中の日本スポーツ振興センターの災害共済の掛金の話なんですけれども、これ掛金594万と321万が、1,000万近くの掛金を小中学校の、多分けがのときのために払っていると思うんですが、実際どのぐらい使っているんですか。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 すみません、実際に使っているというのは、どのような……。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 すみません。つまり、この594万と321万というのは、私の理解では子どもたちが何か学

校でけがをしたときに使う共済なのかなと思ったんです。それなので、子どもたちは医療費とかは全部今、ほとんど市から出ますよね。ですので、この共済の給付金というのはどういうときに使って、実際に、だから本当にけがをして使ったり、病気になって使うのはどのくらいあるのですかということなんですけれども、すみません。ここで聞いてはいけないのかな。

○佐藤委員長 部長。

○稲見教育部長 それはスポーツ振興センター災害給付の契約の掛金なので、小学生ですと六千何人分、中学生ですと3,000人の掛金で、何か事故があったときに、そのための掛金で、全国でそれを集めて。ですからスポーツですから、けがをしたときに、捻挫だとか何かとか、そういうときにこちらから出る保険の掛金なんですね。ですから、実際にその件数が何件だということは、ちょっとここでは即答は多分できないということで、あくまで児童生徒1人当たり幾らというふうに入っている掛金なものですから、これは市が入っているんですね。市がこの振興センターのほうの保険に入っていると。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 それはわかりました。

そうすると、これに入っているからといって、けがをしたときにお見舞金が出るとか、そういうものではないんですね。治療費が出るとか、そういうものとは違うんですか、そういうものではない。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 実際に治療費が出ます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、それは学校では把握しない、個人にそれぞれ来るだけであって。

○佐藤委員長 課長。

○小泉学校教育課長 学校から市の教育委員会を通しての請求になりますので、把握はもちろんしているんですけれども、今ちょっと手元に、申しわけありません。

○山本委員 わかりました、いいです。後で何かで聞きます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
星副委員長。

○星副委員長 315ページの3項2目の中学校教育指導事業、4001事業の中の委託料に、英語能力判定テスト実施業務とあるんですが、これは内容を教えていただきたいんですが、英検とはまた違う、那須塩原市独自の英語能力判定テストなのかどうか、ここをお聞きしたいんですけれども。

○佐藤委員長 はい、どうぞ。

○荒井英語教育推進室長 英検ではございません。英検は物すごくお金が高いので、全ての子に英検を受けていただくということは非常に厳しいので、英語の英検のどれぐらいの能力があるかというのを判定してくれる簡易のテストになります。もちろん英検が作成しているテストなので、ある程度の信頼性はあると思うんですが、非常に値段が安くて、ただそれをとったからといって英検4級とかという、その認めてもらえるわけではないという、そういうテストになります。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 そうしますと、その簡易テストは全員が対象になるんですか、希望者が対象となるんですか。

○佐藤委員長 どうぞ。

○荒井英語教育推進室長 本市では、中学3年生全員に行っております。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 英検だと4級とか3級とか、それぞれ級別にありますけれども、この簡易テストも、

簡易テストなので、そこまであるかどうかはわからないんですが、希望者によって多分、中学生にもなると英語の実力というのかなり開きも出てくるのかなと思うんですが、ただご本人の希望によって、あなたはじゃ、私は3級程度を受けたいわとか4級のを受けたいわとかというふうに選べるものなんですか。

○佐藤委員長 どうぞ。

○荒井英語教育推進室長 基本的に選ぶのではなくて、一律の問題をやった上で、向こうがあなたはどれくらいねという判断をしてくれるという、そういうテストになります。

○星副委員長 そういうものなんですね、ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を行います。討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決をいたします。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで中村監査委員の入室を許します。

〔中村監査委員入室〕

—————◇—————

◎その他

○佐藤委員長 次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

山本委員。

○山本委員 (障害を持ったお子さんに対する学校における支援等について)

○佐藤委員長 そのほか委員の皆さんから。

星副委員長。

○星副委員長 (障害を持ったお子さんの入学する学級等の決め方について)

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 (A L T派遣業務委託業者等について)

○佐藤委員長 ほかに。

相馬委員。

○相馬委員 (平成28年度の中学生の英検の受検率等について)

○佐藤委員長 ほかに委員の方から。

星副委員長。

○星副委員長 (ICT支援員の支援体制について、ハイパーQ Uについて、小学校における今後の英語の学習の進め方について)

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 あともう一つ、

○佐藤委員長 ほかに委員の方からございますか。

山形委員。

○山形委員 (マイチャレンジ推進事業について)

○佐藤委員長 そのほか委員の皆さんから何かござ

いますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、学校教育課の皆さんから何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、学校教育課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時14分

○佐藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎生涯学習課の審査

○佐藤委員長 それでは、生涯学習課の審査に入ります。

これより予算常任委員会（第二分科会）に切りかえて審査をいたします。

—————◇—————

◎議案第71号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

○室井生涯学習課長 （議案第71号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議はないものと認め、よって議案第71号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、決算審査特別委員会（第二分科会）に切りかえて審査を行います。

ここで中村監査委員の退室を許します。

〔中村監査委員退室〕

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 それでは、認定第1号 平成28年度
那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを
議題といたします。

執行部から説明をよろしくお願いたします。
課長。

○室井生涯学習課長 (認定第1号について説明)

○佐藤委員長 会議の途中ですが、ここで10分間休
憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時16分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど説明が終わりましたので、質疑を許しま
す。

山本委員。

○山本委員 大きなことなのでちょっとページはう
まく言えないですが、農林水産業費に入っている
公民館のその費用と、いわゆる社会教育のほうの
公民館の費用と、両方で説明をいただいたんです
けれども、両方で出ているところもありますので、
その辺の費用負担割合がわかりましたら教えてく
ださい。

○佐藤委員長 課長。

○室井生涯学習課長 まず、先ほどご説明いたしま
した多目的研修センターですとか鍋掛地区ですね、
コミュニティーセンター、それから活力倍增セン
ター、それから農村環境改善センターになるんで
すけれども、こちらにつきましては、多目的研修
センターは厚崎公民館と認識していただければい
いかと思います。鍋掛地区コミュニティーセンタ
ーはこれは鍋掛公民館、活力倍增センターにつ
きましては高林公民館、農村環境改善センターにつ
きましては大山公民館ということに考えていた

ければいいかと思うんですけれども、こちら6款
の農林水産業費のほうに計上させていただいてお
ります管理運営費につきましては、その建物の管
理に要する経費ということになっておりますので、
公民館のほうの管理運営費は社会教育活動を行っ
たりするそういった本当の公民館部分での経費、
こちらの6款の経費につきましては建物を維持管
理するための経費というような形で考えていただ
ければいいんじゃないかと思います。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 一つ一つ言い始めると切りがないん
ですが、それはそのようにして分けているというふ
うに理解すればいいんですか。

○佐藤委員長 課長。

○室井生涯学習課長 そちらにつきましては、建物
を建設するときに農林系の補助金をいただしてい
るとかそういったものがありますので、そちらに
ついてはそういった経費も計上する必要があると
いうことになりますので、市のほうである程度こ
ういう形ですみ分けをして予算を計上させていた
だいているというものでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 例えば建てるときに農業関係の補助金
をもらって、建てたと、そういうのが4つあるん
ですね。そういうものに関しては、例えば6対4
で分けるんだよとか、そういうふうに市で決めて
いるわけではなくて、一つずつの建物について、
先ほど言った建物の管理については農業関係で、
ソフトの部分については公民館でと言ったんです
が、だからといって電話料が2つに分かれている
わけではないですよ。というふうに、細かく言
っちゃうとそういうふうになってしまうので、だ
からざくっと、つくったときの経緯で、ここは3
割は建物経費、7割はソフトの部分でとっている
んだという理解でいいのかと、そういう話なんで

す。

○佐藤委員長 部長。

○稲見教育部長 農林整備の国庫補助で建てた建物ということで、まだずっとそれが続いているんですね。公民館と農林業でいう、高林でいう活力倍增センターって二枚看板なんです。わかりづらいんですけども、この決算書に括弧して何々の公民館とか入っていればわかりいいかもしれないですけども、今もその二枚看板が活着ているんですね。名前が2つあるんですよ、この建物としては活力倍增センターなんですけれども、中身は高林公民館というご理解をいただいて、建物の部分については農林業のほうで補助金でもらったので、それを維持管理していますというほうの維持管理費。高林公民館では、公民館のほうについては公民館の事業を運営するほうだというふうにご理解をいただいて、7対3でいいのかというと、基本的には数字はちょっと違いますけれども、考え方とすればそういうふうに、管理運営する部分、建物部分と公民館が事業をする部分というふうに分けて予算計上してあると。大変わかりづらいところなんですけど、過去の補助金をもらった経過がそういうふうになっていますので、予算上分けざるを得ないということになっているというふうには聞いております。

以上です。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。これは多分、黒磯の議員になったばかりのころにも聞いて同じようなことをいただいたんですが、そうすると、これはずっと、この建物がある限り、いつまでたってもこの形でいくという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 部長。

○稲見教育部長 そのように解釈しています。

○山本委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに委員から質疑ございますか。
金子委員。

○金子委員 346ページの中段で、中学生オペラ鑑賞教室があります。鑑賞教室事業として、そしてバスということもあります。それから「那須野の大地」の支援事業と。「那須野の大地」のほうも鑑賞事業みたいなのをやっているのかどうかということと、それから、オペラ鑑賞のほうはどういう形で、中学生を、市内全部に見せるわけじゃないと思うので、かわりばんにしているとか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

○佐藤委員長 課長補佐。

○小池生涯学習課長補佐 では、お答えいたします。

まず、中学生オペラ鑑賞教室事業のほうですが、こちら12月の第2週の月曜日に中学生向けに公演をしております、その前日にくろいそオペラをつくる会が一般公演の事業を行いまして、その翌日に同じ舞台と同じ人員で再度上演いたしまして、中学生向けに鑑賞教室を行っているところです。

こちら対象となりますのは市内の中学2年生全員を対象としております。ですので、借上げのバスの台数がふえているのは、黒磯地区の例えば黒磯中学校の2年生は何台、厚崎中学校は歩いて行くんですけども、東那須野中学校の2年生は何台という形で割り振っております、毎年中学2年生を対象といたしまして第1回の公演を行っております。

それとあと、創作劇「那須野の大地」ですが、こちらの支援事業475万は、こちらは上演に係る費用でございまして、鑑賞教室は行っておりません。こちらはことしも9月17日の日曜日に、昼夜の2回公演を行っておりますが、こちらは全て一般の観客のための公演となっております。

以上です。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 わかりました。

そのちょっと上に、小学生音楽鑑賞事業のバスというのが出ているんですけども、これはどういう形で何をどういうふうにしたのか、ちょっとお伺いします。

○佐藤委員長 課長補佐。

○小池生涯学習課長補佐 こちらは、28年度だけちょっと行った事業ではございますが、こちらはニッセイ財団が行っております全国オペラの巡回公演に、黒磯文化会館を指定管理しております文化振興公社のほうで採択のための申請を出しましたらば、28年度それが認定となりまして、一つの学校に見せるのはちょっともったいない事業だったものですから、中学校のオペラ鑑賞教室でやっている形でも準用いたしまして、このときは市内の小学校6年生を同じように、全市の6年生を集める形で行っております。

以上でございます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 これもオペラ鑑賞ですか。中身は何ですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○小池生涯学習課長補佐 こちらは、オーケストラの紹介をするような、オペレッタのような劇で、オーケストラで入りましたのは仙台の市民フィルといいましたか、すみません、ちょっと名前がわからないですけども。通常、日生劇場のほうで有料で公演しているものがそのままこちらへやってきて、黒磯文化会館で上演した形になっております。これはニッセイ財団のほうで、文化事業といたしまして年に3カ所巡回公演をやっているところでございまして、そのうちの一つに採択された経緯がございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 了解です。日生のアウトリーチみたいな形で公演やったということですね。

じゃ次、350ページ中ほどに、黒磯文化会館管理の自主事業が中ほどにあるんですけども、これは何をやっているんですか。自主事業運営というのが、負担金、補助及び交付金の補助金のところに75万6,000円という。

○佐藤委員長 課長補佐。

○小池生涯学習課長補佐 こちらは、自主事業運営となっていますが、こちらは黒磯文化会館が行います自主事業に対して市のほうで補助している補助金の支出でございまして、当初はこれ1,000万を補助として出しております。ただ、黒磯文化会館のほうで行いました自主事業で、いわゆる黒字が出た場合、黒字になった部分は市のほうに返還するというようになっておりますので、28年度におきましては900万以上の黒字が出たものですから、結果として市の支出は75万6,472円におさまったということで、ちょっと見、その自主事業に対して75万円しか出していないのかというふうに勘違いされそうですけれども、当初は1,000万出しておりますので。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 それは何を呼んだかはわかりますか。一つか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○小池生涯学習課長補佐 申しわけございません、細かいものを一つ一つについてちょっと失念しているんですが。

○金子委員 後で、じゃ。

○小池生涯学習課長補佐 これ、なぜ28年度にこれだけ黒字になったかといいますと、ちょっとそれはからくりございまして、宇都宮市の文化会館が27年、28年と全面改修のために休館してございまして、本来ですと大きな収益が上がりそうな事業と

というのが、まず県内ですと宇都宮文化会館に行くんですが、宇都宮文化会館で受け入れできなかったの、次に県内で座席数が多いのは黒磯文化会館なんです。なので、ちょっとお客さんが来そうなものが黒磯にいっぱい来たと。そういうことで、たまたま収益が上がってしまったと。

ただ、例年、黒磯文化会館のほうは自主事業のほうは結構上手に行っておりまして、赤字は出さない。大体600万から700万くらいの市の負担ということでおさまるような形で、少なくとも100万から200万くらいは毎年返還しているんですが、28年度に関しましてはちょっと返還額が多かったと、そういうことになっております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 わかりました、了解です。

次に、352ページですけれども、博物館管理運営事業の報酬賃金のところで、博物館臨時学芸職員2人、臨時職員2人ということで、それから非常勤職員報酬がその上に出ていますけれども、これ正職員というのはどういうふうになっているのでしょうか、いないのか。

○佐藤委員長 課長。

○室井生涯学習課長 正職員は当然おりますけれども、正職員の人件費につきましては計上している額がここにはないものですから、ここはあくまでも臨時職員とかの経費だけになっております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 今聞きたいのは、その金額というよりも、正職員がどういう形、臨時職員はこれ書いてある。正職員が何人でどういう構成になっているか、ちょっと。

○佐藤委員長 どうぞ。

○金井那須野が原博物館長 博物館につきましては館長1名、それに28年度におきましては、長が1名、あと学芸が2名というような形になっており

ます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 ということは、正職員は4人ということとでいいですね。

○金井那須野が原博物館長 はい。

○金子委員 そのほかに、そうすると臨時学芸職員2人と、この2人と、それから1人と、合計5人プラスいるということで、合計9人ということかな。

○佐藤委員長 どうぞ。

○金井那須野が原博物館長 そのとおりです。

○金子委員 了解です。

それから、354ページ、収蔵資料収集状況というのがありまして、その真ん中ぐらいに美術の4点があります。これについてちょっと説明を。

○佐藤委員長 どうぞ。

○金井那須野が原博物館長 この美術4点につきましては、錦絵でございます。歴史的な部分でも使われますけれども色彩的な部分もありまして、明治になってからの錦絵に関しまして、こちらのほうの収蔵とさせております。4点とも錦絵です。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 錦絵、比較的何回か入れているような感じなんですけれども、どこか流通ルートというか、そういうのがあるんですか。

○佐藤委員長 館長。

○金井那須野が原博物館長 こちらにつきましては、博物館といたしましては東京の古本店とかそういうところとも、目録等が大分こちらのほうに入りますので、その中にあわせて近代の部分もミックスするような形といたしますか、付加するような形で、その近代的な錦絵を収集していると。もちろん、錦絵というのは膨大なジャンルありますけれども、うちのほうは絞って近代の部分のみという形で収集をしております、それを色

彩も、先ほども言いましたようにありますので美術という分野で収蔵しているという形になります。

○金子委員 了解です。

そして次のページ、彫刻作品ブロンズ化業務があります。これは何を今年度はやったかということと、あと残りどのぐらいあるか、ちょっとお聞かせください。

○佐藤委員長 館長。

○金井那須野が原博物館長 こちらのほうにつきましては、南庄作の作品の鎌研ぐ男、座像なんですけれども1体ということで、こちらのほうをブロンズ化委託をしたものであります。

あと、実はことし、30cmぐらいのものが2点ほどまだちょっと残っていたものですから、それを終えて終了という形で考えています。

以上です。

○金子委員 了解しました。

○佐藤委員長 ほかに委員の方。

山本委員。

○山本委員 349ページの図書館の部分なんですけれども、中段上のところにアドバイザー業務ということで、先ほど170万6,400円でNPOの代表の方にアドバイスをいただいてということをおっしゃったんですが、これ29年も続いているのかどうか分からないんですが、この部分で、それだけの何かアドバイスをいただいた、その内容を教えてください。

○佐藤委員長 主幹。

○吉村生涯学習課主幹 もともとこのアドバイザーは都市整備課のほうで契約した者が28年度に1年間引き続きということで、生涯学習課でやったんですけれども、主に、このアドバイザーにつきましては、図書館の建築のほうにたけた人でございますので、基本設計までという形で契約をさせていただいて、基本的に建築に対するアドバイザー

をしていただきました。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、これ28年度でその建築に対しては終わったということよろしいですか。

○吉村生涯学習課主幹 はい、終わりました。

○山本委員 わかりました。

戻りまして、323ページの市民大学講座についてなんですが、何年かこれ続いていて、ことしは市民大学地域づくり学部講座が若干参加者がふえていることはわかるんですけども、17回で193人ということは1回10人ぐらいというようなことで、その前年度はもっともっと少ないんですけども、この地域づくり学部講座を、多分お金をかけてやっているんだと思うんですが、やっているその意義といいますか、地域づくりにどう生かされているのかとか、その辺ちょっとお聞かせください。やっている意味は何なのか。

○佐藤委員長 課長。

○室井生涯学習課長 先ほど、市民大学講座につきましては地域づくり学部と地域いきいき学部の2つあるということでご説明させていただきましたけれども、この地域づくり学部につきましては、まず学びと実践のサイクルというものをモットーに、受講された方が地域で活躍できるようなカリキュラムを組んでいるということになりますので、こちら地域づくり学部につきましては講師の養成講座のような性格があるものですので、どうしても受講者が少ないというようなところがございます。地域いきいき学部につきましては、さまざまな市民との交流とかそういったものを目指しておりますので、こちらにつきましては受講者がどうしても多くなるというような傾向にあるというような、それぞれ目的としている学部の講座の内容が違うものですから、どうしても参加者、受講者が大きく隔たりがあるというものになってござい

ます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そういたしますと、1年、2年でそういうものが根づくかどうかわからないんですが、地域づくり学部講座を学んだ方は将来的に市民大学で、今度は学ぶほうじゃなくて教えるほうに回っていくということを期待されてしているんでしょうけれども、そういう期待に沿うような教育がなされて、そういう方が育ちつつあるのかどうか教えてください。

○佐藤委員長 どうぞ。

○吉田生涯学習係長 そちら、この地域づくり学部の講座を受講されまして、なかなかそのいわゆる人材育成というふうなところは難しいところがございます。ただ、平成25年度か26年度に受講された方につきましては、団体として市内とかのイベントに参加して、自分たちでできることということで、工作じゃないですけども、そういったものでイベントをやって自主的に活動しているというような方たちというのが、そのときの参加者ではございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 大学という名はいろいろあって、国立大学からいろいろあるんですけども、とりあえず市民大学という名前をつけて、那須塩原市の市民のために教える側に立つんだということが目的であるならば、もう3年、4年続いているわけですので、実際に活躍できていかなければ、ただの、何て言ってもいいかわからないんですけども、趣味の講座みたいなものでしかないと思うんですけども、本当にこれを学んだ人たちがちゃんと市民大学というようなもので学んで還元していく可能性があるのかどうか、ちょっと聞きたいんです。例えばどんなことを学んでいるのかとか、じゃもっと具体的に教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○吉田生涯学習係長 昨年度、平成28年度で申し上げますと、こちらの地域づくり学部の講座につきましては、一つ傾聴ボランティアの養成講座ということで、この傾聴ボランティアを育成するというような講座がございました。そのほかには、本の読み聞かせボランティアの育成講座というものを実施しておりまして、こちらについても読み聞かせボランティア育成を目的としまして講座のほうを実施して、そういったものが実際、昨年度開催しました講座となっております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 傾聴ボランティアはそもそも福祉の関係ですし、読み聞かせはそもそもが図書館でやっているものであって、それをわざわざ市民大学としてやる意義は何ですか。

○佐藤委員長 係長。

○吉田生涯学習係長 それにつきましても、そもそもいいですか、主管として例えば図書館だったりとかそういったものがあるかと思うんですけども、ただ、そちらはいわゆる広く学習機会といえますか、そういったものを提供させていただくという部分のところで市民大学として捉えさせていただいて、提供させていただいているというところがございます。

以上です。

○山本委員 そこまでにしておきます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 321ページの5項1目の家庭教育支援事業実績のところなんですけど、親学習プログラムコースということで、親学習プログラム指導者研修というのが開催されておりますが、先ほどの山本委員と同じような質問になるんですけど、この親学習コースをとった方々、指導者として研修を

受けた方をどのような場で、どのように活用されているのかお伺いします。

○佐藤委員長 係長。

○吉田生涯学習係長 この研修に参加された方につきましては、説明の中にありました就学时健康診断の際の親学習のときの講師という形で協力をお願いしている場合、あとは出前講座というもので、例えば学校なりそういったところでいわゆる親学習を学びたいといいますか、そういった要請があった際に講師という形で指導をしていただいております。

以上です。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 そうしますと、今、前の審議の中で、やはり小学校1年生でももう落ちつかなくて、生活の支援員とかが必要な状態になってしまっというお話がさきのほうの審議であったんですが、親のそういう家庭教育学級というのは物すごく重要な部分にこれからなってくるのかなと思うんですが、こういった出前講座に関しましては、学校から要請がなければ、やっぱり講座を開く機会もないということではないですか。

○佐藤委員長 係長。

○吉田生涯学習係長 出前講座というものにつきましては、基本的に要望があった際に実施するものになります。ただ、先ほど申し上げました就学时健診、この際、こちらにつきましては、毎年必ず行います新1年生になる子どもたちに向けまして、その際に生涯学習課のほうで出向いていきまして、その親学習のほうを行っているということになります。そちらは生涯学習課からの働きかけということでやらせていただいております。

以上です。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 すみません、あともう一つ、この指

導者研修のほうは希望者を募る何か資格か何かは必要になってくるんですか。希望者が受けるという事でよろしいんですか。

○佐藤委員長 係長。

○吉田生涯学習係長 こちらにつきましては、栃木県のほうが主催しております研修会になっておまして、希望者を募りまして、そちら受講いただいた方が、このいわゆる親学習の指導者、そして活躍できるような形になっております。

以上です。

○星副委員長 ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 351ページのハーモニーホールの管理運営事業の中で、施設の利用状況がここに細かく書いてあるんですが、まず入場者数の中で、ざくっと那須塩原市の方がどのくらい使っているのかということ、それから施設の利用の中でそれぞれいろいろあるんですけれども、那須塩原市の方が主催として使っているものは何%ぐらいあるのか教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○室井生涯学習課長 那須塩原市の市民かどうかというような集計は、ちょっと今のところしていないものですから、そちらについてはちょっと集計をさせていただいて、後でちょっとご報告という形をとらせていただきたいと思います。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 ハーモニーホールは、とても貴重な施設だとは思いますが、お金も毎年1億以上のものがかかっているという事実もございまして、建物がああいう形ですので、今後も修繕とか改修とかにお金が非常にかかっていくものだと思うんですね。

4割でしたっけ、を那須塩原市が払っていると

いうことは、少なくとも4割の部分を那須塩原市がそこを利用して、文化向上のために使うべきものだと思うんですが、それではそれこそざっくりとこのハーモニーホールについては、那須塩原市としてはやはり4割分ぐらいは市民がちゃんとその分、利用しているというふうに思っていられるのかどうか、お聞かせください。

○佐藤委員長 課長補佐。

○小池生涯学習課長補佐 そうですね、正確な数字がちょっと今出なくて申しわけございませんが、毎年こちらにつきましては似たような質問をされる経過がございます、ハーモニーホールの館長の名簿を借りて申し上げますと、お客さんとして見られる方は那須塩原市民のほうが多いと。

ただ申請をされる、先ほども休み時間のときにちょっとさせていただきましたが、申請するときの申請者の代表者の住所ですね、それだけで集計はある程度ハーモニーホールはとっているんですが、それを見ますと、やはりどうしてもそれは大田原市が多いそうです。ただその次にやはり那須塩原市が多いので、その次に意外に多いのは宇都宮市が多いらしくて、100%のうちの6割を大田原、4割那須塩原ではなくて、30%ぐらいが大田原、20%ぐらいが那須塩原、あと残りは結構県内とか県外とかいろいろあるそうなので、それでいきますと、率としてはそれほど例えば利用率が大田原と比べまして極端に少ないとか、そういうことはないと思われま。

ざっくりとしたグラフでしたらば、ハーモニーホールからいただいた昨年度もしくは27年度の統計がございますので、それを後でご報告させていただきます。

○金子委員 一言いいかな、今のことで。もし言わせてもらえれば。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 ハーモニーホールのほうの利用状況では、今館長さんがという話だったけれども、もう完全に那須塩原市のほうが利用は6・4に近いぐらい利用しています。那須塩原と大田原だけ比較した場合ね。そして利用団体も、かなり那須塩原市のほうが多いという状況でいますね。それから例えば自主事業で合唱団とかオーケストラとかそういうのをしても、那須塩原のほうが多くなっている状況です。

だから、私は費用も五分五分にしろと。6・4じゃなくて、もしくは那須塩原6にしろと言いたいぐらい。それは言わないけれども、言いたいぐらいの気持ちはありますね。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 感覚なので、はっきりしたあれではないんですが、多分、金子委員は旧の西那須野の方からすると同じところにあるということもあって利用される方も多いと思うんですが、黒磯にいますと、なかなかハーモニーホールってやっぱり遠い部分があります。私としては使っている方が那須塩原市の方が多いということで、それは本当にうれしいことだし、利用している団体も多いのであれば、それはそれでいいことだと思うんですが、ぜひ黒磯の部分の方もこのハーモニーホールを使えるような、例えば高校の卒業式ができるとか、成人式ができるかとかというようなことをしていただくと、市としてのハーモニーホールに対する親近感が湧くというんですかね、そういうことにもぜひこれだけのお金を使っているの、していただきたいというふうに、これは要望になります、ということです。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山形委員。

○山形委員 322ページのコミュニティ活動費とあるんですが、補助金で東那須野地区ふれあい推進

協議会250万、東原地区コミュニティ250万、これは毎年補助金は同じ金額で出ているんですか。

○佐藤委員長 課長。

○室井生涯学習課長 こちらにつきましては、自治総合センターという宝くじの広報活動に関する助成金ということになりますので、毎年ではなくて、こちら、その自治総合センターのほうに補助金の申請をして採択がされないと当然つかないという補助金になりますので、これは市のほうとしましては毎年採択するように申請はしているんですけども、向こうのほうで選びますので、採択されないということも当然ございますので、毎年もらえるというものではございません。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 その下でコミュニティの運営費ということで、ちょっと推進協議会とか運営委員会とかコミュニティづくり推進協議会とか地区推進協議会って、ちょっと団体名が違うんですけども、それはなぜなのか、すみません。

○佐藤委員長 課長。

○室井生涯学習課長 これにつきましては、それぞれの団体が自分たちの名称を決めているものですので、市が決めるわけではないんですから、そういった形はいろいろ名称が変わってくるころはあると思うんですけども、多分もともとの成り立ちの中で、旧黒磯、旧西那須野町、それから旧塩原、それぞれでこういった組織がもう既に立ち上がっていたところもありますので、多分、黒磯地区ですと、コミュニティ推進協議会というような名称が大体つけられている。西那須野町ですとコミュニティ運営委員会、塩原地区ですと多分推進協議会とか、そのような形で、もともとあったその自治体での名称がそのまま引き継がれていますので、こんな名前になっているんじゃないかと思えます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 その運営費ということで、各団体が22万5,000円とか、それは人数割りとか算出方法はその地区によってどうなっているか。

○佐藤委員長 課長。

○室井生涯学習課長 まず、基本的に8万円の均等割、それに世帯割ということで50円を計算して、それぞれのコミュニティのほうに交付をしているものでございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑がないようですので質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで中村監査委員の入室を許します。

〔中村監査委員入室〕

—————◇—————

◎その他

○佐藤委員長 次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

山本委員。

○山本委員 (駅前図書館の進捗状況について)

○佐藤委員長 そのほか、委員の皆さんから何かございますか。

金子委員。

○金子委員 (常盤ヶ丘への手すりの設置について)

○佐藤委員長 そのほか、委員の皆さんから何かございますか。

[発言する人なし]

○佐藤委員長 それでは、生涯学習課の皆さんからは何かございますか。

[「ございません」と言う人あり]

○佐藤委員長 それでは、生涯学習課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 4時07分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎スポーツ振興課の審査

○佐藤委員長 それでは、スポーツ振興課の審査に

入ります。

これより予算常任委員会(第2分科会)に切りかえて審査をいたします。

—————◇—————

◎議案第71号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。

課長。

○後藤スポーツ振興課長 (議案第71号について説明)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 この報償金は補助金が出ているんですが、これは決まりがあるんですか、一般財源のほかに。

○佐藤委員長 課長。

○後藤スポーツ振興課長 こちら、補助金が出ているのは学校教育課所管の部活動、それから文化部に関しての旅費と宿泊費でございまして、スポーツ振興課所管分はこちらの一般会計の激励費だけでございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

中村委員。

○中村委員 下半期で結構いい成績を残されたということで、当初予算で組んであるものがもう消化したと。下半期にこれから大きな大会が予定されているということでございますが、主にどんな大会が予定されて、関東、全国に行ける予測をされているか、ちょっとお聞かせください。

○佐藤委員長 課長。

○後藤スポーツ振興課長 今後の大会でございますが、秋の国体、今、栃木県選手団の中に本市の選手が例年何人もいるわけなんですけれども、この時点では何人かというのはちょっと予測できないものですから、国体関係、それから小中学校に関しては高校もですか、春の選抜大会というのがございます、各種目。そちらで関東・全国大会に行くのが例年ございますので、そちらを予測した上で今回補正をさせていただきました。

以上でございます。

○中村委員 はい、わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、これより討論を行います。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了して採決いたします。

議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第71号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 続きまして、決算審査特別委員会（第2分科会）へ切りかえて審査を行います。

ここで中村監査委員の退室を許します。

〔中村監査委員退室〕

〔「傍聴を希望いたします。よろしく申し上げます」と言う人あり〕

○佐藤委員長 議会基本条例第7条により、議会の会議は公開を原則としております。当委員会の傍聴希望がありましたので、委員会条例第17条及び先例に基づき、これを許可いたします。

それでは、認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いをいたします。課長。

○後藤スポーツ振興課長 （認定第1号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

星副委員長。

○星副委員長 363ページの6項2目の那珂川河畔公園プール管理運営事業で、先ほどの説明の中で、委託料の減額の理由が、害虫駆除を自前でやるために経費が節約になりましたということだったんですが、この害虫駆除って自前でできる、専門の業者に頼まなくてもできる方がいらっやったということではないんですか。すみません、質問になっているのかな。

○佐藤委員長 課長。

○後藤スポーツ振興課長 今までは専門業者に業務

委託していたわけなのですが、一般の方というか、指定管理者の職員でもできる害虫駆除という判断で、わざわざ委託費をかけなくてもいいのではないかとということで、指定管理者にやっていただくということになったのが結果でございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
金子委員。

○金子委員 364ページの下のほうなんですけれども、ホースガーデンの管理運営、市内小学校乗馬教室用送迎バス、ここはどの学校がどのぐらい利用したかをお伺いしたい。

○佐藤委員長 課長。

○後藤スポーツ振興課長 学校関係の利用につきましては、28年度は961名の利用がございました。バスにつきましては、学校の利用校につきましては14校ございました。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 1回のバスで何人ぐらいでやるんですか。

○佐藤委員長 課長。

○後藤スポーツ振興課長 それは学校によりまして、学校にも特別支援学級のクラスだけをホースガーデンに連れていくとか、普通教室で1クラスとかになりますので、学校学校によってちょっとバスの借り上げのタイプも違うわけなんです。

以上でございます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 その上のほうで、ホースセラピー講習会謝礼というのがあるんですけども、ホースセラピーについては何か実際にやったんでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○後藤スポーツ振興課長 昨年2月ですか、東京農業大学の川嶋舟助教授をお呼びしていただいて、ホースセラピーのかなりの権威の方ということで、三島ホールで、本市の特別支援学級

を担当する先生、それから社会福祉施設の施設長などを対象に、ホースセラピーはこういう効果があるんだよという講習会をやっていただきました。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 講習会のほうはそれでやったんですが、実際にホースガーデンでのそういうセラピー実施というのは特になかったんですか。

○佐藤委員長 課長。

○後藤スポーツ振興課長 今回は現場での実施はちょっと時間的に余裕がございませんで、三島ホールでの講演だけということでございました。

○金子委員 了解です。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 同じホースガーデンのことなんですけど、365ページの一番上に表があるんですが、この中で利用人数5,234人というふうに入っていますが、この中で市内の子どもとか、何ていうか、つまりただで利用する人じゃない、つまり料金を取って利用した人の人数と日数というんですか、それを教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○後藤スポーツ振興課長 料金を取った利用者につきましては、3,049人ということになります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 この3,049人については、どんな方が、例えば土日がすごく多いとか、平日が多いとか、あとは例えば東京から来た人が多いとか、そうじゃないのかとかって、わかる範囲で教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○後藤スポーツ振興課長 手元に細かく分析はしてないんですけども、ホースガーデンから聞くお話によりますと、市内の方がかなり多いということでございます。あとは、当然市外の方もいらっしゃるし、遠いところではやっぱり東京と

か、お話を聞いて来ていただけるということで、乗馬、それから引き馬、そういうものでご利用になっていただけるということでお話は聞いてございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山形委員。

○山形委員 363ページ的那珂川河畔運動公園管理運営事業で、スコアボード新設工事となっているんですが、どこについているんですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○織田スポーツ振興課長補佐 こちら、既存の点数板というかスコアボードが今まであったと思うんですけども、そちらのほうを当初修繕の予定だったんですが、若干のさびとかそういったところを手入れすれば、ソフトのコートが2面あるものですから、もう片方がちょうどスコアボードがなかったものですから、もう一つそちらのほうに新しくつくれるだろうということで、旧のものを修繕かつ新しいものを今までなかったほうにということで、今グラウンド内には両方に得点板があるというような形にさせていただいたんですけれども。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 ソフトボール場のほうにはあると思うんですが、野球場のほうには多分なかったような気がするんですが。

○佐藤委員長 課長補佐。

○織田スポーツ振興課長補佐 先ほどのですが、多分野球場のほうはまだなく、ソフトボール場のほうになります、両方。ソフトボール場に1つしかなかったというような状況だったものですから、もう一つふやして今回2つというような形にさせていただきました。野球場のほうは多分まだかと。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 続いて、次のページの備品購入費と、

青木サッカー場管理運営事業、機械器具費113万2,920円、車両ということなんですが、車を買われたんですか。

○佐藤委員長 課長。

○後藤スポーツ振興課長 こちらは軽トラックということで、グラウンド整備用の軽トラックを購入させていただきました。

以上でございます。

○山形委員 了解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 364ページの青木サッカー場の管理の5年間の指定管理費なんですが、サッカー場が一つ今度多分芝生になりますよね。でもこの管理費は変わらないですか。

○佐藤委員長 課長。

○後藤スポーツ振興課長 今の計画では、Bグラウンドが天然芝なんですけれども、今度人工芝に変更するというので、これに係る管理についてどれぐらいになるか試算しなければならないんですが、その中で変更があれば、こちら債務負担行為を起こしていますので、後で調整するという形になるかとは思いますが、今まだそういう試算はしていませんけれども、人工芝に変わるということで変わる可能性もございます。

以上でございます。

○山本委員 了解です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

ここで議事進行を副委員長と交代いたします。

(委員長、副委員長と交代)

○星副委員長 佐藤委員長。

○佐藤委員長 歳入のほうで、15ページですね。この中段からの保健体育施設の使用料ということのでかなりの量であるんですけども、この使用料はどうやって決まっているんですか。

○星副委員長 課長。

○後藤スポーツ振興課長 こちらは那須塩原市体育施設条例に料金の規定がございます。こちらは施設ごとに市内者、それから市外者、それから大人、子ども、中学生ということで、いろんな形の使用料が設定されてございます。その中での28年度のそれぞれの使用料を合算したというものでございます。

以上です。

○星副委員長 佐藤委員長。

○佐藤委員長 そうすると、これは1回の使用料は幾らと決まっています、そこに積み重なった、それに掛けたものの積み重ねの部分で、これが決算ということによろしいですか。

○星副委員長 課長。

○後藤スポーツ振興課長 委員長おっしゃるとおりでございます。

○星副委員長 佐藤委員長。

○佐藤委員長 続きまして、歳出のほう、361ページ一番上段にあるシルバースポーツ事業ということで先ほど説明ありましたが、当初予算に比べて執行率が低いということで、これにつきましては最終的に29人という説明であったんですけども、当初は何人ぐらいを予定して予算を編成したのか。

○星副委員長 課長。

○後藤スポーツ振興課長 先ほども申しあげましたが、当初4回リーダー講習会を要請していただいて、スポーツ推進委員さんが40名ほどおりますので、全員が来れば延べ160ですけども、大体皆さんが全員全回来られるわけではないので、多目に当初はとらせていただいて、その中で結果的には延べ29名しか来なかったというところでございます。

以上です。

○星副委員長 それでは、議事進行を委員長と交代いたします。

(副委員長、委員長と交代)

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議するべき点がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで中村監査委員の入室を許します。

〔中村監査委員入室〕

—————◇—————

◎その他

○佐藤委員長 次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

大野委員。

○大野委員 (くろいそ運動場のテニスコート整備のスケジュールについて)

○佐藤委員長 そのほか委員の皆さんのほうからご

ございましたら。

星副委員長。

○星副委員長 (ホースガーデンにおけるホースセラピーについて)

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 (関谷南公園における手すりの整備について)

○佐藤委員長 そのほか委員の皆様から何かございますか。

[発言する人なし]

○佐藤委員長 ないようですので、スポーツ振興課の皆さんからは何かございますか。

課長。

○後藤スポーツ振興課長 (くろいそ運動場野球場の現地視察について)

○佐藤委員長 そのほかスポーツ振興課の皆さんから何かございますか。

[「ございません」と言う人あり]

○佐藤委員長 それでは、スポーツ振興課の審査を終了いたします。

これで、教育部の本定例会における審査は終了となりますが、教育部全体として何かございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○佐藤委員長 なければ、以上で教育部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部退席のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時57分

再開 午後 4時58分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎散会の宣告

○佐藤委員長 これで本日予定しておりました審査事項は終了しました。

委員の皆さんにおかれましては、あす10時より委員会を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の福祉教育常任委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時59分

福祉教育常任委員会・予算常任委員会（第二分科会）
及び決算審査特別委員会（第二分科会）

平成29年9月12日（火曜日）午前10時開会

出席委員（9名）

委員長	佐藤 一 則	副委員長	星 宏 子
委員	山形 紀 弘	委員	相馬 剛
委員	平山 武	委員	大野 恭 男
委員	金子 哲 也	委員	山本 はるひ
委員	中村 芳 隆		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

保健福祉部長 兼 福祉事務所長	塩 水 香 代 子	社会福祉課長	田 代 正 行
社会福祉課長 補 佐	福 田 正 樹	社会福祉係長	岸 上 容 子
障害福祉係長	関 谷 和 俊	保護係長	印 南 和 也
高齢福祉課長	板 橋 信 行	高齢福祉課長 補 佐 兼 高齢福祉係長	村 松 隆
介護管理係長	高 根 沢 め ぐ み	地域支援係長	倉 俣 久 美 子
国保年金課長	渡 辺 直 次 郎	国保年金課長 補 佐 兼 管理係長	岩 崎 栄 子
国保年金係長	伊 藤 陽 子	健康増進課長 兼黒磯保健セ ンター所長兼 西那須野保健 センター所長	織 田 智 富
健康増進課長 補 佐 兼 健康増進係長	村 越 邦 子	保健予防係長	北 村 美 保 子
健康増進係 副 主 幹	根 本 カ ヨ	健康増進係主 査（係長級）	佐 藤 明 美
市民課長	荒 川 順 子	市民課長補佐 兼戸籍係長	戸 山 み どり

市民係長 二ノ宮 直 美

出席議会議務局職員

書 記 磯 昭 弘

議事日程

1. 開 会
2. 保健福祉部長挨拶
3. 審査事項

〔健康増進課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 7 1 号 平成 2 9 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 3 号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第 1 号 平成 2 8 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 2 号 平成 2 8 年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

〔社会福祉課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 7 1 号 平成 2 9 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 3 号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第 1 号 平成 2 8 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔高齢福祉課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 7 1 号 平成 2 9 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 3 号）
- ・議案第 7 4 号 平成 2 9 年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第 1 号 平成 2 8 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 4 号 平成 2 8 年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

〔国保年金課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 7 1 号 平成 2 9 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 3 号）
- ・議案第 7 2 号 平成 2 9 年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- ・議案第 7 3 号 平成 2 9 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第 1 号 平成 2 8 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

- ・認定第 2号 平成28年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 3号 平成28年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

[市民課]

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第 1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

開会 午前10時00分

◎開議の宣告

- 佐藤委員長 皆さんおはようございます。
散会前に引き続き会議を始めます。

◎保健福祉部の審査

- 佐藤委員長 これより保健福祉部の審査を始めます。
審査に先立ち、塩水保健福祉部長からご挨拶のほうをよろしく願いいたします。
部長。
○塩水保健福祉部長 (挨拶。)
○佐藤委員長 ありがとうございます。

◎健康増進課の審査

- 佐藤委員長 それでは、健康増進課の審査に入ります。
これより予算常任委員会(第二分科会)に切りかえて審査をいたします。

◎議案第71号の説明、質疑、討論、採決

- 佐藤委員長 議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。
執行部の説明をよろしく願いいたします。
織田課長。
○織田健康増進課長 (議案第71号について説明。)
○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許

します。

相馬委員。

- 相馬委員 今、一定の割合の交付措置というふうなお話でしたが、割合はどの程度でしょうか。
○佐藤委員長 織田課長。
○織田健康増進課長 先ほど、那須赤十字病院及び国際医療福祉大学病院、そして今回の菅間記念病院、こちら3医療機関に対しまして、患者数による負担割合等を算出いたしました。それぞれの病院に対する割合でございますけれども、まず那須赤十字病院が負担割合40.1%、国際医療福祉大学病院、負担割合が49.4%、菅間記念病院、負担割合が51.9%となります。

以上です。

- 佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。
それでは、本議案について討議すべき点はございますか。
〔「ありません」と言う人あり〕
○佐藤委員長 ないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

- 佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。
議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第71号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、
採決

○佐藤委員長 続きまして、決算審査特別委員会（第二分科会）へ切りかえて、審査を行います。

ここで中村監査委員の退室を許します。

〔中村監査委員退室〕

○佐藤委員長 それでは、認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。

織田課長。

○織田健康増進課長 （認定第1号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 173ページの母子衛生費についてお伺いしたいと思います。

那須塩原市子育て世代の包括支援センターについては、とても進んでいるということで、全国的にも注目をされているところなんです、この中で賃金として、子育て世代包括支援センター相談員2人で二百七十二万何がしが出ているんですけども、実際にこの仕事というか、こういうことをやっていて、この人数で足りているんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 今現在、子育て世代包括支援センター相談員としまして、2名の臨時職員を雇用してございます。1名は保健師の資格を持っている職員でありまして、もう1人が看護師の資格を持っている職員でございます。

実際の業務内容につきましては、現在、子育て世代包括支援センターにおきまして従来から実施しております乳児全戸訪問事業、こちらは継続、そして新たに取り組んでいるものが妊娠後期の妊産婦の方のほうへのおおむね28週以降のところへの電話での確認業務を行っております。市では、妊娠届が年間約1,000件ほどございます。そういった妊産婦に対しましてのまず最初のきっかけづくりとしての連絡をとってございます。また、その結果に応じましては、正職員であります保健師のほうに直接戸別訪問するなどして、対応に当たってございます。

以上です。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 とても大切な仕事というか、今まで、例えばお話も伺わせていただいたことがあるんですけども、1,000件というその妊婦さんたちに対して、実際の職員としての保健師さんと、それから臨時の相談員さんということで、多分今お母さんになる人たちがとても不安が多かったり、その相談する人がいないので、その仕事量としてはかなりたくさんのものがあって、そのこのところをきちんとケアをしないと、この先、生まれてからまた大変になるということで、私の感覚としては、人数が少ないのではないかなということで、決算ですので、実際のそのものと実態との乖離があって、来年の予算のぜひそのこのところをもう少し手当てをするべきではないかということで質問したんですけども、その辺のところはどのように考えているかということ。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 現在の今の職員体制なんですけれども、今、委員おっしゃいますように、職員としては大変少ないというふうに感じてございます。といいますのは、まず保健師の適正配置とい

うこの算式があるんですけれども、そこから算出をいたしますと、那須塩原市においては、この人口規模からいたしますと、34名の保健師が必要であるというふうに数字がはじき出されます。ところが、今健康増進課に配属をされております保健師の人数は21名でございます。この不足分につきましては、臨時職員を雇用するなどして対応しております。

業務としましては、委員おっしゃるとおり、今、こういった子育て世代包括支援センター、要するに切れ目のない支援ということで、非常に密にかかわる業務がふえてきておりますので、この辺のところはしっかりと人数確保をしながら対応していきたくというふうには考えております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 34人必要だということは存じ上げなかったもので、ちょっとびっくりしたんですけれども、やっぱり人とかかわる仕事というのは、30分で終わるものもあれば、1時間、2時間かかるものもあって、那須塩原市、広いので、移動するのだけって時間がかかるということで、西那須野と黒磯と2つでやっているんでしょうけれども、子育て支援というところの入り口だと思うんですね、この部分というのが。その部分をおろそかにすると、その先、小学生になったりとか、そういうところでやっぱり問題は拡大していくわけですので、せっかく先進的ないいやり方をされているのに、そこにかかわる人が専門のこれは保健師さんがいないということでは名前倒れになってしまいますので、頑張りということだけではできないことですので、かかわる人たちの健康も大切ですし、やっぱり充実した中でやりがいのある仕事だということで、次の世代につなげていく仕事なので、ぜひこの部分については必要な人数をきちんと手当てをして、妊婦さんたちのために本当に切れ目の

ないケアができるような体制をつくっていただきたいということを要望いたします。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
山形委員。

○山形委員 170ページの食育・食生活改善推進事業実施状況で、バランス食普及活動、実施回数ゼロ、受診者人数ゼロ、その下にいきますと、地域医療連携健康づくり実施回数ゼロ、受診人数ゼロということになっているんですが、なぜこのようになってしまうのか、ちょっとお伺いします。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 実績としまして、確かにゼロというふうな状況になっておりますが、この表をごらんいただきますと、まず減塩普及活動というところで、今現在の減塩に対するこの食事のPRにつきましては、今継続してやっている状況でございます。バランス食普及、当然、大事なことで認識はしておるんですが、今、まずは栃木県県北、特にこの那須塩原市、やっぱり塩分摂取が多いというふうな状況があつて、塩分減塩活動に取り組むというところを重要視した結果でございます。

それと、地域医療連携健康づくりにつきましては、これはまず地域の健康づくりとしまして、各公民館に事業として実施をしていただいているという実績はございます。ですが、この地域医療連携健康づくりにつきましては、従来、地域のお医者さんのほうに市民向けの講演会や教育講座、そういったものを企画するという意図で実際に運営をしてございました。なかなか先生との日程、都合がつかないという事情もございましたので、昨年度については残念ながら開催ができなかったという実情でございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 続きまして、184から185、ホールボディカウンタ検査費助成、受検者数2と那須町健康

保健センター1ということで、6,500円の助成なんですけど、1回に対して6,500円なんですか。

185ページです。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 それでは、今、ホールボディカウンタ検査についてのご質問でしたので、それぞれの受検機関ごとの受検者数を申し述べさせていただきます。

まずひらた中央病院、こちらが2人の検査が実施されました。また、那須町保健センターにおきましては、お1人ということで合計3名の方、3名に対する支出でございました。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 その3名、1人が6,500円の助成ということなんですか。3人合わせて6,500円。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 3名合計分で6,500円となります。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、6,500割る3で計算することになるので。すみません。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 負担につきましては、年齢で区分をしております、まず18歳以下の方については無料ということになってございまして、19歳以上の方については助成金が2分の1ということになります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 同じところなんですけれども、ホールボディカウンター、もうこんなに減っているんだなというのをまずちょっと思ったんですが、今は那須町はともかくとして、ひらた中央病院までは無料で連れていってあげるといったシステムは残っているんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 平成28年度から実態、そして27年度まで減少傾向にあったということで、これは検討がされた結果、28年度からバスの運行を取りやめました。ですので、今現在は、直接ご本人がひらた中央病院のほうと予約の確認をしていただいて、助成申請の際に私どもの健康増進課のほうへお見えになるというようなシステムになってございます。

○山本委員 了解です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
星副委員長。

○星副委員長 2つ教えていただきたいんですが、168ページの1項1目交付金のところなんですけど、ここは28年の予算では公的病院等運営費ということで、補助金が1億1,692万6,000円計上されていたんですが、ここで決算がないんですね。その決算に出ていない理由を教えてください。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 当初予算の計上では、公的病院等支援補助金、こちらについて計上させていただきました。この補助金につきましては、国からの財政補助、特別交付税が措置されるということで、平成27年度までは全額措置されていた補助金でございました。

ところが、平成28年度、国の方針、国の通知によりまして、まずこの措置の割合が変わってございました。具体的に申しますと、公的病院に対しての助成した額の8割、こちらをまず基準額とするということになりまして、さらに国のほうは、財政力補正というものを適用させるというふうにしております。この財政力補正なんですけど、財政指数、各市町ごとの財政力指数に応じた計数で算出されております。那須塩原市の場合は財政力補正が0.5ということになりまして、対象経費の0.8

のさらに0.5掛けというふうな金額になるということ、これはかなり市の負担が大きくなるということ、実際に大田原市、本市、そして那須町、こちらとの協議を経て、余りにも自治体の負担額が大き過ぎるということから、断念をした経緯がございます。当然、こちらについては、相手先であります那須赤十字病院、国際医療福祉大学病院についてもご説明をして、了解を得た事業でございます。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 ありがとうございます。あと、170ページの先ほど山形委員からも質問があったんですが、これの実施状況、3つそれぞれ書いてありますが、こういったことも例年やはり数変動したりとか、さまざまあると思うんですが、こういった実施状況のデータをとって、毎年比べてはいると思うんですけども、このデータをもとに、例えば分析をしたりとか、課題は、何でこうなっているのかとか洗い出しをしながら、市民のその健康状態の現状の把握とか解決策といったものを考えて、来年度に向けて何か取り組みというものを行っているのかどうか、そこをお聞きしたいんですけども。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 健康増進課では、毎年実施しています事業について、当然、この結果をまとめまして、保健事業概要版として作成をしております。その中で、過去における実施率であったりとかの比較が容易にできるようにはなっておりますが、こういったところで今後こういったものに力を入れるべきかということについては、それぞれの担当の中で議論をしながら進めていくことで考えてございます。

実際に今委員がおっしゃったこの実施状況の中で具体的なお話というのはちょっと申し述べられ

ませんけれども、こういったことについても今後実施をするだけではなくて、当然改善するべきところ、また力をもっと注ぐところ、こういったところの分析というものが必要になっているという認識はございます。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 そういった貴重なまたデータになってくると思うので、やはり各市によって食べ物だったり運動量とかによって、多分那須塩原市ののがそのままほかの市のことを参考に那須塩原市の健康づくりとかとやっても当てはまらないところなんかもあるでしょうから、これは本当に生の市民の今の実態だと思いますので、ぜひそういった健康プランのほうをよろしくお願いします。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

金子委員。

○金子委員 133ページで、健康長寿センター管理運営のところで、長寿センターが指定管理者委託ということになっていきますけれども、これは社協との関係はどういうふうになっているか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 今現在、健康長寿センターにおきましては、事務室スペースにおいて、まず西那須野保健センター、これは健康増進課所管ですけども、そちらと、今、社会福祉協議会のほうが一緒に使用しているという状況ですけども、こちらは全体の管理としてこの指定管理者の業者をお願いをしていくということで、そういう場合、社会福祉協議会につきましては、そこを私どものほうでお貸しをしていくというような状況でございます。

○金子委員 了解です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

ここで議事進行を副委員長と交代をいたします。

(委員長、副委員長と交代)

○星副委員長 佐藤委員長。

○佐藤委員長 今回のこのページですね、健康長寿センターについての委託なんですけれども、これは5年間だと思うんですけれども、28年度の決算が出ていますけれども、その中からこれは均等であるのか毎年変更しているのか、その辺について伺いをいたします。

○星副委員長 課長。

○織田健康増進課長 まず、5年間で基本協定というものを結びます。その金額が総額になりますので、5年で案分をいたしますが、端数処理の関係で毎年同じ金額ということになりませんが、基本的には2年目以降は同じ金額になるというふうに想定しております。

○星副委員長 議事進行を委員長と交代いたします。
(副委員長、委員長と交代)

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。
それでは、本議案について討議すべき点はございますか。
〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、これより討論を行います。
討論はございませんか。
〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。
認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定す

べきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第2号の説明、質疑、討論、 採決

○佐藤委員長 次に、認定第2号 平成28年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。
織田課長。

○織田健康増進課長 (認定第2号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
相馬委員。

○相馬委員 すみません、市政報告書の21ページのところで、特定健康診査の実施状況で実施人数が書いてございますが、特定健康診査のいわゆる受診率というのは目標があったかと思うんですが、受診率はどのくらいだったんでしょうか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 特定健診受診率につきましては、昨年度、38.7%でございました。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 これは27年度に比較しますと上がっているという認識でよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 受診率で申しますと、平成27年度が38.6%でしたので、0.1%上昇しているという結果でございました。

○相馬委員 了解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 委託料の中で、体力測定をやるというふうになっていたと思うんですが、28年度の予算のところ。それは行ったんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 21ページの項目でご説明をいたしますと、委託料の中に特定健診・特定保健指導というふうな項目がございますので、この中に位置づけをさせていただいて実施しております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 予算のときに、この新規で体力測定をやるんだという中で、1分間そこで足踏みができるとか、脈の差をはかるんだとか、椅子の座り立ちがどのぐらいできるかというようなことで多分新規で上がってきていたと思うんですが、その辺はそれをやることによって効果も上がったんですか、何かわかることがふえたとか。

○佐藤委員長 はい。

○根本健康増進係副主幹 すみません、保健師ですけれども、実際に効果が見えるかというところ、数的に出しているものはないんですけれども、実際に参加なさっている方に聞いてみますと、自分の体力がある程度落ちているとか、ちょっと今回はよくなったなどかという声は聞いております。実際に取り組んでみようかなという声も聞いておりますので、こちらの来た方に対しての効果というところはあるのかなと思っております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 つまり、要因になったその方たちがどうにかしなきゃいけないなということへのその要因にはなったということなんですね。

もう一つ、受診率が38%ぐらいだというのは、そんなものなんだろうなと思うんですけれども、一応これは特定健診ということで、特別にそのど

うにかしようという事業が続いているわけなんです、本来の市が最終的に毎年どのくらいの人を受けてもらおうかという、そういう目標というものに対してのこの受診率ということはどのように考えているのか教えてください。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 目標受診率といたしましては、50%を設定いたしております。過去にさかのぼって受診率を見させていただいても、28年度の38.7%が過去において一番高い受診率でございました。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。50で38というのは、まあそのくらいなのかなというふうには思います。

一つ、メタボだというような判定をされる方は、全体としては上がっているんですか、下がってきているんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 結果としての判定についてなんです、やはりメタボリックシンドロームというふうに判定をされている方につきましては、男性、女性とも残念ながらふえている傾向にございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 これは国民健康保険の会計の中でやっている事業で、1億円かけているわけですね。毎年大体このくらいかけてやっていて、これが将来的に医療費の抑制のためということだと思うんですが、ここまで続けてきていて、それがつまり費用対効果という言い方はとても適切ではないかもしれないんですけれども、その数字的にこれ、何かのこれ以上上のもので2つあったらメタボだよみたいな、非常に私からすると、人によってすごく違うだろうに、数字の目安だけでその判定をするという傾向があるから、こんな余り3人に2

人ぐらいの人は俺は関係ないとなっているのではないかなという様なものがあります。私だって危ないんです、はかれば何かそこにいっちゃうかもしれないという。そういうことを考えますと、ここでその1億ずつこう出していて、その目標に達していないくて、だから医療費の抑制につながっているのかどうかというところで、その決算ですので、お聞きしたいところです。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 確かにご指摘のとおり、当然この受診率を高めなければならないというところがやっぱり課題として見えてはきております。今現在も受診勧奨といったところも実施をしております。この特定健康診査につきましては、現在、実施計画というものを定めまして、こちらで運用しているんですけども、今年度、次期計画を策定するというところで、改めてもう一度分析をし直して、どういったふうにこのメタボリックシンドローム該当者、また非該当者に対しましても、この特定健康診査の重要性も含めて呼びかけていくというところを計画書にまとめる予定でございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 やること自体がいいとか悪いということではなくて、やっぱりこれだけのお金を使って、多くのちょうど働き盛りの人たちに対して、結果を知らせて、こうしなさいよというものをやっているわけですので、これもその臨時の看護師さん2人でやっているところもあるみたいなんです、ぜひ実のあるというか、実際にやっぱりその先の健康につながるようなこの事業にしていただけるように要望をいたします。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を行います。討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

認定第2号 平成28年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、認定第2号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで、中村監査委員の入室を許します。

〔中村監査委員入室〕

◇

◎その他

○佐藤委員長 次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

大野委員。

○大野委員 (黒磯准看護学院閉鎖後の准看護師の今後について)

○佐藤委員長 ほかにございますか。

星副委員長。

○星副委員長 （特定健康診査の次期実施計画策定の方針について）

○佐藤委員長 ほかにございますか。
山本委員。

○山本委員 （保健師の適正配置について要望）

○佐藤委員長 ほかに委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 ないようですので、健康増進課の皆さんからは何かございますか。
織田課長。

○織田健康増進課長 特にございませんか。

○佐藤委員長 部長。

○塩水保健福祉部長 （保健師の適正人員数の補足説明について）

○佐藤委員長 それでは、健康増進課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

それでは、ここで10分間休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎社会福祉課の審査

○佐藤委員長 それでは、社会福祉課の審査に入ります。

これより予算常任委員会（第二分科会）に切りかえて審査をいたします。

◎議案第71号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。
執行部の説明をお願いいたします。
田代課長。

○田代社会福祉課長 （議案第71号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
大野委員。

○大野委員 このヘルプカードなんですが、対象者はどのぐらいでしょうか。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 対象者につきましては、障害者の方、あと高齢の方、あと妊娠している方などを含めまして約3,000人ぐらいと予想してございます。

以上です。

○佐藤委員長 大野委員。

○大野委員 3,000人ということでわかりました。これは配付の方法などはどのようにお考えでしょうか。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 配付につきましては、今議会で議決をいただきましたら、すぐに印刷をしまして、10月に対象者の方と、あと支援をいただく方に広報などを通じてPRをいたしまして、置いておく場所は市役所及び支所、公民館等の窓口に置きますので、こちらにご来場いただきましてお持ちくださいという形でお配りすると、あともう1点、ホームページにこの様式を載せまして、そこからダウンロードをして使っていただけるような方法を考えてございます。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第71号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 続きまして、決算審査特別委員会（第二分科会）に切りかえて審査を行います。

ここで中村監査委員の退室を許します。

〔中村監査委員退室〕

○佐藤委員長 議会基本条例第7条により、議会の会議は公開を原則としております。当委員会の傍聴希望がありましたので、委員会条例第17条及び先例に基づき、これを許可いたします。

それでは、認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いをいたします。

田代課長。

○田代社会福祉課長 （認定第1号について説明。）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

星副委員長。

○星副委員長 120ページの1項1目の自殺対策強化事業で、先ほどの説明の中で、栃木県の自殺率が多いというお話でしたが、ここでゲートキーパー養成講座ということで謝礼が出ているんですけども、報償金のところで。ゲートキーパー養成講座は、28年度は開かれたのでしょうか。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 ゲートキーパー養成講座についてご説明いたします。

こちらのほうは、全2回、38人の受講生を対象にして、カウンセラーの丸山先生という方を講師にいたしまして、講座を行ったところでございます。

ゲートキーパーというのを簡単にご説明いたしますと、悩んでいる人に対して声をかけて、話を聞いたりして、経過を見守る人と。「ゲート」というのは「門」、門の見張り役ということで、主にご家族の方が、やはり身内の方でそういう心配な方がいるということで受講されている方が多かったということがございます。

以上です。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 家族の方が多かったということなんです。ゲートキーパーというのは家族だけではなくて、多分養成講座を企業、事業所というのでしょうか、例えば銀行だったりとか郵便局だった

でしたが、やはりここ学習支援はとても大切なことだと思っていて、でも、どうしても家庭というよりは本人だとは思うんですけれども、その学習支援に参加をしない子たちもいると思うんですよ。

面倒くさいとか、面倒くさいというのではないけれども、何となくその場には行きたくないという理由なんかもあると思うんですけれども、呼びかけても参加しないご家庭または中学生に対してのアプローチというものはされているのでしょうか。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 PRはしているところなんです、呼びかけて来ていない方については、申しわけございませんが、やってはございません。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 出てくる出てこないという問題もあるかと思うんですが、ある程度やはりこういった事業の、子どもの貧困ということ、生活困窮というのも、大変要保護、準要保護もふえてきていますので、その中での学習のおくれは、やはりおくれちゃってしまっは大変なので、ぜひアピールのほうをよろしくお願いします。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 1つは、123ページの障害者の福祉サービス費のことなんですけれども、124ページの表の中で、毎年1億円ずつアップしていっているということでしたが、まず、一つ一つこの表の中を見ると、何とかサービス、何人、幾らと書いてありますよね。たくさんあるんですけれども。

例えばこの真ん中のところの訓練等給付費というのは、これはどういう形でお金が行くんですか。訓練等給付費というのは、つまり個人に1人ずつにそのお金が行くのか、あるいはどこかの施設に

行くのか。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 訓練等給付費につきましては、これは、例えば就労移行支援というようなものがいっぱいありますが、こちらのほうにつきましては、障害者の方が仕事をしたいんだけど、ある程度訓練をしないといけないということで、事業所に行って訓練を受けて給付をするというものでございます。ほかも同じです。

事業所を使って、使った方はお金は入ってこないんですが、使った事業所にお金を給付というか、そういった形で給付をされているというものでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 ほかも同じということは、介護給付費も同じなんですか。つまり自分がお金をもらって、それを使って受けるんじゃないで、その人はお金は全然入らないで、それをやってくれている事業者にお金が全部この金額が行っているということですよ。よろしいんですか。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 ご指摘のとおりでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、ここに実利用者人数とサービスのところを書いてあるんですが、多分重複している人たちもいるんだと思うんですね。

実際のところ、この15億3,000万円ぐらいのお金は何人ぐらいの人のところに行っているものなんですか。人数でいくと、使っている人の人数。重複しないで、人数。

○佐藤委員長 はい、どうぞ。

○関谷障害福祉係長 ざっくりで申しわけないんですけど、難病の方、実際に手帳を持っていない方も使えるサービスもございますので、それを含めると約5,000人ぐらい。

○山本委員 5,000人。

○関谷障害福祉係長 はい。

違う、500人です。サービスを使われている方が1割ですね。10%の方が使われているので、500人の方で使われていることになります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 5,000人というのは何ですか、じゃ。

○関谷障害福祉係長 手帳と難病のトータル……

○山本委員 持っている人。

○関谷障害福祉係長 そうですね。それが5,000人。

○山本委員 500人の方が15億余りを使っているということなのかとちょっとびっくりしたんですけども、これはつまり那須塩原市に住所を持っている人たちのみということですよ。

○佐藤委員長 課長。

○田代社会福祉課長 ご指摘のとおりでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 毎年1億ずつふえているということは、つまり人数がふえていっているということですか。それとも、1人当たりが使うものがふえているということなんですか。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 そちらにつきましては、どちらも当てはまるのかなど。人数もふえているし、使っている件数もふえているというのが。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 障害を持っている方というのは一定量いらっしゃると思うんですけども、那須塩原市だけがそういう方がふえているというわけでもないと思うんですけども、何かこれシステムの中で、障害手帳とかそういう、先ほど5,000人とおっしゃいましたけれども、そういうふうを持っている方の中で500人の部分がちょっとずつふえているということなんですか。

人口が減っているのにそういう方がたくさんふ

えているというのは、ちょっと理解に苦しむんですが。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 1億円ほど毎年ふえているということにつきまして、私どもで分析している結果につきましては、障害者の方が障害児また青年期のころは、親御さんがいらっしゃいますので、親の方が面倒を見ていて障害福祉サービスは使わない方が結構いらっしゃいますが、高齢化社会になってきまして、親の方も子どもさんの面倒を見るのが大変になってきていると。それで、今度は自分で面倒を見られないのでサービスを使うかというような傾向が年々大きくなってきているのが、予算がふえてきている大きな要因かということで分析しております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 それはちょっと……、わかりました。

それで、そういたしますと、この那須塩原市の人口の中の割合からいくと、これは別に特に那須塩原市だけが突出して多いというわけではなくて、近隣と同じような割合なんですか。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 ご指摘のような認識でございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そのところは了解しました。何かちょっとびっくりしたところです。

次に、その下のところの124ページの自立支援の医療費の話なんですけど、前の委員会的时候には人工透析1人700万ぐらいかかっていたというようにお話を聞いていたんですけど、これざっくりと人工透析の方に、今は全額負担だと思うので、幾らかかっている、何人の方が透析をしていらっしゃるのか教えてください。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 すみません、ちょっと詳細な数字を持っていませんので、後でご報告申し上げます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 この人工透析になるかどうかというのも、先ほどのところの健康増進課じゃないですけども、健康の結果ですよ。健康がうまくいなくて透析になると思うんですが、その辺でふえているのか減っているのかちょっとお尋ねしたかったので、じゃ、それは後で教えてください。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

金子委員。

○金子委員 1つは、117ページ中間の戦没者遺族の援護事業は、これ例年どおりということだったんですけども、大分少なくなっているように思ってたんですけども、あれかな、これは……

〔「21万9,000円」と言う人あり〕

○金子委員 21万9,000円。

〔「はい」と言う人あり〕

○金子委員 これは少なくなっているということ。

あれ、だけれども……

○佐藤委員長 はい、金子委員。

○金子委員 ということは、これ、戦没者慰霊がもしかしたら中止になったり何とか、そういうあれかな、そういうことなの。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 戦没者遺族等援護事業につきましては、例年30万円ほどの予算でありまして、主な内容というのは、毎年10月に戦没者慰霊祭というものを開催いたしまして、大きく予算がかかるのが、そこに献花いたします花、花代がほとんどでございまして、例年とそれほどは変わってございません。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 予算では42万ぐらいだったと思うんですよ。

だけれども……ちょっと待ってよ。今、こっちから予算のあれをちょっと聞いているんだ。

〔「食糧費で11万7,000円があるんですけども、それも含めてですね」と言う人あり〕

○金子委員 そのことで、もうちょっと聞いて。すみません。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 ご指摘のとおり、予算は41万9,000円ということでございます。

決算額との差につきましては、食糧費ということで、お弁当を従来出していたかと思うんですが、まずそれを出していないという、はい。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 これは西那須野でやっている大山の戦没慰霊は入っていないんですか、これには。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 大山のほうのは入っていませんで、開催は黒磯と西那須野交互でやってございまして、ことしは西那須野、去年は黒磯の文化会館で開催しておりました。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 そうすると、大山のはどこでやるの。

〔発言する人あり〕

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 申しわけございません。そちらの大山でやっているものは、西那須野支所の遺族会でやっておりまして、予算はこちらとは……

○金子委員 関係ないの。

○田代社会福祉課長 はい。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 はい、了解です。

それで、118ページ的那須塩原市社会福祉協議

会運営費というのが1億4,800あるんですけども、これで例えば心の里とか福祉作業所とか、そういうところの費用とかそういうのはこれの中に含まれるんですか。それとも、これはまた別なんですか。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 結果から申し上げますと、心の里とかは含まれておりません。

こちらの運営費につきましては、法人運営にかかわるいわゆる総務関係の職員の費用、そちらの人件費が中心になってきてございます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 それでわかりました。

それと、先ほど聞いたページ121の生活困窮者自立支援のほうの学習支援の中学生に教えるという、これ、どういう形でどういう人に対してやっているか、そしてそういう人はどういうことで指定というか指名というか、どんな形で現状はやっているのか、ちょっと教えてもらいたい。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 学習支援につきましては、実施体制は週2日、市内の10カ所の公民館で夜7時から9時まで行っております。

支援員といたしましては、学校の先生のOBまたは大学生が講師ということについておまして、学習体制につきましては自主学習、自分で勉強したいものを自分でその場で勉強して、わからないものをその場にいる先生に聞いて教わるということで、対象は先ほど申し上げましたように生活保護受給者か準要保護の方ということで、そういった方にPRをしまして、受けますかということで希望者を募って実施しているというのが主な内容でございます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 そうすると、その先生方に対する時給

幾らとかという、そういう支援の仕方ですね。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 こちらにつきましては、昨年度はちょっと複雑なんですけど、ちょっと市政報告書のほうをごらんになっていただくと、賃金、学習支援員28名ということで530万円ほど計上になってございますが、昨年度は直営方式と委託方式というもので、どこの公民館は直営方式で、どこの公民館はNPO法人みたいなところに委託をしましてやりまして、半分の直営が賃金、委託したものが委託料のほうに学習支援事業ということでやはりこちらにも500万ほどの計上がされておまして、学習支援員の賃金のほうについては、時給が1,500円ということでお支払いしているものでございます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 時給1,500円。はい、了解です。

それともう一つは、122ページです。

障害者福祉事務推進費の中で、障害者の真ん中ぐらいで、1つは栃木県障害者スポーツ大会用バスということで、これは県のほうの大会なんだろうと思うんですけども、これに行っているということですね。

その下側に那須地区障害者スポーツレクリエーション大会、それから那須地区ふれあいスポーツ大会、これはどこでやったんでしょうか。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 こちらの2つの事業につきましては、那須町、大田原市、那須塩原市、3つの市町で合同で開催しているものでございまして、一番上の那須地区障害者（児）スポーツレクリエーション大会につきましては、大田原市が主催になりまして、県の県北体育館で行っているものでございます。下の那須地区ふれあいスポーツ大会については、那須町が主幹の自治体になってござ

いまして、那須町の体育館で行っているものがございます。それに対する負担金でございます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 これらについては、障害者のスポーツ大会だから障害者の集まりなんでしょうけれども、一般市民もこれ、動員というのは余りないんですか。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 一般市民の動員というか、参加者……

○金子委員 応援とか何か。

○田代社会福祉課長 応援ということでございますか。

那須地区のふれあいスポーツ大会につきましては、こちらのほうは児童が中心でございますので、ご家族の方なんかの応援なんかはございますが、大田原市のスポーツレクリエーション大会は大人のほうが多いものですから、あちらのほうはほとんど見かけなかったかなというふうに覚えています。

○金子委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 すみません、さっきの続きなんですけれども、123ページの障害者福祉サービス費というのは全国一律だということでおっしゃったんですが、125ページの地域生活支援事業というのは、地域に合わせた事業、メニューということで、つまり那須塩原市がこういうものを選んだということだと思っただけなんですけれども、こちらの地域生活支援事業の中でやっていることは、施設に何かを頼んでいるということなんです。これ、やっていることは、地域生活支援事業で行っている障害者に対する施策というのは、実際のところはこういうことをやっているんですか。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 私どものほうでは、地域生活支援事業といたしまして、おおむね国のほうでは11事業上げているんですが、10選んでやっております。代表的なものは地域活動支援センター事業ということで、具体的には、ふれあいの森というのがハロープラザの上であり、重度の障害者の方が通所して、そこで創作活動などを行っているような活動が代表的な活動でございます。そのほかは、訪問入浴サービスとか自動車回収事業とか意思疎通事業、成年後見人利用支援事業とか、おおむね9個ぐらいの事業をやっているということでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 ということは、地域に合わせた事業といっても、ほとんどのことを取り入れて実情に合わせてやっているという理解でいいですか。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 ご指摘のとおりです。

○山本委員 わかりました、はい。

あともう一つ、すみません。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 もう一つ、戻って、国が全国一律でやっている、先ほどここに書いてある給付費は全部施設に行くというふうにおっしゃったんですが、市内に施設は幾つあるんですか。お金を出している施設は。そこに書いてあるんですか、後でそれ、いただいて。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 数でいきますと……

○山本委員 膨大な量なんです。わかりました。

後でいいです。わかりました。了解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 先ほどの戦没者遺族等の支援金の中で、

予算上、お弁当代が11万7,000円あったということだったんですが、それがことしは実際にはなくなつたということだったんですが、誰用のお弁当代、なくなつた理由についてはお伺いできますか。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 予算上の11万7,000円のお弁当代につきましては、来場者にお出しするものでありましたが、開催の時間を午後からということで工夫をいたしまして、予算の節約ということで実施いたしました。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 121ページの臨時福祉給付金の交付金のところで、何人分、何人分、何人分というふうにございますが、これは対象者に対する交付は、市内ほぼ対象者には全員行っているという解釈でよろしいのでしょうか。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 結論から申し上げますと、全員には行ってございません。交付しなかった方も何割かいらっしゃいます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、交付しているのは何割ぐらいなのでしょう。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 正確な数字はちょっとあれなんです、約7割8割ぐらいだったかと記憶してございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 すると、残り2割か3割の方の交付されていない理由は、ただ単に本人が申請されていないのか、もし本人が申請されていないとすれば、理由はある程度わかっていらっしゃるのか、その後、市では何回ぐらいそういったアプローチをしたのかお伺いできればと思います。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 そちらにつきましては、申請しなかった方については、お年寄りの方が多かった、これは推測なんです、文書を読んでいないというような方もいらっしゃるのかなど。あとは、入院していたりとかそういった方で、文書を読む機会がなかったのかなということで推測はしてございます。

そういった方に催促というのはしてございません。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 これは国の100%補助金ということなんです、例えば民生委員さんがそういった内容を理解するとか、理解というか把握するという、そういうことはないのでしょうか。

お年寄りの世帯だけで、家族がそれがわからなければ、もうずっとわからないという状態になってしまうので、国から全額こういうふうに出ているものを、ただ単に申請がされていないというだけで、受け取った人と、2割から3割の人は受け取らなかったという、物すごく不公平さを感じるんですが、それについては課長はどういうふうな見解をお持ちでしょうか。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 ご指摘のとおり、申請されなかった方についてはどういうふうにご考へているのかなということですが、民生委員さんにつきましては、こういう制度が始まりましたので、ただ非課税かどうかというのは民生委員さんも個人情報なのでわからないんですけども、お年寄りのところに訪問した際には、こういう通知が来ていたら早く出しなというのをアドバイスしてくださいということで、言ってくださいということでは民生委員さんには周知したところなんです、残念ながら皆さんに行き渡らなかったところがあるようで、このような結果になってしまったのか

などいうことで考えております。

○佐藤委員長 会議の途中ですが、ここで昼食のため、休憩いたします。

なお、午後1時から再開いたします。

休憩 午後 零時15分

再開 午後 1時00分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、社会福祉課長より発言があります。

田代課長。

○田代社会福祉課長 先ほどのご質問の中で答えられなかったものがありますので、答えさせていただきたいと思います。

まず初めに、山本議員さんからありました透析患者の数につきましては、平成27年199人、28年175人ということで、24人減ってございます。

それと、2点目といたしまして、山本議員さんへのお答えの中で、福祉サービス費のお答えのほうで全額市からの支給ということでお話したところなんですが、全額支給のほうは自立支援医療のほうでございまして、福祉サービス費につきましては所得に応じて自己負担がある方もいらっしゃいます。訂正させていただきます。

次に、福祉サービス費の事業者の数ということなんですが、上のほうから順々に申し上げさせていただきます。8、3、3、8、8、6、0、1、0、0、2、6、0、3、8、13、4、10、下の小さい表にいきまして、3、8、10。

以上です。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 訓練費給付費の宿泊型自立訓練は、これはゼロで、1ということは。これは……

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 これ、市内の事業者ということでございますので、市内の。

○山本委員 市内なんですね。

○田代社会福祉課長 はい。

○山本委員 了解しました。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 もう1点、相馬議員さんにお答えしました給付金の受給割合、正確な数字が入りましたので、早速説明をさせていただきます。

次のページをちょっとごらんになってください。

121ページ、上のほうから、臨時福祉給付金のほうから順々に説明をさせていただきます。こちらのパーセンテージが69%、障害遺族基礎年金については79.2%、臨時福祉給付金（経済対策分）につきましては78.9%、次のページにいきまして、122ページの上から4段目、年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましては87.9%。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 122ページの障害者福祉事務推進費の下のほうにある福祉タクシー券の利用代金のことなんですけれども、これは、福祉タクシーをやっている事業者というのはどのくらいあるんですか。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 122ページ……

○山本委員 はい。扶助費。障害者福祉の下のほうに福祉タクシー券の利用代金が3,231万という部分のところの、タクシー券の交付件数は1,707件ということなんですが、これを使える福祉タクシーをやっている事業所はどのくらいあるんですか、市内に。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 すみません、正確な数字はちょっと捉えていないんですが、市内のタクシー事

業所、約10カ所ぐらいだったかと思うんですが。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 タクシー券は高齢者のタクシー券もあるんですが、この福祉タクシー券がすごく使いやすいということで、よく福祉タクシーと、こういうのを見るんですが、これ、どんな形で配付をしているんですか。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 やはり高齢者の福祉タクシー券と同じに、券を交付いたしまして、1カ月2,900円、12カ月分ということで、1年間で3万4,800円分ずつの券を交付してございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 金券を発券しているということ、1つ何百円とかというのを自由に使っていいよという形なんですよね。

○佐藤委員長 田代課長。

○田代社会福祉課長 高齢者福祉タクシー券と同じように、高齢者のは500円でしたが、100円券と500円券ということで交付してございます。

○山本委員 了解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決をいたします。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで中村監査委員の入室を許します。

〔中村監査委員入室〕

—————◇—————

◎その他

○佐藤委員長 次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

星副委員長。

○星副委員長 (民生委員の配置状況及び欠員地区の対応について) (精神相談支援事業の内容について) (公共施設への磁器ループ設置について) (生活保護受給者の健康対策の取り組みについて)

○佐藤委員長 ほかに委員の皆さんから。相馬委員。

○相馬委員 (障害福祉費の予算編成の考え方について)

○佐藤委員長 ほかに、どちらかさんから何かございますか。大野委員。

○大野委員 (生活保護世帯数に対するケースワーカーの適正配置数について)

○佐藤委員長 ほかに委員の皆様からございますか。〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、社会福祉課の皆さんから何かございますか。

田代課長。

○田代社会福祉課長 特にございませぬ。

○佐藤委員長 それでは、社会福祉課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時33分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎高齢福祉課の審査

○佐藤委員長 それでは、高齢福祉課の審査に入ります。

これより予算常任委員会（第二分科会）に切りかえて審査をいたします。

—————◇—————

◎議案第71号の説明、質疑、討

論、採決

○佐藤委員長 議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

○板橋高齢福祉課長 （議案第71号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議ないものと認めます。

よって、議案第71号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎第74号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 次に、議案第74号 平成29年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

○板橋高齢福祉課長 （議案第74号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 16ページの基金の積立金ですが、1億9,957万6,000円というふうなことで、その前に歳入で繰入金がある5億5,126万1,000円とかとあるんですが、これ積立金をこの金額にするための何か決まりが、割合の決まりとか、そういったものは介護保険特別会計の中にはあるものなのでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○板橋高齢福祉課長 実をいいますと、積立金の規定というようなことにつきまして、繰越金がございます、そのうちのどれぐらいを積立金にしていくかということにつきましては、今までは特に決まり等そういったものがございませんでした。ただ、28年度につきましては、繰越金が今回2億弱積み立てをしておりますけれども、それもしない場合には、繰越金が今まで大体6億ぐらいなんですけれども、そうすると8億ぐらいになってしまうと。そうなってしまいますと、やはり繰越金、それから積立金、そのバランスを考えた場合、繰越金が多くなると。そういったことを考慮いたしまして、28年度分につきましては、先ほど言った必要な県・国に返すお金、それから一般会計に戻すお金、必要経費を差し引いた、その残り分を積み立てをさせていただいたと、そういったことでございます。

○相馬委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点がございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

議案第74号 平成29年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第74号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、決算審査特別委員会（第二分科会）へ切りかえて審査を行います。

ここで中村監査委員の退室を許します。

〔中村監査委員退室〕

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 それでは、認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。

板橋課長。

○板橋高齢福祉課長 （認定第1号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

山形委員。

○山形委員 129ページの敬老事業ということで、私もこの間敬老会に呼ばれたんですが、敬老記念品商品券という内容は教えていただけますか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋高齢福祉課長 少々お待ちください、申しわけございません。

敬老記念品でございます。1人頭2,000円分の商品券、こちらを給付するというところでございまして、平成28年度につきましては、黒磯と塩原地区につきましては、これは共通商品券ということで契約者が市的那須塩原市商工会。西那須野地区の商品券、契約者が西那須野商業振興協同組合ということでございまして、記念品、実績で申し上げますと、平成28年度、これは1枚商品券500円券なんですけれども、利用枚数は3万8,226枚ということで、3万8,226枚掛けることの500円、合計しまして1,911万3,000円、こちらのほうを記念品として配付をした、そういったところでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 私もその券は大体想像がつくんですが、配付して、恐らく消費期限が何かあったと思うんです。それで使わなくなった、実際もらっていたのに、例えば期限が8月31日までで実際未使用になっちゃった部分が多分かなりあると思うんですが、その辺は幾らぐらいかわかりますか。

○板橋高齢福祉課長 まず、そちらのほうにつきましては、西那須野地区については特に期限というのがないものですから、対象になるのが黒磯、塩原地区のほうになってくるのかと、そのように考えております。

商工会のほうにもいろいろ確認等はしているところではございますが、歴代ずっとなかなか商工会のほうでもそちらの未使用の部分のところについて正式に幾らと、そういったところについては……。

[発言する人あり]

○板橋高齢福祉課長 失礼いたしました。28年度分

ということでよろしいでしょうか。

28年度分につきましては、まず先ほど言いました交付件数掛ける2,000円ということで、こちらから使用した金額、それを差し引きまして、未使用の金額、これが142万7,000円ということになってございます。使用率が89.3%ということでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 その142万、せっかくいただいたのに使わないということをよく、多々聞くので、商工会のほうでも。そういったもので何か改善策とかあれば。せっかくいただいたものなので。今後そういった対応策みたいのがあるかどうか、いかがでしょうか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋高齢福祉課長 そちらにつきましては、そういった商工会のほうといろいろとどんな方法でこの商品券、有効に使い勝手がよいような形でできるかと、そういったことをちょっと協議させていただいておまして、具体的にはこれからちょっとそこら辺も詰めていきたいと、そのように考えている次第でございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 128ページの1番上、シニアサポーター養成講座ということ、謝礼ということで、これ恐らく平成28年度の新規の事業としてシニアサポーター養成講座というものをやるということになっていたんだろうと思うんです。決算額は1万2,060円、予算としては4万円ということだったんですが、その予算と決算の差額についてはご説明いただければと思うんですけれども。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋高齢福祉課長 こちらにつきましては、まず28年度、2人ほどこのシニアサポーター養成講座というところへ出席をしたところでございます。そのときの講師の先生の謝礼金から実績を引きますと、その差額となってしまうということございまして、いわゆる実際の回数が少ない、当初予定したのがシニアサポーター3人で4回ということで予定をしておりましたが、実際には出席者のシニアサポーターさんの一身上の都合によりましてそれが参加できなかったということももちまして、それでそのような結果になってしまった、そういうことでございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 3名で4回の予定が2名で4回になったということでもよろしいわけで、要は、そうすると1名分が減ったということですか。4万円が1万2,000円になったんだから、3分の1になっているということですよ。ということは、その講師さんに支払う謝礼が当初予定の3分の1になったということは、回数も3分の1回になったということでもよろしいんですか。

○板橋高齢福祉課長 すみません、ちょっと係長のほうから。すみません。

○佐藤委員長 係長。

○村松高齢福祉係長 ちょっと補足として、先ほどの課長の説明の補足も踏まえまして、改めてご回答させていただきます。

このシニアサポーターの旅費ですが、当初4万というのは、シニアサポーターに……

〔「報償」と言う人あり〕

○村松高齢福祉係長 報償金ですね。

シニアサポーターについては、県のほうで委嘱している方になります。この委嘱を受けるのには、県のほうで開催する研修、4日間あるんですけども、そちらのほうへ出席しなくてはならないと

いうことで、それらに対する報償金になります。

予算の中では、宇都宮までの旅費ということで、3人で4日間を予定して4万というふうな上げていたんですけども、実際のところ、平成28年度のシニアサポーターとしては人数がまず3人予定していたところ2人になった。研修の参加状況も、4回出なくちゃならないところ、1人の方が2日間、もう1人の方が3日間しか出られなかったということで予算より少なくなったということです。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、これ新規事業としてシニアサポーター養成講座ということであったかと思うんですが、というか、報償金自体が新規だったということだけなんだろうが、これで目的が十分に達成できたというご判断なんだろうか。

○佐藤委員長 塩水部長。

○塩水保健福祉部長 決算質疑の中でもこのことは質問されていまして、私のほうでちょっとかわって回答させてもらっていいでしょうか。

まず、この事業自体が28年度ではなくて平成27年度からというのでやった事業でございます。委員のほうで先ほど補佐が申したように、ボランティアということで一切お金が出ないということなので、ただ那須塩原から4回必ず受けなきゃならない講座のほうを受けに行くのに、まるっきりボランティアということも何だということで、謝礼という形で幾らかお金をお出ししたいなということで予算計上し、これまで27年度から計画しているものでございまして、4年かけて10人、うちのほうで一つの圏域ごとにお1人置きたいというのが県の方針で、10人を目指してお願いしているところで、28年度まで4人がサポーターのほうになっていただけたというところでございます。

そんなところで、10人中4人、あと2年間で6人ということであれば、ちょっとおくらしているけ

れども、まあまあなのかなというふうに、他市町村から比べても人数は多いほうなので、まあまあであるかなと評価しておるものでございます。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定するものと決しました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時20分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎認定第4号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 次に、認定第4号 平成28年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部からの説明を簡潔にお願いいたします。
板橋課長。

○板橋高齢福祉課長 (認定第4号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

星副委員長。

○星副委員長 56ページの2項9目認知症サポーター等養成事業なんです。この認知症サポーター等養成講座、もう何年間かやっているんだと思うんですけども、28年度のその養成講座の実績を教えてください。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋高齢福祉課長 サポーターのほう養成講座のほうでございます。平成28年度につきましては24回ほど開催をしております、それから参加人数が571名ということでございます。

ちなみに、つけ加えさせていただきますと、29年の8月末の段階でございますが、9回ほど開催をしております、349名ほど受講をしている、そういったところでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 同じページの一番上の地域住民助け合い事業についてなんです。社協に委託をして各地域で広がっていることはわかるんですが、これ実績についてはどんなふうな状況なのか、教えてください。

○板橋高齢福祉課長 助け合い事業の実績ということでございます。

まず、28年度の実績ということでございますが、公民館圏域ということでありまして、まず鍋掛公民館圏域、とよら公民館圏域、西那須野公民館圏域、ハロープラザ地区圏域ということで、その中で実施した自治会の数、これが34カ所になってございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 今、34カ所ということで、まだまだ多いとは言えないと思うんですけども、これ実際に社協に委託をして、先ほど支え合い推進員という方を雇ってというか委託してやっているということなんですけど、実際にこれをやることによって、独居老人が不安なく暮らせるということが目的だと思うんです。その辺はちゃんとされているんですか、なっているんですか、これだけお金を使ってやっていくことによって。ないところとの差が出てこなければ、やっている意味がないですよ。その辺、もう少しお話しいただければと思いますけれども。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋高齢福祉課長 まず、地域支え合い推進員さんの役割といたしまして、今は見守り活動をきちんと自治会等が自主的にやっているところが34カ所と先ほどお答えをいたしました。ただ、これから先に、先ほど公民館単位で考えているということ、公民館というのは公立公民館ということでございまして、全部で15カ所。

それで、27年度事業ということで27年度が3公民館、28年度が4公民館で、全部で今は7公民館に7名の地域支え合い推進員さんが配置されておりまして、その支え合い推進員さんは、その公民館地区にある自治会に働きかけを直接して、その中で1から、まちの自治会自治会の特徴がござ

いますが、機運がある程度盛り上がっているところについてはそれをうまく調整をして、サポートをして見守り活動とかにつなげていく。また、そうでないところについては、その事業の趣旨、そういったものを地道に説明をして、どんどんそれを進めていくと、そういった活動をしておりまして、平成29年度では、おかげさまをもちまして、それが34カ所が43カ所ということでふえているというところでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 多分、公民館の中にその推進員の方がいらっしゃるんだと思うんです。

そもそもその地域の中には民生委員さんがいらしたり、それから自治会長さんもそうなんですけれども、それぞれの分野でその支え合い、この独居老人に対してはいろいろなケアをしていたと思うんですけども、何年前前から地域でこういうことをやりなさいということで進んできて、会議とかに出たことがあるので説明は受けているんですけども、何というんでしょうか、笛は吹いていても、意外と地域によってはそういうものがどんなに説明を受けても、なかなか進んでいかない自治会もあります。現実に。その温度差があると思うんです。

地域の単位、公民館としてはそれぞれある程度大きな単位で需要があっても、その中の単位となると、大きなところも小さなところも、そもそもの住民の意識も違うので。

形的には数がふえて、支え合い推進員さん置いてお金をつけて、こうやって見ると進んでいるように見えるんですが、実態としてお年寄りの方たちが、特に独居の人たちとかお年寄り同士の人たちが本当にその地域の中で幸せに暮らしているかという実態がなかなか見えてこないの、市の

ほうはそれをどういうふうに捉えているかということをやっぱり聞きたいんです、ぜひ。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋高齢福祉課長 今、委員おっしゃったとおり、この温度差、これはどうしてもございます。

そうした中で、先ほど言った地域支え合い推進員さんのほうでは、その温度差、いわゆるその地域地域の自治会、自治会とってはあれですけども、地域地域の熟度熟度に応じて、少しでも先ほど言った主目的である見守り、もしくは一部の生活支援、いわゆる地域として将来的に地域としては互助を中心にお互いに助け合いながら地域でできることは地域でやっていきましょうと、そういったところを目指しつつ、何とかその理想に少しでもつなげていきたいというところで鋭意邁進しているというところで、これが一朝一夕になかなかすぐ均一になるというところはちょっと難しいところはあるかと思えますけれども、それになるべく近づけるように鋭意邁進したいと、そういうふうな形で考えているところでございます。

以上です。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 ちょっと成果がすぐに見えるものではないので、ここではお金として決算が年々ふえていっていると。そのふえていっているのは、そういう助け合い事業を実施するところがふえてきて、公民館単位で盛り上がっているという、その成果だというのはよくわかるんですけども、現実にはやっぱり人がいて、そういう組織はできているけれども、本当にひとり暮らしの人たちが、そこにそういうものが行き届いているかというのが実感として余り見えないということなので、これ実際には何を互助としてやってもらいたいと市のほうは考えてこれを行っているんですか、改めてお聞きしたいと思います。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋高齢福祉課長 当然、先ほど言った独居老人の見守りとかそういったこともございますが、そういった限定的なものではございませんで、独居老人の見守りもございますが、そういった老人に対して、何というか、その自治会なり、または近所の方なりがいろいろな声かけをすることによって、どちらかというとききこもりがちであったその老人の方が少しでも外に出てくる。いわゆる高齢者の社会参加にもつなげていきたいと、そういったところの考え方もございますし、またさらには、そういった独居老人の方については、本当にちょっとしたことが困って、そのことがなかなかという、不便でしようがないというところもございますが、そういった形で声かけ声かけをしていくことによって、こういうことが困っているんだ、じゃそういうこともちょっと私がやってやるというところで、そこもやっていく、いわゆる互助という形で、見守りだけではなく、さまざまな形で地域地域、地域でできることは地域でやっていく、そういったことを腰を据えながら地道に進めていきたい、そういった考えでございます。

以上です。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 これ以上言ってもあれなんですけれども、隣に困っているお年寄りの人が1人で住んでいたら、別に地域の助け合いの組織がなくなっても手は差し伸べるとするのが普通であって、例えばうちの地域なんかは、なかなかそういうものができにくいという部分があります。集まる場所もないです。そういうところにお金を使って、人を、じゃ稲村公民館に1人、人がいたら何か突然いいものができるかという、そういうものではないと思うんです。

だから、理念もわかりますし、今後も進めてい

きたいというものはよくわかるんですけども、現実論として毎年こういうふうに数字が上ってきて、数がふえていっているというのが実績かもしれないんですけども、魂が入っていないとか、市民の人たちになかなかそういうものが伝わっていないという現実は確かです。

温度差がやっぱりあるので、その辺のところをやっぱりわかっただいいて、公民館に支え合い推進員さんがいるから何かいいんだよでもないし、自治会長さんとか民生委員さんと密に話をしているからうまくいくということでもないで、その辺の実情をしっかりと捉えていただいいて、この事業は進めていただいいて、本当に寂しいお年寄りの方が、何というか幸せじゃなく暮らしている状況をなくすような施策をやっぱりとっていただきたいと希望しまして、これでやめます。

○塩水保健福祉部長 逆に補足説明よろしいですか。

○佐藤委員長 塩水部長。

○塩水保健福祉部長 すみません。ありがとうございます。

一応、この見守りの関係は、一番最初は国で安心生活確保事業というのがあって、孤独死をなくそうというところから大田原市さんなんかモデル事業でやると始まったところなんですけれども、今現在、国内では孤独死ではなくて、我が事丸ごと共生社会ということで、地域に暮らす人たち、お年寄りはもちろん、お年寄りでもいろんな方がいらっしやいますけれども、ひとり暮らしで支援が必要な方であったり高齢者世帯の支援が必要な方、あとは障害を持った方、妊産婦さん、あとはお子さんとかそういった何か地域で支援が必要な方、何らかのお手添えが必要な方たちが、でもというのかな、含めてというのかな、いろんな地域に住む方全員が住みやすい地域をつくっていきましようというところに今、立っていて、うちのほ

うの高齢者のほうで始まった事業は、たまたま高齢者のほうの介護保険事業で始まったので高齢者がメインで、ほかにも、課長の説明があったけれども、ほかの方たちもということで始まっているんですけども、本当にこれはこの事業がベースになって今後の地域づくりというところにつながっていくすごい重要な事業だなと私どもは捉えていて、それがたまたま今、その地域生活支え合い推進員さんを公民館に配置して、もちろんその方1人でやっているわけじゃなくて、委託している社協の職員さんも動いていますし、地域包括支援センターの方も動いてくれています、民生委員さんも動いてくれていますというところで、本当にみんなで地域づくりについてかかわって進めていただいいて、それに対しては定例で会議をやったりとかいろいろ努力もさせていただいています。

あとは、5年間かけて15カ所の公民館に推進員さんを置きましょうというところは5年間なんですけれども、実際始まって、やっぱり合併して地域の、例えば塩原はそんなことやらなくたってもう地域の中で生きているよとか、自然にそういう助け合いできているよとか実態がわかったりして、そういうところも踏まえながら、実際、各地域に、そういった何というか、地域のつながりの復活というか、そういうものをやっていくのが本当に息が長いし地域の特性もあるということで、ゆっくり進めていくというところがあることもみんな認識しているところで、あとは、一番期待できるところは東那須野公民館は、今年度8月のところだか何かなんですけれども、モデル地区にはなっていないんですけども、みずから住民の方たちが、包括支援センターの力も大きいんですけども、来て、その実態を見て、周りの土地が始まったんです。そういった波及効果も期待できるということで、こうあったらいいよねと思うところを実際

やったところがあって、見ることによって、じゃうちも始めようというところが動き出しているというところと、あと実際始まったところでは、生活支援、例えばよく言っているのがペットボトルのふたがあげられないから包括に来たというような事例があるんですけども、それを普通だったら隣の人に頼める関係性がないのかなというところがあって、そういうところもあるという実態も踏まえて、そういう地域づくりというもの、それができてくればいいなというところがあるということで、本当に私たちは息の長い活動になるのかなとは思っていますし、あと、そういう実態、そういった生活支援も始まっている、見守りが始まっているというところの実例を見て波及効果が及んでくればいいなと思っているところでございます。

すみません。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 57ページの財調の基金の話なんですけれども、介護保険、今、5億1,920万1,000円ですか、28年度末の財調の積み立てが。これ目標としてどのくらいを思っているのかお聞かせください。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋高齢福祉課長 今、地方財政法第7条というのがございまして、これによりまして、まず各年度の実質収支額、これが決算書のほうに載ってございますが、うちのほうでは約6億円が乗っかっている、余っているところでございます。先ほどの法の規定によりまして、その2分の1は財調のほうに基金を積み立てなければならないと、そういう法の規定がございまして、うちのほうとしましてはそれに合うように。

ただ、ちょっと1億ぐらい今のところ足りないということがございますので、今後どのような形、

法制等になっていくのか、ちょっと財政的にも相談をしながらこちらのほうを対応していきたい、そういうふうを考えているところでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そういたしますと、那須塩原市では、今の介護保険の料金については、高過ぎるとか低過ぎるとかということに関しては、今は適正だというふうに考えているということによろしいのですか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋高齢福祉課長 まず、保険料自体の考え方でございますが、これにつきましては先ほど第7期の計画を現在つくっているということで言いましたけれども、今はその前の第6期の計画のときにこちらの保険料を定めたというところでございます。

その保険料を定めたときには、具体的に言いますと、第6期の計画で保険料を決める際に、その認定者数、こちらが第6期の計画期よりも実際にはそれほど伸びることがなかった、これがまず第1点だと。

それから、もう一つ、施設整備の関係になりますけれども、施設整備の関係で、平成27年度に広域の特養、ちょうど北部ぐらいのほうにちょっと計画しているところがございまして、そのところが整備がちょっとおくれておりまして、これが27年度に整備するということでありましたが、結果的にはそれがおくれたということで、広域特養につきましては実際31年の3月に完成予定ということになっております。当然、その施設ができればその給付費が伸びてくる。第6期の計画では、それは当然28年度からそれが伸びていくということで計画をしておりましたけれども、そちらのほうがおくれているということで、実際にそれが反映されなかった、そういったところがいろいろご

ざいまして、結果的には実際の介護給付費の給付額が思ったよりは伸びなかった。

ただ、6期で計画した保険料の額、こちらについては適正な積算に基づいてのものということで、こちらの数字を載せてございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、今、この基金残額の推移を見ていると、27年度末から28年度末にぐっと上がっていますよね。57ページのところで。財調の多くなりましたね。まだ足りない。6億とか7億必要だということだとすれば、まだ足りないのかもしれないですが、ずっと24年度から27年度までちょっと減っているということで、がくっとふえたのは今の理由なんですか。今言ったことの原因でこれふえたということですか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋高齢福祉課長 28年度に……

[発言する人あり]

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋高齢福祉課長 こちらにつきましては、先ほど言ったということもありますけれども、具体的に、先ほどちょっとお答えをしましたけれども、28年度の繰越額、こちらが非常に、もしこの積み立てをししないと8億幾らになってしまうと。これが全体的なバランスを考えたときに、収支バランスとして8億円の繰り越しというのはちょっと多過ぎるのであろうというところがございまして、そこで現在、積み立てられる財源、そちらのほうをまず財調のほうに積み立てをしたと、そういった次第でございまして。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 聞き方が悪いのかな。

じゃ、なぜたくさん余ったんですか。その要因を。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋高齢福祉課長 そちらにつきましては、今まではそちらのほう繰越金として計上されていたところでありました。その余ったお金が繰越金ということで計上されていたんですけども、その繰越金で計上されるのか、それを余ったお金について積み立てをして、積立金として計上していくのか、その差ということでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 もう少し、本当にそういう理由なんですか。説得力がないような気が。

[発言する人あり]

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋高齢福祉課長 この特別会計、介護保険特別会計で決算としてお金が余ってしまうというところについて、先ほどちょっと説明をさせていただきましたが、やっぱり施設整備のおくれ、それから認定者数の少ないところで給付費がそれほど伸びなかったということで、当初のお金がどんどん計画よりは余ってしまったというところがまず繰越金が多く余ってしまった理由、これがまず第1点でございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 足りなくなるよりは余ったほうがいいのはわかるんですけども、これ私たちが払っているものですよ。別にどこかから生み出してきたものではなく、もちろんお金はいろいろ払っていますけれども、基本的には住民が払っているお金でやりくりしているものであって、たくさん余ったからいいというものではないと思っています、まず。

それで、先ほど、だから財調どのくらい必要なのと言ったら、一応6億とかという、6億、7億と。10%だったらそのぐらいですよ。なので、まだそこまではいっていないので、積んでいくことに対してはやぶさかではないんですけども、

施設をつくる予定が延びた、それは仕方がない。
給付のお金が、使うものが減ったということについていえば、人もふえなかったと。使う、要は認定の人が減っているわけでしょう。そういうことからすると、だからはっきり言えば取り過ぎているんじゃないの、払い過ぎていてということで余っているのではないのかと思ったんですが、そうではないということなんですね。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋高齢福祉課長 そちらについては、先ほどの第6期の計画の推計、そちらのほうはきちんと推計して決めておりますので、取り過ぎてということではなくて、あくまでも実際の給付額が先ほどの理由によってそこまでは伸びなかった。そして、その結果、お金が余ってしまった。余ったところについて、これをどう処理するかということについては、積立金というところに、財調の積立基金で積み立てをしていく、そして処理をしていくという、そういった考え方になっていきます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。29年度の決算もまた来年出てくるんだし、30年度の予算が出てきますので、そのこの推移を見て、第7期の計画の中でまたそういうものを加味しながらつくっていくんだと思いますので、すみません、それは推移を見ていきたいと思います。ありがとうございました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はござ

いますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

認定第4号 平成28年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、よって、認定第4号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで、中村監査委員の入室を許します。

〔中村監査委員入室〕

—————◇—————

◎その他

○佐藤委員長 次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 高齢福祉課の皆さんから何かございますか。

板橋課長。

○板橋高齢福祉課長 ございません。

○佐藤委員長 それでは、高齢福祉課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時16分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————
◎議案第71号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 それでは、国保年金課の審査に入ります。

これより予算常任委員会（第二分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

執行部の説明をお願いいたします。

渡辺課長。

○渡辺国保年金課長 （議案第71号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終

了し、採決いたします。

議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第71号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————
◎議案第72号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第72号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

渡辺課長。

○渡辺国保年金課長 （議案第72号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

大野委員。

○大野委員 12ページの1款5項1目賃金で、重複医療受診の方対策ということで、話はわかるんですけども、傾向として、その重複受診する方というのは逆に多いんですか。

○佐藤委員長 渡辺課長。

○渡辺国保年金課長 こちら、毎月レセプトというのが、各医療機関から出されてきますが、こちらをまた細かく点検したわけではないんですけども、1人の方が連続して病院にかかっているようなことを確認した結果では、月当たりの平均で五、六十名とかいるかなと。

年間通してとすると、12掛けると結構な人数いっちゃうんですが、またそれは1人で重複してい

る人いるんで、結果的には100人、200人単位かなとは考えております。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

山本委員。

○山本委員 国民健康保険の特別会計は、来年度から県のほうに移るということになっていて、そういう中で、全体としてこの整理をしたということであるんですけども、助成を出して、財調とかに積み立てているのはなぜなんですか。

○佐藤委員長 渡辺課長。

○渡辺国保年金課長 まず、国保の会計が県のほうに行ってしまうというのは、市のほうでももちろん会計残ります。

県のほうに移るのは、県のほうが財政運営の頭になるというだけで、県のほうが各市町に納付金という形でお金を示して、それに対して、各市町から県に納めるというか、こここの部分が大きく変わるんですが、ほかの各費目は残る部分も結構ありまして、市の国保の特会も来年以降も残っていきますし、そのために基金等はまだこれから使うためにとっておくように考えます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 先ほど、7条の何とかかんとかで、2分の1余った分8億何千万か、この後決算で出てきて、その半分4億何がしを積み立てていると思うんですが、今の話だと、この調整基金は、じゃ、そのまま那須塩原市の国保の会計に残るということなんですけれども、やっぱりどこまでこれをふやして行って、何に使うためにふやしていくんですか。

○佐藤委員長 渡辺課長。

○渡辺国保年金課長 財政調整基金につきましては、平成29年は、改革が始まる前までは、基本的には毎月、毎年の医療費が、特にいろいろインフルエンザの流行とか、高額医療費とかのために各市町

で保管しておいて、いざというときのために使うというのが今まででして、平成28年度末の段階では、那須塩原市としては基金15億ぐらいは残があります。

ただ、平成29年度の予算の中で、多少取り崩しも行いますので、数億円は残る予定でおりまして、30年度以降の基金につきましては、今度、県のほうで示された納付金というのを各市町に県が示してくるんですが、それは30年度はまだ確定はしていないんですけども、多分30年から向こう二、三年ぐらいは特に国・県の公費補助、繰り入れとかが多目に多分入るだろうという見込みがありまして、その段階では、その市町の持ち出しは少なくするという話が出ています。

ただ、それ以降、3年後以降とかになってきますと、この辺は多分緩やかに市町への交付金のほう入るんですか、減っていくだろうという話出ていますので、そういうときに一気に今度国民健康保険、減税を税率改正とかでちょっと市民への負担を一気に影響を上げないためにも、ちょっと基金とってこないといざというときの対応ができないかなと。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 今までもいつもいざというとき、何かが大流行すると困るとか、インフルエンザとかいような答えを言って、どんどんためてきているんですけども、私の記憶する限り、その突然高額医療費がぼんと上がったこともないし、インフルエンザがばあつと行って、お金のかかったこともないし、どちらかという、医療費、意外と抑制をしつつ、お金が足りなくなかないような現実だと思うんですね。

単年度の予算でやっている国保について、3年後に上がるかもしれないから、いっぱいためておかなきゃいけないというような考え方は、家計と

は違うし、払う人ははっきり言って、そのときに生きている人が払っているわけなので、何年も何年もため込んでいったら、払えない人も今いるわけだし、余りにも石橋をたたき過ぎているような国保の財政のような感じがするんですけども、県に移行する段階でもう少し健全な——だからためればいいとは違うと思うんです。私は、単年度でやっているもの、きちんと適正なところでやっていくものだと思うので、そういう考え方を踏襲して、この後も、不確定なところがあるにもかかわらず、一番危なっかしいというか、危険な部分を考え過ぎて、何かため過ぎるということがどうなのかということをととても感じるんですが、そういうことは考えないんですか。

○佐藤委員長 渡辺課長。

○渡辺国保年金課長 基金についてはもちろん依存することもあるんですが、とりあえず、まず、医療費については那須塩原市は1年で100億近い金額、80億、90億なんで、一月8億ぐらい出ているんです。そのときに、やはりいざというときのためもちろんあるんですが、あともう1点は、基金の最高点のところでは申しますと、平成25年度のほうですか、22億ぐらいありまして、そのときに26年度に若干税率見直したんですが、その後、現在まで7億弱ぐらいの基金の取り崩しを行ってきました。

それもだんだん15億となったんですが、多分30年のときにはその半分ぐらい以上、多分残るかなと今、試算しておりますが、先ほども申しましたが、県のほうとの協議の中で納付金の計算をまだ、だから3年以降先がちょっと見えないという話もございまして、確かに今回から3年ぐらいは多少国の公費が入るんですが、目に見える中で、今回の制度改革、国保は那須塩原市みたいに基金を持って移行するところばかりじゃなくて、基金が本

当全然ないとか、逆に基金ゼロで一般会計から赤字補填を行っている市町もございまして、そういう、特に赤字繰入金をしているような市町をなくすために今回つくってある制度でございますので、那須塩原市としては、そういうふうにならないような形で、ちょっと、どこまで、じゃ、安泰だっというのがあるんですけども、その辺を見据えながら、これから今年度、来年度以降の税率改正もちょっと見直していきたいとは考えております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

平山委員。

○平山委員 課長、今のやっぱり来年から突然変わるでしょう。那須塩原市はずっと見ていて、順調に健全経営をして、ため込んだんじゃないかと、しっかりと将来。ですから、ずっと国保が上がるということないですよ、このところ。

それによって今回、何か懸念されることはないんですか、その財政で一般からやっている努力していないところ。高い高いと言われるけれども、トータル的には負担がかかっていない、そのかわり医療費はかかっているけれども、負担がかかっていないということを引き継いできたので、今回の制度で国が何か、今言った交付金が来るようになるんでしょうけれども、こっちは財政がいいから何だとかという、そういう差は、懸念はないですか、そういうの。

○佐藤委員長 渡辺課長。

○渡辺国保年金課長 そして、この基金ですけれども、県のほうがこの納付金を算定するに当たりまして、各市町の所得の状況、所得ベースとかいうんですけども、あとは医療費、どのくらい使っているのかとか。その辺は各市町の状況を見て、納付料金を決めています。

那須塩原市は、特に医療費についてはまだ平均年齢が若い分もあるのかもしれないですけども、

平均よりちょっと下なんです、ただ所得ベース、逆に若い人が多い分かもしれないですけども、県平均よりちょっと高目にありまして、その辺で県のほうは納付金の計算をしてくるんですけども、ただ医療費についてもこれから、若い人がなかなか少なくて、特に60代、後期に入る手前の60歳から74歳までの方がほとんど人数ふえてくるので、個々の保険者は減ってきますが、医療費は下がらないだろうと見込まれているので、その辺ちょっと見据えながらになると思います。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

議案第72号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第72号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第73号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第73号 平成29年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

渡辺課長。

○渡辺国保年金課長 （議案第73号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

議案第73号 平成29年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第73号については原案のとおり可

決すべきものと決しました。

○佐藤委員長 続きまして、決算審査特別委員会（第二分科会）へ切りかえて審査を行います。

ここで、中村監査委員の退室を許します。

〔中村監査委員退室〕

入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議はないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 それでは、認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。

渡辺課長。

○渡辺国保年金課長 （認定第1号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議はないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳

◇

◎認定第2号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 次に、認定第2号 平成28年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。

渡辺課長。

○渡辺国保年金課長 （認定第2号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 保険財政共同安定化事業拠出金、20ページになりますけれども、先ほど高額医療を県内各市町で出して調整をして30億円で、実際に支払ってもらっているものも同じくらいだというふうにおっしゃったんですが、これ計算式があるんですか。

○佐藤委員長 渡辺課長。

○渡辺国保年金課長 基本的には過去というか前年、前々年度の実際に支払った分とかを見まして、それをならしてというのか、案分して出しているのですが、そんなに大きな差は出ないんですが、例えばある年ある市町で、今度は流行の何か病気とか出ちゃって高額な分が出た場合に、それを県内のほかの各市町で負担し合おうという制度なわけで。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、この27年度は29億7,000万円で、補充が30億円とかとなっているんですが、これは、じゃ、こちらで出したものが、実際に那須塩原市が使ったものは多分こっちに入っているんですよ。歳入は入っているんだと思うんです。それで、次の年に調整をしてもらっているということではないですか。

○佐藤委員長 渡辺課長。

○渡辺国保年金課長 計算方法につきましては、前年度分を調整して翌年という感じで、1年ずれてやっていますが。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、県内でプールをしても、実際のところは本当に使った分だけ払っているという形なんですか。お互いに互助制度ではなくて、使ったものをまた県から戻してもらっているんだとしたら、何もここで積まなくてもいいような気がするんですが、そうではないんですか。

私の言い方が……

○佐藤委員長 渡辺課長。

○渡辺国保年金課長 説明がちょっと、申しわけないです。

使ったものを戻すというよりは、その分を多少の分、引いてもらえるんですよ、計算するときに。通年の医療費をオーバーしている部分は、このその辺なんかも差し引いた形で計算すると思うので、特にお金を使ってしまった後で、医療費を支出した市町の大きな負担にならないように計算を行うということですよ。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 すみません。歳入だとどこの分になりますか。

○佐藤委員長 国保課長。

○渡辺国保年金課長 歳入につきましては、6ページをお願いいたします。こちらを比較しますと、こっちの歳出は合計33億円なので、若干歳入のほうが大きい感じであります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、たまたま余り変わらない分で払った分が入ってくるような計算式の中で、この差が1億ぐらいあったとしても、それが戻されるとかではなくて、全体として県内でならして使っているということによろしいんですね。

○佐藤委員長 渡辺課長。

○渡辺国保年金課長 はい、そのとおりでございます。

○山本委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

ここで議事進行を副委員長と交代いたします。

(委員長、副委員長と交代)

○星副委員長 佐藤委員長。

○佐藤委員長 歳出のほう、16ページです。

一番下の出産給付費の内訳がわかりましたら。

○星副委員長 渡辺課長。

○渡辺国保年金課長 出産給付費の内訳でございますが、支出額としては6,000万円出ていまして、通常、出産につきましては、規定では40万4,000円というのがまずありまして、そこに産婦人科とか病院に産科補償制度とかという制度がありまして、そこに加入している病院とかに行くと出産するとプラス1万6,000円があつて、全部で42万円なんです、最高限度額が。1人に対して42万円と考える人もいるかもしれないので。要するに今の結果に合わせれば、最高42万円で、件数としましては143件分の支出となっています。

以上です。

○星副委員長 佐藤委員長。

○佐藤委員長 続きまして、次ページ、内側の葬祭

給付費なんですけれども、こちらの内訳につきましても同様をお願いいたします。

○星副委員長 課長。

○渡辺国保年金課長 こちらは1件当たり5万円という定額でございまして、177件の支出となっています。

○星副委員長 それでは、ここで議事進行を委員長と交代いたします。

(副委員長、委員長と交代)

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
山本委員。

○山本委員 16ページの高額療養費についてなんですけれども、これがおよそ10億円ぐらい見ていると思うんですけれども、高額療養費というのは、どんな仕組みでこれを出しているのか教えてください。

○佐藤委員長 渡辺課長。

○渡辺国保年金課長 高額とは、1人の被保険者の方が例えば病院にかかったり入院とかして、ある一定基準の一月当たりの医療費を超えた場合に、その超えた分を補填するものなんですけれども、その金額は5段階に分かれていまして、その方の所得とかに応じて。一番低いところでは3万円までの方もいるし、高いほうは20万円とかにいく場合もあるし、そこを超えた分に対して高額療養費を支出するものでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 これ、たしか最初のところでは申請をするんだと思うんですが、今、病院でずっとかかっているときには、これはもう、一度入れるか、その申請をしておけば、どこかの限度を超えると自然にそれ以上は払わなくていいというふうになっているんですか。

○佐藤委員長 渡辺課長。

○渡辺国保年金課長 それにつきまして、特に条件とかも多少ありまして、もちろん滞納していると

かありますと。もちろん申請していないと、一回一回申請してもらおうようになってしまっていますが、ある申請とかがあって、その分ちゃんと登録しておけば受けられるのは、その出た分を後で精算してもらえると。要するに個人負担を出さなくていいという仕組みになっています。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 これ、一般の療養費は84億円でしたよね、普通の医療費が84億で、高額が10億というふうになっているということは、実際のところは結構多いんだなと思ったんですけれども、これは年々上昇傾向にあるものなんでしょうか。

○佐藤委員長 渡辺課長。

○渡辺国保年金課長 例年というか、過去のデータが余り載っていないんですけれども、特に27年、28年あたりというのが医療費の見直しとかが行われて、特に高額なお薬とかが開発されたりして、もちろん開発されれば、それを病院で使ったりしますので、特に大きな病気、がんとか、そういうときに高額な医療費が出て、特に27年度あたりは全国的に医療費が高くなったという話は出ています。そういうときに高額医療費がやっぱり大きくなる傾向にあると思います。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 これ、3割負担だとすれば、その3割の負担に対して高額になったものを払わなくていいということですよ。本来の医療費ではないですよ。それでいいですよ。

○佐藤委員長 渡辺課長。

○渡辺国保年金課長 そうです。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 歳入についてなんですけれども、1ページです。現年の分については90.95%ということで、まあまあ9割の方が払っていらっしゃると思うんですが、滞繰分については払われてい

ないですよ。それで、全体がそういうことで70%を割っちゃっているんだと思うんですけども、滞納については、もう済んでしまったことはなかなか取れない……これ課税課。ごめんなさい。すみません。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

認定第2号 平成28年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第2号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時15分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎認定第3号の説明、質疑、討論、
採決

○佐藤委員長 次に、認定第3号 平成28年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。
渡辺課長。

○渡辺国保年金課長 (認定第3号について説明)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 先ほどの説明で、26ページの雑入の部分の広域連合職員の人件費が雑入として818万7,678円を、一旦歳出で職員の給与として445万5,600円と、あと一般職員手当240。この数字が合うはずなんですか、合わなくていいんですか。

○佐藤委員長 渡辺課長。

○渡辺国保年金課長 歳入で申し上げた818万7,000円のところと、歳出のところが一番下の退職手当負担金というのが、こちらは採用にならなくて、市のほうで負担するようになっていまして、給料と職員手当と共済費、こちらを足したものでありますけれども、端数が若干合っていないのですが。

○相馬委員 わかりました。合っていないということですね。わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑がないものと認め、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了

いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

認定第3号 平成28年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、認定第3号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで、中村監査委員の入室を許します。

〔中村監査委員入室〕

—————◇—————

◎その他

○佐藤委員長 次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

山本委員。

○山本委員 (来年4月以降の国民健康保険税等について)

○佐藤委員長 ほかに何かございませんか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 国保年金課の皆さんのほうからは何かございませんか。

渡辺課長。

○渡辺国保年金課長 特にはございません。

○佐藤委員長 それでは、国保年金課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時31分

再開 午後 4時32分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎市民課の審査

○佐藤委員長 それでは、市民課の審査に入ります。

これより、決算審査特別委員会(第二分科会)へ切りかえて審査を行います。

ここで、中村監査委員の退室を許します。

〔「傍聴を希望します」と言う人あり〕

○佐藤委員長 議会基本条例第7条により、議会の会議は公開を原則としております。当議員からの傍聴希望がありましたので、委員会条例第17条及び先例に基づき、これを許可いたします。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 それでは、認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いをいたします。

荒川課長。

○荒川課長 (認定第1号について説明)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで、中村監査委員の入室を許します。

〔中村監査委員入室〕

○佐藤委員長 そのほか、委員の皆様から何かございますか。

星副委員長。

○星副委員長 (外国人への窓口対応について)

○佐藤委員長 そのほか、皆さんのほうからある人はございますか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 市民課の皆さんからは何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、市民課の審査を終了いたします。

これで保健福祉部の今定例会における審査は終了となりますが、保健福祉部全体として何かございますか。

部長。

○塩水保健福祉部長 特にございませぬ。

○佐藤委員長 なければ、以上で保健福祉部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで執行部退席のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時53分

再開 午後 4時55分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎その他

○佐藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

相馬委員。

○相馬委員 (自治会等の戸数の把握について)

◇

◎散会の宣告

○佐藤委員長 これにて、本日予定しておりました審査事項は終了いたしました。

委員の皆さんにおかれましては、あす10時より委員会を再開いたしますので、よろしくご

たします。

以上で、本日の福祉教育常任委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時56分

福祉教育常任委員会・予算常任委員会（第二分科会）
及び決算審査特別委員会（第二分科会）

平成29年9月13日（水曜日）午前10時開会

出席委員（9名）

委員長	佐藤一則	副委員長	星宏子
委員	山形紀弘	委員	相馬剛
委員	平山武	委員	大野恭男
委員	金子哲也	委員	山本はるひ
委員	中村芳隆		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

子ども未来 部 長	藤田恵子	子育て支援 課 長	高久幸代
子育て支援 課 長 補 佐	相馬智子	子ども福祉 係 長	松本綾子
給付係長	伊藤俊彦	総合支援係長	渋井尚子
子ども・子育て 総合センター 所 長	八木澤明美	子ども・子育て 総合センター 副 所 長	大木美奈子
子ども・子育て 総合センター 主 査 （係長級）	金山富美恵	子ども・子育て 総合センター 主 査 （係長級）	長岡栄治
保育課長	江連宣仁	保育課長補佐 兼 児童係長	齋藤芳子
保育係長	本澤英紀	保育係副主幹	相馬恭子

出席議会事務局職員

書記 磯 昭 弘

議事日程

1. 開 会

2. 子ども未来部長挨拶

3. 審査事項

〔子育て支援課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔保育課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

4. その他

5. 閉会

開会 午前10時00分

◎開議の宣告

○佐藤委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き、会議を始めます。

ここで、本日傍聴希望者がいますので、議会基本条例第7条により議会の会議は公開を原則としております。当委員会の傍聴希望がありましたので、委員会条例第17条及び先例に基づき、これを許可いたします。

—————◇—————

◎子ども未来部の審査

○佐藤委員長 これより子ども未来部の審査を始めます。

審査に先立ち、藤田子ども未来部長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

藤田部長。

○藤田子ども未来部長 (挨拶。)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎子育て支援課の審査

○佐藤委員長 それでは、子育て支援課の審査に入ります。

これより予算常任委員会第二分科会に切りかえて審査をいたします。

—————◇—————

◎議案第71号の説明、質疑、討

論、採決

○佐藤委員長 議案第71号 平成29年度那須塩原市

一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部の説明をよろしくお願いたします。

高久課長。

○高久子育て支援課長 (議案第71号について説明)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

○山形委員 5ページの新規のわかば保育園整備事業ということで、耐震補強工事設計委託料、設計・測量・管理委託料ということで240万計上しているんですが、この数字の算出方法というのはどういうふうな感じで出しているかお伺いします。

○佐藤委員長 高久課長。

○高久子育て支援課長 建築技師のいない部署でございますので、こういった建設に係るものにつきましては全て都市整備課のほうに委託をしております。その中で委託料の予定額というものをはじいていただいたんですが、専用のソフトみたいなものがありまして、工事費とか、そういったものからはじき出すというふうに聞いてございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そういうソフトを利用して240万を出しているということで、例えばこれから耐震補強が必要となる保育園とか公共施設は全てそのソフトで算出されるということでもいいんですか。

○佐藤委員長 高久課長。

○高久子育て支援課長 大変申しわけありません。

今後については、ちょっと私ども専門外で確かなことは言えないんですけども、通常こういった予算要求のところに関しましては、見積もりをとってやるとか、そういった計算の仕方があるんですけども、そういったもので計算したもので上げるとかいうのは出ておまして、今回はそういった計算式が、複雑な計算式があるんですが、専用の表みたいなものがつくってありまして、そ

れで算出していただいたというところでございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

中村委員。

○中村委員 何点かお聞きします。

今、わかば保育園のをお聞きしたところですが、32年度には将来的には2年ということも考えてやられるという説明の中で、耐震補強は子どもたちの安心・安全を守るために耐震をしますよということなので、30年度施工されて、31年度にという耐震が補強されたものに子どもたちが安心して入れるというのはわかるんですが、32年度から民営化になった場合には、その1年間の間の、設計料が2,400万となりますと耐震工事費は結構金がかかるということを考えますと、費用対効果は考えてはいけないんでしょうけれども、将来この施設は再利用で何かに使うというのであれば若干やむを得ないという面もあるんですが、もったいないということも一つ考えられるんですが、そういったものに対して断腸の思いで決断されたと思いますが、そういったものは考えてはみたのかどうかちょっとお聞かせください。

○佐藤委員長 高久課長。

○高久子育て支援課長 確かに委員おっしゃるとおりなんですけれども、ただ民営化につきましては、わかば保育園に近いところで市有地を探しているというところで、ここ数年の間に見つかる見込みがないと。さらに、例えば、仮に見つかったとして、そこが使えるようになったとして、並行して民営化のほうの協議、保護者との協議も進めていくとは思いますが、協議が調って、それから事業者を募集できる段になって募集して事業者を選んでいくまでの間には、やはり数年という形で、少なくとも事業者を募集して選ぶまでには1年はかかるなどは思っています。

ですので、まずは移転というか、移転と言っているのかどうかなんですけれども、建てかえをする土地ですね、その土地を探すのにやはり数年という感じでちょっとかかってしまうのではないかとこのように予想しているということで、32年度にすぐに建てて、新しい園舎ができてそこにといいわけにはいかないというふうに考えてございます。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 説明を聞いて理解をさせていただきました。根気が要るでしょうけれども、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、次の2項3目の中で、いなむら保育園用地を、買い戻すというんですか、今の説明の中で6,000㎡、上の部分は稲村公民館で実際に関東甲信越のものから市で一旦買ったものを、それぞれ利用するよと買いかえていくという制度、これは既に、全部、市ではこういう制度を使ってやっている制度なんですか。

○佐藤委員長 高久課長。

○高久子育て支援課長 全てやっているかどうかというのはちょっと私のほうではお答えできないんですけれども、28年度末の土地開発基金というのをごらんになっていただければわかりやすいかなと思うんですが……。

決算書ですね、平成28年度の決算書で、271ページになります。

271ページの交付金のページに、一番下、(6)の土地開発基金、決算書、271ページです。その3番、基金という中の(6)土地開発基金をごらんになっていただければと思うんですが、一番右側に決算年度末現在高ということで、現金と土地という形で載っているかと思えます。その土地の2,394万7,000円、これはお金で持っているわけではなく、本当に土地を基金として持っているとい

うことですから、これを一般会計に買い戻すためにやはりお金が必要ということになります。

○中村委員 わかりました。

なかなか、同じ市の市有地であるにもかかわらず、その都度変えていくのかなと思ったものから、それは理解しました。わかりました。

その中で、続きましての、2,592万6,000円が保育園の整備に補助しますよということなのですが、これは園整備費の中のどういう部分の補助を行うのか、ちょっと説明をお願いします。

○佐藤委員長 高久課長。

○高久子育て支援課長 建設費に関しましては、まず国で補助金がございます。それで、国が3分の2の補助をいたします。さらに、そこに市が上乘せをいたしまして、複雑な計算式にはなってしまうんですが、最終的には4分の3、基準額というのがありますので上限が全くないわけではないんですが、基準額として決めたものの4分の3まで市が出すということになります。

ちなみに、国の補助でない、何ていうんですか、工事に対しても市単で補助することになっておりまして、外構工事費であるとか整地費もある一定基準で積算をいたしまして国の補助金とあわせて交付するということになっていきますし、本体工事に関しましても、割り増しというか、1.2倍しておりまして、その分を でつけているということでございます。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 説明よくわかりました。

そんな中で、この2,592万6,000円というのは全体的な中の一部ですよというような内容だとは思いますが、これは、当面出すのは伐採とか伐根とかという、そういうものでとりあえず補助しておこうという内容のものとして捉えていいのかどうか。それとも、これから大きく補助していく中

で、この部分は全体的なほんの一部ですよというものなのか、ちょっと説明をお願いします。

○佐藤委員長 高久課長。

○高久子育て支援課長 ちょっと私の説明も漏れていた部分があるんですが、国の国庫補助金で、まずは基準額が上がったということで全体的にふえています。その分とあわせて負担の分も若干ふえていますということでの補助金補正なんですけれども、この補助金に関しましては建設費を一体化して補助するというものでございます。

○中村委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
山本委員。

○山本委員 200ページのわかば保育園の整備のところ、耐震として工事をするというは苦渋の選択であったということはよくわかるんですけども、ここまで延びてきて、このわかば保育園を、市有地がないということなのですが、買い取るということは考えたんでしょうか。

○佐藤委員長 高久課長。

○高久子育て支援課長 買い取るということも選択肢の一つではあるということなんですけれども、やはり、今、公共工事の整備総合計画というものが定められまして、なるべくそういった財産的なものをふやさないという考えもございますので、必ずしも買い取ることはまずいとばかりならんということではないということではありますけれども、選択肢の一つとして考えているところではあります。まずは市有地で探すということが最初の考え方です。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 先ほどの説明ですと、市有地を探しているけれども、数年のうちには見つからないと。市有地を探すといっても、市有地はもうはっきりわかっているわけで、突然どこから市有地が湧

き出してくるわけではないと思いますし、わかば保育園の場合には、もう限られた場所ですので、多分何時間もかからないうちに市有地は見つかって、大きさに制限があるので、100坪の市有地で保育園が建つわけではないので、それは一目瞭然、何年前からでもわかっていることだと思うんですね。

片や、市有地をふやそうというような計画もほかの課でもなくもないのに、ずっとこの場所が、非常に便利なんですけれども、私は、だから持っている人が絶対売りたいと言っているのかなとかと思っているんですが、それしか考えられないので。なので、なぜ買わないのか、もう少しはっきりした理由を教えてください。

○佐藤委員長 高久課長。

○高久子育て支援課長 購入に関して、私どもも購入してはどうかということで、そのシミュレーションをして、購入した場合とかでいろんなケースを考えていく中で、もう少し考え方に整理が必要だということで、ちょっと今は購入のほうに進めないということもございました。

ただ、わかば保育園、市で買っている、今購入しているという土地は、もう既に土地がそこでなくてはだめなんだというところは買っているというのは聞いています。ただ、わかば保育園に関しましては、移転して、わかば保育園の今の土地でなければわかば保育園はできないというわけではないというような考え方から、やはり購入の前に建てかえる、別の土地を探すということが優先して。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 保育園の整備計画って、きのうきょう出てきたものではないと思うんですね。もう、ここにいる議員さんの中にだって、その最初のときに出てきて、民営化を15園のうち7園やるという

ふうに決めたときにいた方ばかりではない、ほど前に決めていることなのに、その説明では「えっ」という感じがするんですが……。

いいです、やめておきます。すみません、お話だけしておきます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 先ほどのいなむら保育園用地の6,000㎡の購入金額なんですが、会計上の処理ということなので子育て支援課ではわからないのかもしれないんですが、この6,000㎡の2,394万7,000円というのは土地の値段としては現時点で適当な値段なのか、適正な値段なのか。簡単に、先ほどの土地開発基金の中で、2,394万7,000円ですから、恐らくもうこの土地だけなんだろうと思うんですね。恐らく、この土地だけなんだろうと。これが、もう一般会計にいけば、ここはゼロになるという、そういう土地なんだろうと思うんですが、会計上の処理上、恐らく買ったときの値段だったという計算なんだろうと思うんですが、何年たってもこの金額はこの金額で一般会計で買い戻すという、そういう会計上の処理をするということなんでしょうか。まあ、単純計算でいくと、平米あたり4万円という金額なので、坪13万ぐらい。現時点で更地がそういう金額で取引されているかという、そういう民間的な非常に発想で大変申しわけないんですが、その辺は庁内でどういう説明をされているのかお伺いできればと思うんですが。

○佐藤委員長 高久課長。

○高久子育て支援課長 この件に関しましては、土地、市有地のほうを所管する財政課のほうの資料ということもございまして、私どもも大変勉強不足で申しわけないんですが、このたびいなむら保育園の民営化が決定して移管事業者が決まったというような話が庁内でわかったときに、いや、こ

ういうのがあるんだというような話をされたというのが現状でございます、先ほど公民館の用地がというお話をさせていただいたんですけども、そのほかにもこういったやり方をされていて、取得したときの価格でもってそのところもやっているというのが現状です。すみません。

○佐藤委員長 藤田部長。

○藤田子ども未来部長 すみません。補足させていただきますと、国のほうから、平成22年、23年で、購入した段階の金額、そこで一部、いなむら公民館の用地を分けたわけですね。残った分の金額がこの金額だったので、当時の金額のまま土地開発公社が、市の中ではありますが保有していたというところで、お財布が違ったという形だったので、それを今回、市の一般会計のほうにそのまま買い戻すという形なので、当時の価格で購入したままということなので、私どものほうは適正な価格で購入をさせていただいたということでは考えております。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

ここで、議事進行を副委員長と交代いたします。

(委員長、副委員長と交代)

○星副委員長 佐藤委員長。

○佐藤委員長 歳出のほうで、今の同ページのその下です。3001事業、児童扶養手当についてなんですけれども、その内容についてお聞きしたいんですけれども。

○星副委員長 課長。

○高久子育て支援課長 内容ですけれども、児童扶養手当なんですけど、一応制度が変わりまして、今まで基本額というのがありますが、子ども1人の場合の額なんですけど、それが所得によって全額支給される場合、一部支給停止される場合というところで、かなり幅があります。そこにプラスして、

第2子加算、第3子以降加算というのがそれぞれあります。その第2子加算、第3子以降加算についても、所得に応じてそれぞれの額が変わってくるわけなんですけれども、その改正がありまして、今回、8月に支払って様子を見たところ、やはり、年3回支払うんですけれども、ああ、すみません。4月に払ったんですね。4月と8月と12月に払うということで、4月にお支払いしたときの額なんかを見ますと、やはりその加算分の影響だろうと思われるんですが、大分これこのままではちょっと足りないというような感じになってまいりまして、残り12月、8月のお支払いも済んではしまったんですけども、9月補正で上げないと12月分の支払いがまたちょっと足りないということで、今回上げさせていただいております。

改正の内容といたしましては、2子加算、3子以降加算の分がほぼ倍になるような改正だったものですから、あと、受給者それぞれ2子、3子いるというケースもありまして、思ったより不足額が大きくなってしまいました。

○星副委員長 佐藤委員長。

○佐藤委員長 そうすると、ひとり親が突然こんなにふえたということではなくて、制度改正ということでご理解してよろしいんですか。

○星副委員長 高久課長。

○高久子育て支援課長 そのとおりでございます。

受給者数は横ばい状態なんですけど、ずっと。一般質問のときにもお答えしましたとおり、受給戸数は横ばいなんですけれども、この第2子、第3子以降の加算について改正になったことによって不足額が生じているというふうに私どもは判断しております。

○星副委員長 それでは、議事進行を委員長と交代します。

(副委員長、委員長と交代)

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

山本委員。

どのような点について行いたいのか。

○山本委員 保育園の耐震についてです。

○佐藤委員長 ただいま山本委員より保育園の耐震についてということで、委員間討議を行いたいと発言がありましたので、これより委員間討議を行うことといたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前11時03分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

山本委員。

○山本委員 それでは、議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）について賛成の討論をいたします。

このたびの補正につきましては、わかば保育園整備事業ということで、耐震補強の設計業務の委託料が入っております。これにつきましては、子どもたちのため、今通っている子どもたちの安全を考えたときにはいたし方ない工事設計だということで、進めていただきたいと思います。

けれども、保育園のあり方につきましては、民営化の進め方あるいはそのときの入札のあり方、そして、今後の那須塩原市の保育園の全体の計画につきましては、今までよりもより慎重に、そして、審議あるいは議会の意見をしっかりと受けとめていただいて、子どもたち、そして、市民の皆さんのためによりよいものができるような計画を立てていただきますことを要望いたしまして、賛成いたします。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに討論はありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決をいたします。

議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第71号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時14分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 決算審査特別委員会（第二分科会）

へ切りかえて審査を行います。

ここで中村監査委員の退室を許します。

〔中村監査委員退室〕

○佐藤委員長 議会基本条例第7条により、議会の会議は公開を原則としております。当委員会の傍聴希望がありましたので、委員会条例第17条及び先例に基づき、これを許可いたします。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 それでは、認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いをいたします。

高久課長。

○高久子育て支援課長 (認定第1号について説明)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 市政報告書137ページ、3款2項1目の80事業、子育て応援券事業でございますが、先ほどの説明ですが、負担金、補助金、交付金のところの交付金が当初予算よりもおよそ800万円減になっているかと思いますが、ここの理由はお伺いできますか。

○佐藤委員長 高久課長。

○高久子育て支援課長 子育て応援券につきましては、長い人で2年間になります。生まれたときからその翌年度の末まで使えるという券でございますが、交付して交付を受けたばかりの人もいれば、2年目に当たる人もおりまして、推測ではございますが、まだ期間があるということで何に使うか考えていたりとかする人も多いのではないかと

うふうに考えております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 155ページの子育て支援員、2項4目家庭相談員費ということで、こちらの表の中で家庭児童相談の実績が書かれておりますが、これは26年と27年と28年で確かに年々ふえてきています。その中で、今1人増員したための増額になっているという説明だったんですが、これだけの人数の増額に対して1人の、要は相談員の増員で果たして対応が可能だったのかどうかをお聞きしたいんですが。

○佐藤委員長 所長。

○八木澤子ども・子育て総合センター所長 確かに、今、星委員のご指摘のとおり、内容的に相談も複雑になっておりますので、その辺は課内で検討し、来年度に向けていこうというような話し合いはしているところでございます。

○星副委員長 わかりました。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 同じくその下の段になります。子育て相談センターの運営事業、20事業ですが、需用費のところの食料費です。児童虐待緊急対応食料とありますが、その食料、もうちょっと詳しくお聞きしたいんですが。

○佐藤委員長 八木澤所長。

○八木澤子ども・子育て総合センター所長 貧困家庭、それから育児能力というものの低下によりまして、予測をするような力がない親御さんがおりまして、もうあしたのミルクがないというふうなことで相談が入ることがあるんですね。その場合、赤ちゃんのことを考えたときに緊急に対応してはいけないということでミルク代になっております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 156ページが一番下の要支援児童放課後応援事業、これ今も続いているものなのですが、本年度のこの年の金額で応援事業そのものが、何というんですか、足りていたのかどうか、お伺いします。

○佐藤委員長 八木澤所長。

○八木澤子ども・子育て総合センター所長 金額的に足りていたかといいますと、委託しましたNPO法人キッズシェルターからのお話ということになります、委託金に関しては十分だというふうに、このようになっております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 これは多分県からのモデル事業、この28年度までやっていたと思うんですが、実際のところ、これは支援をしなければいけない子どもたちに対して、仕事としてキッズシェルターがいろんな応援をしていたと考えてよろしいですか。

○佐藤委員長 八木澤所長。

○八木澤子ども・子育て総合センター所長 NPOですので、ある部分ボランティアというような部分もあるんですが、きちっと賃金を働いている方にはお支払いしてやっていただいております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 それで地域も限られているでしょうし、人数もこのお金だったら限られていたと思うのですが、何かこのことを3年間やってきてということになってしまうのですが、やって、つまりやったことによって、私としてはもっともっと必要な人がいたと思うんですね、こういうこと、今までなかったことによって。それについての、ですからここで使ったお金が今後に生きているのか、あるいは29年度予算が出ているのですけれども、やったことによって市の方針が何か変わってきたものがあるのかということについて聞きたいので

すけれども。決算によって。

○佐藤委員長 相馬補佐。

○相馬子育て支援課長補佐 すみません、失礼いたしました。

26年から始まりまして、最初は少なかったんですがだんだんふえてきたというのは、そういう子どもたちを把握することがだんだんできるようになってきた。多くの方に、こういう事業がだんだんわかってきて変わってきたことによって使われることができるようになってきたというところが一ついい点だと思います。それで、今後は1カ所だったのを2カ所にふやしていくということはありません。

それと、あとは何が必要かというのがだんだんわかってきたということで、最初にご飯を食べさせるとかお風呂の用意をすとかということで、支援だけをするということが主流だったんですけれども、だんだん自立が実際は必要だと、その子たちは一生こうやって誰かに世話になって暮らしていくわけではないので、親の世話になれないとすれば自立していく必要があるということであって自立を目指すということで、自分でご飯の支度の手伝いをすとか片づけの手伝いをすとかということで、自立を目指すという方向に、市としては考え方を少し変えているところがあります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 この一番下に利用延べ件数1,004件と書いてあるんですが、これは実際の子どもの数はどのくらいになるのでしょうか、教えてください。

○佐藤委員長 相馬補佐。

○相馬子育て支援課長補佐 実利用人数は、28年度で21人の方が入れかわり立ちかわり来て、これらの回数になるということでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 21人ということは非常に数、つまり定数からすれば1人の子どもに対してたくさんの手当てをしているということだと思うんですけども、支援の仕方というのはお金が決まっていたり人が決まっていたりすれば、たくさんの子どものちよっとずつというのと、少しの子どもにたくさんというのとあると思うんですが、この要支援児童放課後応援事業というものの目的そのものは、子どもに対して手厚く、今、自立をと言ったんですが、そこまで世話をしてあげるというのか、ということが目的であるということですか。

○佐藤委員長 相馬補佐。

○相馬子育て支援課長補佐 少ない方に手厚くという、最初はそういうことで少ない人数でも手厚くしていくということがいいことかなということでありましたけれども、もっと必要な方がたくさんいるとなればやはり少し薄くしても広い方に利用していただけるという方向が正しいのではないかなというふうに今のところ市としては思っているところでは。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 養護院なんですけど、理想は必要な子ども達に必要なだけのものをしてあげることによって自立していくということがあるんだと思うんですが、そもそもが要支援ということは、子どもの問題ではなくて親の問題、家庭の問題があると思うので、その辺のところの応援の仕方というのは子どもにだけどうにかできるようにしてあげたって、一定のそれが受け入れていくものがなければできないというところがあるので、ぜひこれ大切なところなので、まだ始まったばかりなんですけど、その辺のところを限られた予算の中でどうやっていったらできるだけ多くの子どもが幸せになるかということを考えてやっていっていただきたいという要望にします。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
相馬委員。

○相馬委員 157ページの3款2項4目発達支援システム事業でございますが、平成28年度、新規の事業だったという部分になっていると思いますが、まず非常勤職員報酬のところ発達支援カウンセラーの報酬5名というふうに記載しておりますが、恐らく予算上はもうちょっと予定していたのではないかなと思うんですが、これ5名で十分だったということによろしいのでしょうか。

○佐藤委員長 どうぞ。

○金山子ども・子育て総合センター主査（係長級）
金山と申します。

子ども発達支援カウンセラーですけれども、予算上は単価が5,000円で一日5時間で月10日、そして2年を考えておりました。ところが、心理職を探したんですけれども見つからず、常勤でこの月10日でもお願いもできる方が1名しか確保ができませんでした。ですので、その差額分がかなり残っております。さらに、5名のうち4名が年長児巡回相談といたしまして各幼稚園・保育園・認定子ども園を巡回しまして、そこで支援が必要なお子さん、就学に関して支援が必要なお子さんを支援していくという形で、それで32回という形で1園ほぼ3時間という形ですので、そこに1名雇用ができました。そして、そのほかなんですけれども、検査をやったりという形で必要時お願いをするという形で、短時間の雇用という形になりますので、1名だけが月10日という形できちんと雇用ができた、そのほかは事業認定をお願いをするという形になって、合計5名という形になっております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、実際には予定より1名少なくなったところもあったというところなんだろうが、人力的にはこの発達支援システム、この

事業に対して人力的には現状は、平成28年度は課題は残らなかったという判断でよろしいですか。

○佐藤委員長 金山係長。

○金山子ども・子育て総合センター主査（係長級）

実のところ、正職員で新任を希望しました。それはどうしてもやはり足りません。現場に行って、支援をしていくという形では、月10日では全然足りません。ですので、今年度も任期付の職員も募集させていただきましても応募がないという形で、人材が余り地域の中に足りないということで十分とは言えません。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 同じ欄で一番下になりますが、就学相談用発達検査用具というふうにあります、すみません、これどういった用具を頭にイメージすればよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 金山係長。

○金山子ども・子育て総合センター主査（係長級）

先ほどお話をさせていただきました、お子さんの発達を確認するといった際に、そのお子さんの発達が「気になります」ではまずいので、きちんとそのお子さんの発達、情緒面であったり、情緒というか言語であったり理解であったりという形で、そのお子さんのIQであったりという形で、知能のテストができるものと、あと認知行動という形で、このお子さんの社会性であったりそういった部分をきちんと数字的に把握できるような検査というふうに考えていただければいいかと思います。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、平成28年度にこの発達支援システムによって支援を、就労期までということになっているんだろうと思うんですが、実際には何名の方にこのシステムで支援をされたのか、数字がわかりましたら。1回2点でしたっけ。

○佐藤委員長 金山係長。

○金山子ども・子育て総合センター主査（係長級）

発達支援システムは、保護者・看護師または14歳以上の方の場合には原則ご本人の同意を得て開始をするという形で、28年の2月に特別支援学級に在籍のお子さんから説明を始めまして、29年3月からこの同意を得始めまして、28年度の1カ月で38人の同意を得ております。また、今年度の9月12日現在で77名の同意を得まして、支援をしているという形になっております。ですから、28年度におきましては38名という形になります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 同じところなんですが、先ほどの非常

勤の職員のカウンセラーさんが決まらないということなんですが、これは理由なんですけれども、もうちょっと、必要なことは確かだと思し、そういう方を、ですから雇うのに適切などいうんですかね、適切なお金を出してきちんと一日働いてください、そのかわり1カ月30万出しますみたいな、そういう形で雇えば人が来るのではないかなと思うんですが、そういうことで来ないのか、あるいはその仕事の内容が専門的だったりして、そういう方が那須塩原市に通える範囲にいないのか教えてください。

○佐藤委員長 金山係長。

○金山子ども・子育て総合センター主査（係長級）

発達支援システムにおける常勤特別職の心理職関係の方なんですけれども、やはり先ほど、発達検査がとれる方、そして子どもたちの支援ができる方、乳幼児期ですのでやはりきちんとした母子支援ができる方というふうに捉えた際に、もう早い者勝ちで各市町村でもう雇用されている形なんです。一応、市役所としましても任期付の雇用という形で、単価5,000円ではなくきちんとした月額のお金を得てという形で、職員と同じような待遇で今年度募集をかけましたが、1名も来ていな

いというような状況です。ですので、今現在やっているものは宇都宮大学の先生にお願いをして細々ながら継続しておりますけれども、適切な人材で能力を持っている人材をいかに見つけていくか、そしていかに雇用していくかという形は大きな課題だと思っています。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 ちなみに何か資格のある方なんでしょうが、すみません、どんな資格の方がここに応募できるんですか。教えてください。

○佐藤委員長 金山係長。

○金山子ども・子育て総合センター主査（係長級）

国家資格ではありませんが臨床心理士、または臨床発達心理士という認定の資格になっております。今現在、臨床心理士はかなりいらっしゃるんですけども、この乳幼児期の検査がとれる方、スクールカウンセラーの中には臨床心理士の方はたくさんおります。ただ、学童期のスクールカウンセラーという形と、乳幼児期の臨床心理士というのは若干領域が違っていて専門化されているものですから、やはりその臨床心理士さんによって得意な分野に分かれていくという形になっているかと思えます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 ちょっと全くそういう実情を知らなかったのでびっくりしたんですけども、例えば、ここには国際医療福祉大学とかそういうことに関係しているところもあるので、例えば何か市のほうでそういう方がもう絶対必要だというのは今のお答えを聞いてわかったので、そういう資格を持つ方を、簡単にはというのは難しいのかもしれないのですが、何年か計画でお金を出してあげてそういうことを学びなさいと、例えば保育士さんに対してとか市の職員に対してとかというようなことを考えていかないと、いつまでたってもこ

こが不足して、そうするとこのいろいろな障害を持った方もふえているみたいなので、せっかくいいシステムをつくっても運用できないということになると思うのですが、何か考えていないのですか。

○佐藤委員長 藤田部長。

○藤田子ども未来部長 今ご提案では、市の職員で既に保育士とか保健師の資格を持っている者が何らかの研修を受けて認定をとというお話だったんですけども、それ以前に、市としてそういう方をまず募集して採用するという形に昨年度から方針を変えてきています。やはり専門職が必要だろうというところで。ただ、先ほど金山のほうから申し上げたように、そういう方はどこでも引く手あまたというところもあるので、ただいろいろな口コミとかそういうのも使いながら、何とか適任者を見つけていきたいということで考えております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 人材不足があるんだろうとは思いますが、ぜひやはりそういう方がいないと子どもはどんどんと大きくなってしまいますので、条件をよくして、ほかに行く前に来ていただけるような施策をとっていただいて、お金をいっぱい出すとかというのも特例としてするとか、わからないですけども、何か来てもらえるような施策を早急にとっていただいて、ぜひ来年、再来年の決算のときには人が足りなかったということのないようにしていただきたいというふうに思います。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

金子委員。

○金子委員 今の発達支援のほうは、当然教育との連携というのはとっているわけですよね。つながっていくというか、その辺はどういうふうなあれになっているのですかね。

○佐藤委員長 金山係長。

○金山子ども・子育て総合センター主査（係長級）

乳幼児期から就労までですので、もちろん保育園から小学校、小学校から中学校、中学校から高校というふうに、構成が変わった場合には連携支援会議という形で関係者が集まりまして、機械に入っている情報を渡すだけではなく、人から人へ、きちんと情報を渡していくというような流れになっております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 はい、安心しました。

その下の母子生活支援施設措置費ということで、この施設入所ということ、母子生活自立支援施設入所、これの施設はどこになるのでしょうか。

○佐藤委員長 長岡係長。

○長岡子ども・子育て総合センター主査（係長級）

こちらは28年度に入ったんですけれども、他県にある施設に入所いただきました。理由としてなんですけれども、DVを受けて、自立をするために生活をさせていただいているということで、近隣ではやはり見つかる可能性があるということで遠方ということで選定をしたものです。

以上です。

○佐藤委員長 藤田部長。

○藤田子ども未来部長 ちょっと補足をさせていただきます。

地域的なものはできれば申し上げたくないという話をしているところで、いろいろな事情で、そのほかの自立していける場所、日本全国いろいろなところで担当としましては探し出しまして、そこにいわゆる移転させる、移動させるということで、また金額的なものは市が保障いたしますので、支援をさせていただいているというところなんです。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 そういうことですか。DVがあるとか

よつと思わなかったものだから。

それで、当然これは県とかそれから例えば民間ではウイメンズハウスとか、そういうところとの関係とかそういうのも当然ですよ。

○佐藤委員長 長岡係長。

○長岡子ども・子育て総合センター主査（係長級）

もちろんそうですね。県の施設の事務相談員の方もいらっしゃるしまして、そこで協議をした中でその人にとってやはり安全で自立できる場所というのを選定しております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 いいです。よく了解しました。

その前のページの真ん中、子育て短期支援事業の中で、扶助費的委託料として子育て短期支援事業業務、NPOキッズシェルターとそれからこひつじと、それから養徳園というあれになっていますけれども、これはどのような事業業務で、そして多分ショートステイとかそういうのが多分入っているんだと思うんですが、その辺のところの事情と人数なんかを聞かせていただければと思いますけれども。

○佐藤委員長 八木澤所長。

○八木澤子ども・子育て総合センター所長 金子委員がおっしゃっているショートステイという形のものなんですね。

○金子委員 いやいや別に、私は予想でただショートステイと言っただけであって、別にどういのかその状況を知らせていただきたい。

○八木澤子ども・子育て総合センター所長 急にお母さんが病気になったとか、あとは急遽、冠婚葬祭が入ってどうしてもというときも使えますが、あとは今多いのが育児疲れです。核家族がふえて、子どもを育てることがちょっとつらいので預かってほしいというようなときに緊急に対応しております。詳しい内容については、ちょっとお話しす

ることができないのですけれども。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 そして、この3カ所に割り当ててやっ
てもらおうという形になっているわけですね。

○佐藤委員長 八木澤所長。

○八木澤子ども・子育て総合センター所長 確かに
それぞれの施設の利用に違いがありますので、幼
児・学童期ということで、お子さんの年齢に合わ
せて私どものほうで保護者の方とお話をして、こ
の施設がいいのではないかとということで同意を得
ての利用となっております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 そうすると養徳園なんていうと相当遠
いところですけども、それでも緊急時に用が足
りますのですかね。

○佐藤委員長 八木澤所長。

○八木澤子ども・子育て総合センター所長 養徳園
のちゅうりっぷというところに預けているんです
が、こちらはかなり専門的なスキルのある職員
の方が多いので、例えば預けるお子さんの中には
発達障害のお子さんもおりまして、その子たちをき
ちんと見守っていただけるというようなところ
では養徳園かちゅうりっぷを考えております。送迎
もしてくれますので、その辺は免許のない方でも
大丈夫だというふうに考えております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 了解です。

135ページの一番下の欄、子ども発達支援事業
の中で子ども・子育て会議委員ということで21人
というのが出ていますけれども、これについてち
よっと中身を説明してもらいたいと思います。

○佐藤委員長 係長。

○松本子ども福祉係長 松本と申します。

子ども・子育て会議の委員さんの内訳なんです
が、まずは幼稚園、それから保育園などの保護者

の方、それからあと商工会の事業者の方、それか
ら事業者ということで保育園長先生や幼稚園の園
長先生、それから学童クラブの代表の方、それか
ら学識経験者ということで大学のほうの准教授、
そういった方がメンバーとなっております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 メンバーのほうは大体分かるんですけ
れども、どういうことを目標にこの会議をしてい
くかという、そういう目的というかその辺のとこ
ろを簡単に。

○佐藤委員長 係長。

○松本子ども福祉係長 市のほうで子ども・子育て
未来プランという計画のほうを策定しまして、市
の子育て支援に関する施策のほうを推進しており
ます。そういった事業の進捗状況に対してや、あ
とはどういう部分で子育て施策が足りないかとい
うところで意見のほうをいただいております。

○佐藤委員長 会議の途中ですが、ここで昼食のた
め休憩といたします。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 1時00分

○佐藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を
開きます。

委員の皆さんのほうから質疑ございますか。

金子委員。

○金子委員 さっきの残りで、1つだけ。

158ページ、母子福祉対策費、これはあれだよ
ね、大丈夫。

〔「大丈夫」と言う人あり〕

○金子委員 一番下のほうの補助金的那須塩原市女
性保護団体運営費というのが、これがどういうあ
れだかちよっと教えてください。

○佐藤委員長 長岡係長。

○長岡子ども・子育て総合センター主査（係長級）

こちらの補助金30万円なんですけれども、ウイメンズとちぎのほうに出しているものでございます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 ああ、そうか、やはり。

その上のほうで、配偶者からの暴力防止基本企画策定ということであれしてはいますが、これの結果、何か那須塩原市もそれに大分力を入れてということを知っているんだけど、これでそういう方向にまとまってきたんですか、

○佐藤委員長 長岡係長。

○長岡子ども・子育て総合センター主査（係長級）

こちら第2次配偶者からの暴力防止ということで、こちらの計画を策定するためにお集まりいただいたものということで、今年度から新たにまた始まって、なくしていこうといったことでまとまったものです。

○金子委員 了解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

星副委員長。

○星副委員長 先ほどと同じ場所なんですけど、母子福祉対策費の中で当初予算には、新規でDV被害者緊急避難場所確保事業宿泊費10万4,000円と計上されていたのですが、それは執行されなかった理由を教えてください。

○佐藤委員長 長岡係長。

○長岡子ども・子育て総合センター主査（係長級）

こちら新規で載せたものの該当者がいなかったから執行がなかったということなんですけれども、ほとんどの方は県の一時保護所のほうにいていただくためにこちらの予算は使わずに済んだということになります。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 そうしますと、その前ページの157

ページの母子生活支援員の、先ほど28年度は1組利用があったということでしたが、こちらのそのDV被害者緊急避難場所とは違う対処方法というか、内容的には似たような内容ではないかなと思うんですけど、それがちょっと項目が別になっているのは別事業、もちろん項目は別事業にはなっているのですが、どういった違いがあるのか教えてください。

○佐藤委員長 長岡係長。

○長岡子ども・子育て総合センター主査（係長級）

先ほど新規で載せた一時的なほうというのは、県の一時保護所に、どうしてもちょっと利用にそぐわない方を緊急的に短期間保護するために利用するものでして、こちらの母子生活のほうは、そのお母さんが新たな生活を営むための施設ということで、ちょっと役割としては別になっております。以上です。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 もう一つ、やはり当初予算にDV被害者支援団体、負担金で30万円計上してあったんですけど、こちらのほうはもう決算のほうにないけれども、やはり執行がなかったということでしょうか。ウイメンズのやつです。

○佐藤委員長 長岡係長。

○長岡子ども・子育て総合センター主査（係長級）

ですね、ごめんなさい。そうですね、名称が、執行自体は同じものになるんですけども、すみません、名称がちょっと違っているということです。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 先ほどの金子委員が158ページの補助金で那須塩原市女性保護団体運営費というのがウイメンズとちぎと言ったんですが、私は那須塩原市女性保護団体だから違う団体だと思ったんですね。

この予算のほうの70ページには、DV被害者支

援団体の30万で、私もこれ、何か変じゃないですか。だって、市の女性保護団体だから、無理ですね、ウイメンズハウスとちぎは。何か無理じゃ……

○佐藤委員長 長岡係長。

○長岡子ども・子育て総合センター主査 確認させていただいて、また後に回答させていただければと思います。

○佐藤委員長 課長。

○高久子育て支援課長 今の部分に関して。

これ、実は那須塩原市の補助金の名称かと思われます。なので、那須塩原市の団体ではないんですが、ちょっと書き方としては悪かったかなというふうに思っております。申しわけありません。

○山本委員 いえいえ、おかしいなど、さっき金子さんと言っていた。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 175ページの子ども医療費助成事業なんですけど、先ほど最初の説明で、対象者がふえた、及び補助する金額がふえたためにふえましたという説明だったと思うんですが、ここの下のところに、子ども医療費助成の状況というふうに書いてありまして、ゼロ歳、未就学児、小学生、中学生から18歳となっているんですが、このふえたというのは、これ、全体的にふえたというふうに思えばいいのか、それともこの3段階の中でどこが特別ふえているというのがありますか。

○佐藤委員長 はい、どうぞ。

○伊藤給付係長 給付係長の伊藤と申します。

こちらの対象者というところで言いますと、中学1年生から18歳までの人数というところで、27年度の実績数と比べますとある程度の伸びがありましたので、こちらが主な要因だというふうに考えます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 じゃ、今7,673人というふうになっていますが、27年度のことを、何人だったということでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○伊藤給付係長 昨年度、27年度ですと6,134人となっています。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 今度中学1年生から15歳までの人数がふえているということの要因というか、原因はある程度分析とかはされているものなんでしょうか。そこまではしていない。

○佐藤委員長 伊藤係長。

○伊藤給付係長 基本的には登録者数というところでは確認は、数字は今申し上げたとおりなんですけど、主な要因として何かという具体的なところまでは、まだ正直な話つかんでおりません。

ただ、平成25年度ですとか、そういったところで制度のほうを拡大をして、18歳まで対象年を上げたというところの影響がここ数年来続いておりますので、そのあたりがちょっとした要因なのかなというふうに考えております。

○相馬委員 了解しました。

○佐藤委員長 藤田部長。

○藤田子ども未来部長 補足させていただくと、この制度を開始したときには、まず、登録をして、助成申請をして助成を受けるというものだったんですが、やはりブランクなしに小学生のときからそのまま医療費助成制度を利用させていただいた方々が、今度中学生になる、高校生になるということで、登録自体が登録漏れがなくなってきたというのも要因の1つかなとは考えております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 今後まだ伸びる可能性があるというふうに判断してよろしいですか、29年度、30年度。

○佐藤委員長 伊藤係長。

○伊藤給付係長 拡大後に、平成25年、こちらから、当時小学生だったものを中学生以上18歳に拡大いたしましたので、その影響が出るのがおおむね6年間程度ということで、25年度から6年たって、今29年度ですけれども、あと一、二年程度でそれらの影響はなくなってくるものというふうに考えております。

○相馬委員 よろしいです。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで中村委員の入室を許します。

〔中村委員 入室〕

◇

◎その他

○佐藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かございますか。

星副委員長。

○星副委員長 (自立支援教育訓練の内容について、児童手当の現況届の案内通知について、発達支援システム事業について、プール事故検証委員会の検証結果について)

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

大野委員。

○大野委員 (児童扶養手当等について)

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

金子委員。

○金子委員 (発達障害の児童数について)

○佐藤委員長 そのほか委員の方からございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、子育て支援課の皆さんからは何かございますか。

藤田部長。

○藤田子ども未来部長 (保育園整備計画について)

○佐藤委員長 それでは、子育て支援課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時41分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第71号の説明、質疑、討

論、採決

○佐藤委員長 それでは、保育課の審査に入ります。

これより予算常任委員会第2分科会に切りかえて審査をいたします。

議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

江連課長。

○江連保育課長 （議案第71号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬（剛）委員 そうしますと、今回の補正を合計しますと、大山児童クラブに係る総額はお幾らになるものなのでしょうか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 総額というのは、工事に係る全体の総額ですね。

6,758万7,000円となります。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬（剛）委員 先日、大山児童クラブは見てまいりまして、先ほど3クラブの同時に処理ができる浄化槽に入れかえなければならないという説明だったんですが、同一敷地内というお話でありましたが、今の大山児童クラブは大山公民館のほうの敷地にありまして、今度つくる大山第3児童クラブは、同一敷地ではグラウンド側につくるといってお話を聞いていたんですが、それは同一敷地ということになるのでしょうか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 同じ敷地内で、同じ目的のものの建物については、1つの浄化槽ということでございますので、公民館については別でございますが、第1クラブ、第2クラブ、今度つくる第3クラブ

については同じもので同じ敷地という考えで利用されます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬（剛）委員 そうすると、児童クラブと公民館の敷地は、もう違う敷地として、それはもう児童クラブ全体の敷地になるという、そういう感覚で見ているけれども。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 同一ではなくて、あくまでも児童クラブの3つの建物の分を設計上は区切った形で作るといってございまして。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬（剛）委員 そうすると、今度第3クラブについては、ほぼ建物全域がグラウンド側に行くということをお伺いしていたかと思うんですが、もともとあった全体のグラウンドの面積と、今度第3クラブを建てる、いわゆる児童クラブの敷地とする面積というのはどういうふうな設計になったのでしょうか。児童クラブを建てる場所の、今、児童クラブの敷地とされている面積というのはどのぐらいになったのでしょうか。

○佐藤委員長 藤田部長。

○藤田子ども未来部長 建物を建てる場所について、まずご説明をさせていただこうかと思うんですが、当初予算で計上したときに予定していた、考えていた当時のところの場所は、公民館があって、大山第1、第2があった間のところ、そのところで考えておりました。それで話を進めて、今年度になって現地を見たりしていたときに、ちょうどその間に大きな木が生えております。そこを含めて、あと公民館のきちんと舗装されたということですか、整備された駐車場の一部を使って建てるということで話を進めていたんですけれども、公民館とか、あとは地元の方々との話の中で、そうしますうちに、きれいに整備されている駐車場

の部分もかかってきて、駐車場が狭くなるというお話をいただいたり、木を抜根したときに、整地が今度落ち着かないというようなリスクもあるだろうという話の中で、グラウンド側につくってはどうかという話をいただいたところです。フレーム、計画だと、放課後児童クラブの整備計画の中では、あくまでも大山の第3をつくるということだけで、場所についてはその辺かなということで、計画自体には明記されていなかったんですけども、当然当初予算のときにはそこが候補地としては計上しました。今、申し上げたように、それをグラウンド側に持っていったほうが、グラウンドを実際に削られたほうが良いということでの話等々をいただいて、そこにしたときに、そうすると浄化槽の問題とか、あと電気の問題とかがありまして、それで今回その不足するところを、ちょっと大きな金額になってしまうんですけども、まずは補正で電気の部分と浄化槽の部分の補正を計上させていただいたというところでございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬（剛）委員 新しく第3を建てるときに、第1、第2の分の浄化槽まで全部含めてやり直さなくちゃならないという、それはどういう基準でというふうになるんでしょうか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 市の浄化槽の指導要綱というのがございまして、設置に関する基準の第3条にそのような規定がございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 今の話の続きなんですけれども、普通の考え方でいくと、決まりはあったとしても、地理的に、例えば値段を考えたときとか、工事の負担を考えたときに、同じ敷地に2つあっちゃいけないよというのは、例えば家を2つそこにつくるのにはそうかなとは思いますが、これやっぱり

1と2は同じ建物ですよ、公民館があって、3つ目を別につくると。でも、1と2に関しては、今はそれで不都合がないのであれば、例外みたいな形でやったほうがお金もかからないし、工期も短いというふうには考えないんですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 委員おっしゃるとおり、通常ですと、私も最初はそうは思ったんですが、やはり市の規程で定めているものでございますので、市で事業をする際に、その基準を破ってという形にはならないのかなということで、指導のもともこういった形になってございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そこはじゃ理解するとして、物事は、これ29年度の予算で出ていますよね。今までも、児童クラブは第1、第2、第3とつくってきた実績がありますよね、三島とか。そうすると、設計をする段階で、同じ部署がやっている話なので、そういうことは、さっきの電気の引き込みもそうなんですけど、そもそもやってみたら違ったから取りかえるんだよと、これ浄化槽だって初めから同じ敷地内につくことはわかっていて設計していて、やっちゃって、ああよく考えたら違った、それは余りにも最初の設計段階で考えなければいけないことではないんですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 全くおっしゃるとおりでございます。弁解の余地はないのかと思います。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
相馬委員。

○相馬（剛）委員 そうすると、まずその敷地の、今年度の当初予算から敷地の場所をまず変更したというあたりで、それが地元との話し合いでということだったと思うんですが、あそこ実はグラウンドがこういうふうに、バックネットが2つあ

て、2面になっているんですが、地元では1面が恐らくそうすると使えなくなる計算になるのかなと思うんですが、そういうお話し合いというのは地元の方とはされたんですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 日ごろのグラウンドの利用者を、きょう私どものほうも確認させていただきました。

グラウンドゴルフが火曜から土曜日の午前中使っているということと、あとゲートボールですね、こちらが金曜日の午前中、あとは社会人のソフトボール、こちらが日曜日に使っているというような、あとは特別支援学校のほうで不定期で利用しているということをごさいますて、グラウンドゴルフですとかゲートボールの団体には説明は済んでおりますし、コミュニティのほうですか、もうそれも済みまして、了解を得ているところがございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきも

のとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第71号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時21分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開始いたします。

続きまして、決算審査特別委員会第2分科会へ切りかえて審査を行います。

ここで、中村監査委員の退出を許します。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 それでは、認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。

江連課長。

○江連保育課長 （認定第1号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

大野委員。

○大野委員 すみません、152ページと153ページですね、広域利用運営費のところ、ちょっと教えて欲しいんですけども、出産などで里帰りという、遠くのほう、例えば長野県とか千葉県とか石川県、高知県、北海道、みんなありますけれども、

この期間というのは、例えば出産後8週とか、そういう取り決めはあるんですか。向こうに行っても認められる。

○佐藤委員長 本澤係長。

○本澤保育係長 一応、産前、産後の説明なんですけれども、産前、産後の保育の利用につきましては、出産予定の妊婦さんに前後2カ月については認定ということはできますので、トータルで5カ月間については産前、産後は利用できるということです。

○佐藤委員長 大野委員。

○大野委員 5カ月。わかりました。

あと、すみません、184ページ、4款衛生費の放射能の測定の件なんですけれども、基準値を超えてしまったというようなデータ、28年度ももちろんなかったんでしょうか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 基準値を超えたものはございませんでした。

○大野委員 了解です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 先ほど152、153の広域利用のところの続きなんですけど、先ほど産前、産後で5カ月オーケーということだったんですが、この143人利用した中で、そうではない理由で利用した方はいるかどうかということと、あと、どんなことで利用できるのか、ほかの市町村で。住所地があればよいと言ったんですけども、ちょっと教えてください。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 ほかの理由の内訳というのは、ちょっと今数字を持っていないんですが、そのほかの理由としましては転居、例えば大田原からこちらに転入されてきたんですが、年長児なんで、今

までどおり大田原のほうに最後まで通いたいというようなことも、この広域利用の定数になってございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 じゃ、そういう方については、長さの要件はないんですか。例えば1年でも、出産の場合は5カ月と決まっているものが、その理由は本人が無申請でオーケーなのかどうか教えてください。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 先ほどお答えしましたように、就学前までということです。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、ちょっと基本的なところで、保育園なので、那須塩原市に通っても、例えば大田原市に通っても、所得要件によって払うものというのは、那須塩原市での所得の基準だと思うんですけども、これ、全国どこへ行ってもその基準の保育料は変わらないんですか。

○佐藤委員長 本澤係長。

○本澤保育係長 保育料については、お子さんがお住いの自治体のほうで算定を行いますので、基準については国のほうで限度額を定めておりますので、それを超えない範囲で各市町村で設定した料金をお支払いいただくという形になります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 つまり、例えばここで今、一番最初に大田原のしんとみ保育園に24万3,520円払っているというものは、この方が、この行っている子どもさんが那須塩原市で払っていたお金と同じものを相手に払っているということなんですか。逆ですか。

○佐藤委員長 本澤係長。

○本澤保育係長 施設のほうに支払っている額というのは、国のほうで定めている公定価格というの

が、施設の運営費を算定する基準があるんですけども、それに基づいた形で施設にまずお支払いをしている、運営費については1人当たり幾らというところの単価でお支払いしていて、保育料自体は、お子さんの住んでいる市町村の基準で保育料を徴収している。施設に払う金額というのは、保育園については保育料を自治体で徴収しますので、この公定価格を算定した総額をお支払いする。

認定こども園ですとか小規模保育施設については、施設のほうで保育料徴収しますので、その分を差し引いた額で、公定価格から保育料を差し引いた形で施設のほうに支払うというような形です。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 保育園と幼稚園と認定こども園というのは、払い方が違いますよね、親御さんの払い方とか市の。それで、それが全部この広域利用をしているところに委託料としてここに載っている金額は、ですから、このお子さんたちが那須塩原市にいて、那須塩原市の幼稚園、保育園に払っているものと、つまり親が払うものとして同じかということを知っているんですけども。

○佐藤委員長 本澤係長。

○本澤保育係長 こういった施設に支払う金額と徴収する保育料というのは同じかということなんですけれども、イコールではないです。施設に支払う金額のほうが多いです。

○山本委員 だめだ、私、頭が混乱しているから。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 結局、市内にいる方も市外に通っている方も、保護者が払うお金は一緒かという観点ですか。

○山本委員 そう、そういうことを聞いて、はい。

○江連保育課長 一緒です。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 それと、産前、産後の5カ月というの

はそうだろうと思うんですが、住所地が那須塩原市にあって、例えば大田原市に家をつくって、もうあと1年だから、そのまま……逆か、大田原市に住んでいて……違うな、とりあえず家をつくって大田原に将来は住むんじゃなくて、那須塩原市に住むんだけど、今は大田原にいますというような人が、例えば1年とかになったとしても、それは本人の申請で、定めはないというふうに言ったんですけども、その辺のところは、つまり、どんな理由であれ臨機応変で、例えば別居をした場合でもそういうことができるということですか、言ってみれば、親が。ありますよね、別居して。ないんですか、そういう。理由は聞かないんですか。

○佐藤委員長 藤田部長。

○藤田子ども未来部長 那須塩原市に住所があっても、親の勤め先が大田原にある。大田原の施設を利用したほうが便利だというときには、やはり広域利用で大田原であっていただければということですが、広域利用という利用が可能です。

逆もまたあるので、大田原市の住民票がある方が、那須塩原市の施設に入りたいよというときには、あいていただければということですが、那須塩原市の施設を使っていただくことも可能です。

里帰りする場合がありますし、何らかの親御さんの理由によって、では一時的に引っ越しをするんですけども、那須塩原で引き続き保育園に、大田原市に住んで、那須塩原市の施設をそのまま継続して使いたいというときには、申請をすれば大田原市の広域利用という形の通いが。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると出産以外は理由を問わないということなんですね。出産の場合だけ5カ月という定めがあって、あとは、例えば親御さんの就職先が大田原か、例えば保育園、5年対応なら5

年ずっと大田原にいていいという説明ですよ。

ということは、出産の場合のみ、その5カ月間しかだめだから、理由を言いなさいと。あとは本人の都合でオーケーということになっているわけですね。

○佐藤委員長 本澤係長。

○本澤保育係長 まず、保育園等に預けるに当たっては、保育の必要の事由というものがあるんですけども、産前、産後のご質問でその5カ月間という話はしたんですけども、就労している期間については、利用いただく支給認定期間というのがあるんですけども、それに該当してきます。

なので、それがお仕事をやめた時点で当然、保育園の必要という点がなくなりますので、その場合には、もう利用ができなくなります。

あとは、認定期間が決められているのは求職活動中、お仕事を探すのにお預けしたいというような方については、基本的に3カ月間になるので、その間にお仕事を見つけれなかった場合には……

○山本委員 だめよと。

○本澤保育係長 そういう、その認定の保育の事由の内容によって、その期間が変わってくる場合もあります。

就労等であれば、基本的にはお仕事を続けられる限りは、就学前までは利用ができるということになっています。

○山本委員 了解です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 138ページの保育事務推進費ということで、6月から来年度の……ことしのですね、すみません、これ28年度の数字にはなってしまうんですけども、待機児童の件でお聞きしたいんですが、その部分は解消はされていますか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 待機児童につきましては、委員ご承知のとおり4月1日現在、発表がございまして37名ということでございます。

今後、10月1日基準で、また発表する予定になってございますので、今まで何人という数字は、ちょっといただいてございません。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 それと、139ページの上の段の防火管理者資格取得講習会とあるんですが、上の扶助費の1つ上のところ、負担金です。139ページです。

防火管理者資格のところ、予算が3万9,000、ちょっと細かい話にはなるんですが計上されていて、3万2,500円が決算のほうで上がっていている数字ではあるんですが、その防火管理講習資格を取った方の参加人数を教えてくださいたいんですけども。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 人数にして5人でございます。

○星副委員長 5名ですね。

○江連保育課長 はい。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 この防火管理者資格を取った方、この5名というのは、各園に1名ずつ配置ということで、園から要は選ばれてというか、選定されていらっしゃるって資格を取っていらっしゃるのですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 公立保育園の副園長先生です。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 あと、次のページ、140ページですが、備品購入費の下のところに保育園事故防止用カメラと書いてありますが、このカメラの設置場所はどちらになりますか。

- 佐藤委員長 本澤係長。
- 本澤保育係長 事故防止カメラなんですけれども、公立11園について配置したところなんですけど、事故が起きやすい場所ということで、ゼロ、1、2歳児室の保育室、それから園庭、それからプールに設置しております。
- 佐藤委員長 星副委員長。
- 星副委員長 これは、全部の保育園の設置は、もう終わったということですか。
- 佐藤委員長 本澤係長。
- 本澤保育係長 昨年度末までに、公立保育園11園については設置完了しております。
- 佐藤委員長 星副委員長。
- 星副委員長 154ページ、補助金のところで、食物アレルギー対応給食事業費とありますが、食物アレルギーに対しての質問になるんですけども、こういった食物アレルギーを持っているお子さんに対する先生の対応とかというのは、どうなんでしょう。きちんと対応できるようになっているのかどうかお聞きしたいんですけども。
- 佐藤委員長 相馬副主幹。
- 相馬保育課保育係副主幹 那須塩原市で食物アレルギーマニュアルというのはございまして、全員で共通した反応ができるようになっております。
- 佐藤委員長 星副委員長。
- 星副委員長 となると、同じくそのアレルギーのところで、それがマニュアルがあるということで、エピペン講習会とかも、やはりきちんと講習を受けていて、何か非常時のときには対応できるようになっているのでしょうか。
- 佐藤委員長 相馬副主幹。
- 相馬保育課保育係副主幹 議員のおっしゃるように、定期的に講習会を受けまして、エピペンにも対応できるように努めております。
- 佐藤委員長 山本委員。

- 山本委員 139ページの保育園臨時職員の賃金につきましてなんですけれども、304人でとようら分減ったということで、4億ぐらいになっていますが、臨時職員が多いことはわかっていますし、日給か時給かでお支払いしているんだと思うんですが、同一労働、同一賃金という国の考え方も出ていますし、この辺のところの市のお金の払い方については、正職員と仕事もちろん違うんだと思うんですが、その辺の考え方を教えてほしい。
- ざくっとこれ割ると、1人132万円になるんですね。ざくっとこのまま4億を300で割るとそのぐらいになるんですけども、多分働き方はそれぞれ違うと思うんですが、例えば担任を持っている先生の時給は幾らなのかとか、主任の加配と書いてありますので主任級の人ほどのくらい月給でもらっているのか。ちょっとその辺について少し教えてください。
- 佐藤委員長 江連課長。
- 江連保育課長 今、主任の加配というお話がありましたけど、月5,000円の加配です。加配というか、すみません、プラス5,000円。
- 山本委員 1日ですか。
- 江連保育課長 月にです。
- 山本委員 一月ですか。
- 江連保育課長 はい。
- 佐藤委員長 山本委員。
- 山本委員 全体に時給で働いている人の一番安い人というのは、資格を持っている方で幾らなんでしょう。
- 佐藤委員長 江連課長。
- 江連保育課長 時給950円です。
- 佐藤委員長 山本委員。
- 山本委員 そういう方は、補助的なことをしているだけということではよろしいんですか。担任を持つということはないんですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 原則、臨時員さんということなので、主担を受け持つというのは原則ございません。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 例外があるということによろしいですか、そうすると。

○佐藤委員長 相馬副主幹。

○相馬保育課保育係副主幹 本当に今、臨時職員についてもいろんな働き方をしている方がありまして、早番を担当する臨時職員、遅番を担当する臨時職員などはクラス担任は原則持ちません。

上級の保育士を見つけたいところなんですけど、どうしても今は保育士不足でして見つからないという中で、例えばなんですけど7.75のところ6時間の労働でクラス担任という形をとっているケースも余り見ないです。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 私は、臨時職員がいけないと言っているのではなくて、子どもをやっぱり今見ている方は、どうやっても那須塩原市の場合は臨時さんが多いわけですよ、数的に言ったら、正職員の数を見ればわかるように。

それで、やっぱりお金をいっぱい出さないとい保育士は集まらないし、安いからやらないという方もいます、現実には。ですので、臨時でいいんですけれども、もうちょっと倍ぐらいのお金を出してあげたら、950円ですといたら、資格を持っている人もそれでいいのかなと私は思います。

だんだん民営化していけばこの部分が減っていくのはわかるんですけれども、正職員をたくさんとっていくという考えもなさそうですので、たくさんはね。ですので、ぜひこの臨時職員の方の待遇を大幅にアップしていただいて、そういう方が働きやすいようにしていただくことが、やっぱり子育て支援の大原則だと思うので、このところ

の決算の4億というのは、小さくない金額ではあるんですが、正職員をその分で雇ったら、とんでもないお金になりますので、そのところをこれからも予算にきちんと反映させていただくに頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

相馬委員。

○相馬委員 136ページ、一番下なんですけど、民間育児サービス対策事業費60事業で、負担金、補助金、交付金ということで137ページの一番上に書いてあるんですが、平成27年度から28年度に第3子云々で、若干ふえましたという説明ではあったんですが、これ、当初予算の段階では、恐らく774万程度の予算があって、減じて決算額は240万とって約3分の1ということなんですけど、まず、民間育児サービス対策事業の事業内容と、それからその各補助を出しているものの説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 本澤係長。

○本澤保育係長 民間育児サービスの事業の内容なんですけれども、認可外保育施設に対する補助というような内容です。補助内容としては幾つか種類があるんですけれども、まず運営費に対する補助とか、やっぱり認可外保育園施設さんのほうで、保育料を減免した場合に補助したりとか、あるいは第3子についての補助については、普通の保育園とか幼稚園とかところの保育料については、原則、今、無料の形になっているので、同じような形で認可外保育施設の第3子の方は使われるようにということで、第3子の保育料の免除ということで、保育料の免除。

そういった民間保健サービス施設なので、認可外保育施設に対する補助が主な事業になります。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 当初予算の3分の1ぐらいだったというところについては。

○佐藤委員長 本澤係長。

○本澤保育係長 こちらについては当初予算の見込みが多くて、実際に第3子の方が、見込みより少なかったとか、年度で動きがあると思うんですけども、ちょっと見込みが多かったのかなというところですか。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 恐らく内訳としましては、施設運営費が564万9,000円というふうに施設運営費というふうになっているんですが、実際にはそれが70万、私設保育所運営費5施設で70万2,000円ですから、これが400万近く、そうすると違っていたという理解でよろしいでしょうか。

○山本委員 一番下じゃないですか。

○相馬委員 運営費だから上かなと思ったんですけども。

○山本委員 私設保育所という言葉からすると、順番からすると一番下。そうしたら余りふえてこないよね。

○相馬委員 そうすると、この施設運営費はゼロになっているということですか、なしになっているということ、五百何十万。

○山本委員 確かに。

○佐藤委員長 本澤係長。

○本澤保育係長 先ほどの運営費のところ、県の補助が2分の1入る運営費があるんですけども、その補助が、平均して6人以上利用がないと、県の補助の対象にならないということがありまして、その分が、昨年はその分条件が…。ことしは対象になる施設が県の補助対象になる施設、人数が満たなくて、補助対象になる施設がなかったんですね、落ち込んでいたんですけども、実際利用は少なく、今年度に至っては、予算上は一部計上

していたところなんですけれども対象はなかったもので、少し予算を、その分ちょっと多くとってしまったというところ。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 もしかしたら、どこかで聞いていたとしたら申しわけないんですが、154ページの認可保育園費の一番最後のところで、国にお金を返しているんですが、この額が大きい理由は何でしょうか。

この154ページの下の方の償還金のところで、この前年度の給付1セットのお金を6,429万返しているんですけども、これはいつも返して……すみません、ちょっと調べてもらえますか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 平成27年度の実績による国県補助金の精算で返還金が発生したというものでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、自分で前年度とかずっと調べていなくて申しわけないです。これは大体、毎年このくらい、6,000万ぐらい返しているんですか、6,500万。理由があるなら教えてください。

○佐藤委員長 本澤係長。

○本澤保育係長 まず、この返還金なんですけれども、子ども・子育て新制度が27年度からスタートしまして、この給付費というものが施設に対して支払い出したのが27年度が初めてですね。なので、そのときについては、実際、27年度から幼稚園から認定こども園に移行した施設とかもかなりありまして、実際どれぐらいの給付費が必要なのかというところが、見込みがちょっと難しいところがありまして、国のほうでもいろいろ給付金の補助単価だとか、そういったところをまだ、年度末になるといろいろやりとりをしている中で定まらな

かったところとかあるので、なかなかちょっと見込みが難しいところはあったので、少しく、上乘せするような形での申請内容になっていたのですが、実際お金としては入ってきてしまったけれども、実績報告書した中で、そこまでは国庫としてはもらい過ぎたので、その分をお返しすると。毎年、実績報告の段階では、もともとの金額が10億、20億という単位なので、それに対して10%いかないぐらいの返還金というのは出てくるのかなという事です。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、来年度の決算の中でもこのくらい出てくるというふうには、つまり頭に入れておけばいいということですか。了解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認め、よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで、中村監査委員の入室を許します。

〔中村監査委員入室〕

○佐藤委員長 会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時21分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎その他

○佐藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 (プールの安全対策マニュアルについて)

○佐藤委員長 ほかに委員の皆さんから何かございますか。

中村委員。

○中村委員 (大山第3児童クラブの電気工事について)

○佐藤委員長 ほかに皆さんのほうから何かございますか。

山形委員。

○山形委員 (子育て応援券について)

○佐藤委員長 そのほか委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、保育課の皆さんから何か
ございますか。

○江連保育課長 特にございません。

○佐藤委員長 それでは、保育課の審査を終了いた
します。

これで、子ども未来部の今定例会における審査
は終了となりますが、子ども未来部全体として何
かございますか。

藤田部長。

○藤田子ども未来部長 特にございません。

○佐藤委員長 なければ、以上で子ども未来部の審
査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで、執行部退席のため暫時休憩といたしま
す。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時36分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ここで、事務局から連絡があります。

どうぞ。

○磯書記 (事務連絡。)

—————◇—————

◎閉会の宣告

○佐藤委員長 これで、今定例会における当委員会
の議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長
に提出いたしますので、ご一任いただくようよろ
しくお願いいたします。

これもちまして福祉教育常任委員会を閉会い
たします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時45分